

平成 27 年度

包括外部監査の結果報告書

八木山動物公園に係る
財務事務の執行と管理運営について

平成 28 年 3 月

仙台市包括外部監査人

公認会計士 齋 藤 憲 芳

目次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査対象となる事件の所管等	1
4. 監査対象期間	1
5. 特定の事件を選定した理由	1
6. 包括外部監査の方法	2
7. 外部監査の実施時期	2
8. 外部監査の実施者	2
9. 利害関係	3
10. 監査の結果と意見	3
II. 外部監査の対象の概要	4
1. 仙台市の財政状況	4
2. 仙台市的人口と動物園の入園者数の関係	19
3. 動物公園の概要	23
4. 動物公園運営方針	36
5. 日本と東北地方における動物園・水族館の概要	43
6. 動物園と法律について	48
7. 動物公園に係る規程について	60
III. 動物公園の管理運営	72
1. 歳入・歳出	72
2. 出納管理	83
3. 動物管理	86
4. 動産・不動産の管理	93
5. 契約管理	106
6. 人員について	110
7. 指定管理者制度に関する検討	119
8. 評価とアンケート調査について	124
9. 地下鉄東西線の開業と入園者について	132
10. パンダの誘致について	136

IV. 動物公園他の視察と所感	141
1. 動物公園及びその他の動物園等の視察	141
2. 所感	153
V. 監査の結果と意見(まとめ).....	162
添付資料 1 動物園裏話.....	164
添付資料 2 都市公園台帳と公有財産台帳の整合性.....	166
添付資料 3 動物園運営形態別明細	167
添付資料 4 視察動物園の概要.....	170

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

八木山動物公園に係る財務事務の執行と管理運営について

3. 監査対象となる事件の所管等

仙台市建設局八木山動物公園(第一種公所)及び関連部署

注 第一種公所とは、仙台市事務分掌規則第 30 条第 2 項に規定されている、本庁以外に設置されている「部」相当の施設をいい、八木山動物公園以外には、東京事務所(総務局)、衛生研究所(健康福祉局)、児童相談所(子供未来局)、及び中央卸売市場(経済局)がある。

4. 監査対象期間

平成 26 年度(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)

但し、必要に応じて過年度に遡及する場合がある。

5. 特定の事件を選定した理由

八木山動物公園は、平成 27 年 10 月に、現在の八木山に移転(昭和 40 年 10 月)し、新しい動物公園として開園してから 50 年を迎える。

この間、昭和 53 年の 635 千人の入園者数をピークとして、入園者数は減少傾向にあり、平成 25 年度の入園者数は 480 千人にとどまっている。

平成 17 年度に実施した利用者のアンケートを基に、「基本理念」及び「基本方針」を策定し、長期的な観点からの計画的取組がなされているものの、目標とする入園者数「百万人」とは乖離が大きい。

八木山動物公園運営方針については、平成 25 年 8 月に改定がなされており、また、平成 27 年 12 月に地下鉄東西線の開業が予定されていることから、これを契機として、八木山動物公園の財務事務の執行及び契約事務等の管理運営に関して検討することにより、仙台市の財政の健全化に寄与することを目的として監査するものである。

注 地下鉄東西線は、平成 27 年 12 月 6 日に開業した。

6. 包括外部監査の方法

(1) 概要

① 予備調査

- 八木山動物公園の概要について、「市政のしおり」をもとに所管する建設局(八木山動物公園含む)の関係者のヒヤリングを実施した。
- 動物園に関する法律や条例等について調査した。
- 仙台市的人口の推移については、前年度の包括外部監査に際して調査した資料を参考にした。

② 本監査

- 八木山動物公園に関する歳入・歳出(一般会計)に関する資料を入手し、財務内容について、関連資料で検討したほか、関係者へのヒヤリングにより検討した。
- 契約事務に関しては、各契約書をもとに契約事務の執行状況について検証した。
- 動産・不動産の管理については、都市公園台帳(公有財産台帳を含む)や、備品台帳又は動物台帳をもとに各現物とのテストベースでの照合を実施した。
- その他、他の動物園等の状況を把握し、比較検討するために、4つ動物園を視察した。

(2) 監査の着眼点

- ① 八木山動物公園の財務事務の執行及び契約事務等の管理運営に関する手続きの合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から検討する。
- ② 今後の八木山動物公園の運営のために、今後改善等を望まれる内容について留意して実施する。

7. 外部監査の実施時期

平成 27 年 8 月 20 日から平成 28 年 3 月 29 日

8. 外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士 齋 藤 憲 芳
包括外部監査人補助者	公認会計士 渡 邇 雅 章
同上	公認会計士 小 川 高 広
同上	公認会計士 高 橋 衣 美

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 監査の結果と意見

本年度の包括外部監査における「監査の結果」と、「監査の結果に添えて提出する意見」に関する事項は、「指摘」及び「意見」とし、それぞれ次のような考え方により区分している。

なお、「指摘」又は「意見」に該当するものではないが、他の動物園を視察したことを参考にして、「所感」として取り纏めている。

指摘・・・財務に関する事務の執行等において、違法又は著しく不当と判断されるので改善すべきもの。

(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づく「監査の結果」)

意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるもの。

(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づく、「監査の結果に添えて提出する意見」)

所感・・・地方自治法上求められているものではないが、他の動物園を視察したことにより、八木山動物公園の優れている点や、改善が望まれる点について「所感」として取り上げた。これは、財務事務の執行等に直接関係するものではないため、別途「所感」として取り纏めたものである。

注) 報告書の文中、または表の合計額は、端数処理の関係で内訳金額と合計金額とが一致しない場合がある。

II. 外部監査の対象の概要

1. 仙台市の財政状況

(1) 会計区分別財政(決算)の推移

① 一般会計、特別会計、企業会計の概要

東日本大震災発生年度(平成 22 年度)以降の仙台市の財政(決算)の推移は、以下のとおりである。参考のために、平成 27 年度の当初予算を併記している。

表 II-1-(1)-① 仙台市会計別決算(予算)の推移 (単位:億円)

摘要	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
一般会計	3,961	5,713	5,980	5,405	5,439	5,389
H22 年度比	100.0%	144.2%	151.0%	136.5%	137.3%	136.1%
特別会計	2,672	2,739	3,018	3,083	3,092	3,388
H22 年度比	100.0%	102.5%	112.9%	115.4%	115.7%	126.8%
合計	6,633	8,452	8,998	8,488	8,531	8,777
企業会計	1,909	2,551	2,469	2,591	2,767	2,754
H22 年度比	100.0%	133.6%	129.3%	135.7%	144.9%	144.3%
仙台市総額	8,542	11,003	11,467	11,079	11,298	11,531
H22 年度比	100.0%	128.8%	134.2%	129.7%	132.3%	135.0%

出典: 各年度「歳入歳出決算事項別明細書」・「決算の大要」、「平成 27 年度当初予算案概要説明資料」より

注 以後、推移表等の中で年度を表示する場合は、平成を「H」と表示する。

仙台市の平成 26 年度決算ベースの財政は、一般会計(5,439 億円)、特別会計(3,092 億円)、企業会計(2,767 億円)、及び総計(1 兆 1,298 億円)である。

5 年前の東日本大震災が発生した平成 22 年度の決算が、一般会計(3,961 億円)、特別会計(2,672 億円)、企業会計(1,909 億円)及び総計(8,542 億円)であったのに対して、一般会計では 37.3% の増加、特別会計では 15.7% の増加、企業会計では 44.9% の増加、及び総額では 32.3% 増加となっている。

特に、震災後の財政は、震災復興に関連して、各会計ともに大幅に増加しているが、一般会計及び企業会計での増加が著しい。

注 会計区分について

	会計区分	摘要
1	一般会計	市の基本的な事業を行う会計である。財源は市税や地方交付税等によって賄われる。
2	特別会計	特定の事業を特定の収入によって実施するための会計である。特定の収入があるため、一般会計とは区別する必要がある。仙台市には国民健康保険事業や介護保険事業など、10の会計がある。(表 II-1-(1)-②参照)
3	企業会計	地方公共団体が直接経営する、地方公営企業会計である。それぞれ利用者の方々が支払う収入で事業を行う。仙台市には、下水道・自動車運送・高速鉄道・水道・ガス・病院の6会計がある。(表 II-1-(1)-②参照)

出典: 「仙台市の家計簿」より

なお、今年度の監査対象である建設局八木山動物公園(以下、「動物公園」という。)の会計は、一般会計の中に含まれている。

② 各会計別の平成25年度と平成26年度の内訳別明細

次に、平成25年度の決算内訳と平成26年度の当初予算及び決算内訳をみると以下のとおりである。

表 II-1-(1)-② 平成25年度の決算内訳と平成26年度の当初予算及び決算内訳
(単位:億円)

会計区分	H25年度決算	H26年度予算	H26年度決算	H26年度 決算構成比
一般会計	5,405	5,581	5,439	48.1%
特別会計				
都市改造事業	56	50	52	
国民健康保険事業	1,018	1,008	991	(8.8%)
中央卸売市場事業	48	28	34	
公共用地先行取得事業	12	20	20	
駐車場事業	3	3	3	
公債管理	1,245	1,258	1,248	(11.0%)
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1	1	1	
新墓園事業	11	9	10	
介護保険事業	595	644	629	(5.6%)

会計区分		H25 年度決算	H26 年度予算	H26 年度決算	H26 年度 決算構成比
	後期高齢者医療事業	94	108	104	
	特別会計小計	3,083	3,129	3,092	27.4%
	一般会計・特別会計合計	8,488	8,710	8,531	75.5%
企業会計					
	下水道事業	744	855	759	
	自動車運送事業	123	132	131	
	高速鉄道事業	605	485	595	
	水道事業	399	466	432	
	ガス事業	512	589	527	
	病院事業	208	337	323	
	企業会計小計	2,591	2,864	2,767	24.5%
	総計	11,079	11,574	11,298	100.0%

出典: 「平成 26 年度当初予算案概要説明資料」、「平成 26 年度一般会計・特別会計決算説明書（主要事務事業概要）」より

特別会計の中で、特に注目すべきものが、公債管理特別会計である。本特別会計は、仙台市の借入金である市債の元金や利子などの支払いをするための会計で、一般会計と特別会計の公債費を一括管理するための会計である。

平成 22 年度から平成 26 年度までの公債管理特別会計の主な歳出額は以下のとおりである。

表 II -1-(1)-③ 公債管理特別会計 岁出 (単位:億円)

	摘要	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
1	元利金支払額	899	858	916	1,013	1,009
2	新規記録・引受手数料等	2	2	2	2	2
3	市債管理基金積立額	176	188	199	230	237
計	公債管理	1,077	1,048	1,117	1,245	1,248
	公債管理に占める積立額比率	16.3%	17.9%	17.8%	18.5%	19.0%

出典: 「仙台市の家計簿」(決算編) より

以上のように、毎年 1,000 億円以上の元利金支払い、及び手数料支払等がある。なお、全体の 15~20%前後は、満期一括償還に備えた基金への積立である。

次に、会計別市債の直近 5 年間の各年度末の現在高は、以下のとおりである。

表 II -1-(1)-④ 会計区分別市債残高 (単位:億円)

摘要	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	備考
一般会計※1	7,473	7,718	8,048	8,155	8,331	
(内臨時財政対策債)	(1,362)	(1,603)	(1,833)	(2,025)	(2,185)	
(内震災対応分)	(-)	(147)	(259)	(259)	(314)	
特別会計	447	421	403	409	413	
企業会計	5,183	5,141	5,062	5,019	5,060	
合計	13,103	13,280	13,513	13,583	13,804	
市債管理基金 ※2	686	734	806	909	947	

出典: 各年度「仙台市の家計簿」・「一般会計・特別会計決算説明書(主要事務事業概要)」・「決算の大要」より

※1 一般会計の市債残高は、平均して 2~3%ずつ増加している。

平成 26 年度の一般会計分の残高増加は、臨時財政対策債や、高速鉄道事業債の残高が増加したことによる。

※2 市債管理基金は、市債の安定的な償還のために積立てておくものであり、毎年、平均して 9~10%程度増加している。

なお、地方交付税の交付割合が低下しているために、地方交付税の不足を補うために仙台市が発行する臨時財政対策債等が増えていることから、一般会計の市債残高は、増加傾向にある。臨時財政対策債の償還財源は、将来的には地方交付税として措置されることになっているものの、国自体が約 812 兆円(平成 27 年度末見込)もの公債残高がある現状において、いつ交付されるのか、或いは、財政状態が改善してきている自治体への配分が減額される可能性が無いとも言い切れないという不確定要素を抱えている。

因みに、平成 27 年 12 月 24 日に総務省自治財政局から公表された「平成 28 年度地方財政対策」では、地方交付税総額については、前年度(平成 27 年度)とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に削減(平成 27 年度の 4.5 兆円から 3.8 兆円に 0.7 兆円の抑制)するとしているが、平成 28 年度末の公債残高は 838 兆円に膨らむ見込みである。

表 II -1-(1)-④ 会計区分別市債残高のとおり、仙台市が抱える市債の総額は、平成 26 年度末現在 1 兆 3,804 億円に上る。これに対して、市債返済の

ために積立てている基金は、毎年度積み増してきているものの、947 億円に過ぎない。前述の臨時財政対策債の残高が 2,185 億円と急速に増加していることから、今後も注視していく必要がある。

因みに、平成 27 年 12 月 6 日に開業した地下鉄東西線を経理する会計である企業会計・高速鉄道事業会計における市債の残高は、以下のとおり増加傾向にある。

表 II-1-(1)-⑤ 高速鉄道事業会計の市債残高の推移 (単位:億円)

摘要	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	備考
高速鉄道事業	1,315	1,294	1,343	1,358	1,375	
H22 年度比	100%	98.4%	102.1%	103.3%	104.6%	

出典: 各年度「決算附属書類」より

注 地下鉄東西線は、計画では 10 年後の単年度黒字化を目指している。

地下鉄南北線の場合、平成 26 年度において 33 億 1 千万円の黒字となつたが、内容は以下のとおりである。

(単位:億円)

収益	運賃収入	広告料収入	補助金	その他	赤字	計
H19 年度	109	7	20	4	4	144
H26 年度	109	5	30	21	-	165

(単位:億円)

費用	人件費	経費	減価償却費	支払利息	その他	黒字	
H19 年度	30	29	37	48	-	-	144
H26 年度	29	34	53	14	2	33	165

平成 19 年度では、赤字は 4 億円となっているが、補助金 (※3) 20 億円を考慮すると、実質的赤字は、24 億円である。

平成 26 年度では、黒字 33 億円から補助金 30 億円控除すると、実質の黒字は 3 億円となる。補助金なしで黒字化したことがわかる。

今後、地下鉄東西線の赤字が 10 年間は続く見込みであることから、地下鉄の経営状況にも注視していく必要がある。地下鉄、即ち企業会計である高速鉄道事業については、原則は収支相償う経営(収入=支出)である。

なお、動物公園周辺道路は、ゴールデンウイーク等において交通渋滞が発生しているが、地下鉄東西線を利用すれば仙台駅から 12 分(300 円の料金)で八木山動物公園駅に行けることから、市民としてもバス等に比較して利便性が

格段に良くなつた印象がある。雨や雪の場合にも乗車時間が読めることからも便利である。

※3 補助金は、総務省の各年度における「地方公営企業繰出金について（通知）」に基づくもの等である。

同通知に基づく補助金は、総務省が社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状に鑑みて、経営基盤の強化のために、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金として計上することとしたものであり、一般会計がこの制度の基本的な考え方によつて公営企業会計に繰出しを行つたときは、その一部について地方交付税等において考慮されるものである。

(2) 一般会計の平成 25 年度と平成 26 年度の状況

① 歳入

平成 25 年度と平成 26 年度の一般会計の歳入の区分別決算額等は以下のとおりである。

表 II -1-(2)-① 一般会計歳入内訳 (単位：億円)

区 分	年 度	H25 年度 決 算	H26 年度 予 算	H26 年度 決 算	H26 年度決算 構成比率
市税		1,759	1,784	1,821	31.9%
地方譲与税		29	29	28	
利子割交付金		3	3	3	
配当割交付金		4	2	7	
株式等譲渡所得割交付金		6	1	4	
地方消費税交付金		111	139	132	2.3%
ゴルフ場利用税交付金		1	1	1	
特別地方消費税交付金		-	0	0	
自動車取得税交付金		11	5	5	
軽油取引税交付金		83	84	80	
国有提供施設等所在市助成交付金		2	1	2	
地方特例交付金		5	5	5	
地方交付税		413	321	288	5.0%
交通安全対策特別交付金		4	4	3	
分担金及び負担金		39	46	42	
使用料及び手数料		109	113	110	1.9%
国庫支出金		1,165	653	927	16.2%

区 分	年 度	H25 年度 決 算	H26 年度 予 算	H26 年度 決 算	H26 年度決算 構成比率
県支出金		239	265	246	4.3%
財産収入		72	35	38	
寄附金		2	1	1	
繰入金		600	1,111	682	11.9%
繰越金		215	0	318	
諸収入		360	387	337	5.9%
市債		541	591	627	11.0%
合計		5,773	5,581	5,707	100.0%

出典：「平成 26 年度当初予算案概要説明資料」、「平成 26 年度一般会計・特別会計決算説明書（主要事務事業概要）」より

ここ数年の市の歳入のうち、市税は、納税義務者の増加や法人業績の好調などにより増加傾向にある。こうした状況下においても、市債の発行による歳入は増加している。

なお、動物公園の入園料その他の収入は、「使用料及び手数料」、「寄附金」及び「諸収入」の一部として計上されている。

② 岁出

次に、一般会計の目的別歳出の内訳は、以下のとおりである。

表 II -1-(2)-② 一般会計歳出内訳(目的別) (単位：億円)

区 分	H25 年度 決 算	H26 年度 予 算	H26 年度 決 算	H26 年度決算 構成比率
議会費	15	16	15	
総務費	650	397	628	
市民費	135	138	132	
健康福祉費	1,509	1,694	1,589	29.2% ※1
環境費	123	153	150	
経済費	349	377	332	
土木費	944	1,389	1,155	21.2% ※2
消防費	135	165	151	
教育費	371	399	398	

区分	H25年度 決算	H26年度 予算	H26年度 決算	H26年度決算 構成比率
公債費	637	600	582	
災害復旧費	282	68	68	
諸支出金	255	182	239	
予備費	-	3	-	
合計	5,405	5,581	5,439	100%

出典: 「平成 26 年度当初予算案概要説明資料」、「平成 26 年度一般会計・特別会計決算説明書（主要事務事業概要）」より

目的別歳出額で大きいのは、健康福祉費と土木費である。健康福祉費の歳出は、全体の 29.2%を占めている。ついで多いのが、土木費の 21.2%である。

※1 平成 25 年度は、災害住宅応急修理や災害援護資金貸付金の減少などにより決算は減少したが、平成 26 年度は、臨時福祉給付金等の支給や、保育施設整備費の増加などにより、決算は増加した。

※2 平成 25 年度は、防災集団移転促進事業などの復興事業の本格化により大幅な増加があったが、平成 26 年度は、復興公営住宅建設等が本格化したことにより、大幅に増加した。

なお、この土木費の中には、動物公園に係る歳出が計上されている。

また、災害復旧費は、震災から 5 年が経過し、復旧から復興へ移行していくことがわかる。平成 26 年度は、平成 25 年度の約 4 分の 1 まで縮小している。(予算通りの決算となっている。)

次に、歳出の性質別内訳をみると、以下のとおりである。

表 II -1-(2)-③ 一般会計歳出内訳(性質別) (単位:億円)

年 度 区 分	H25 年度 決 算	H26 年度 予 算	H26 年度 決 算	H26 年度決算 構成比率
義務的経費				
人件費	626	655	641	11.8%
扶助費	852	917	908	
公債費	635	598	580	
義務的経費 計	2,113	2,170	2,129	39.2%
投資的経費				
普通建設事業費	809	1,271	1,095	
補助	623	974	825	
単独	186	289	270	
国直轄事業負担金	-	8	-	
災害復旧事業費	283	68	69	
投資的経費 計	1,092	1,339	1,164	21.4%
物件費	614	673	628	11.5%
維持補修費	81	88	86	1.6%
補助費等	528	519	540	
積立金	406	77	355	
投資及び出資金	79	55	78	
貸付金	229	306	221	
繰出金	263	351	238	
予備費	-	3	-	
合計	5,405	5,581	5,439	100%

出典: 「平成 26 年度当初予算案概要説明資料」、「平成 26 年度一般会計・特別会計決算説明書 (主要事務事業概要)」より

性質別の歳出では、人件費等の義務的経費(※1)が約 4 割を占め、建設関係の事業が含まれる投資的経費(※2)が約 2 割で両者の合計は全体の約 6 割を占めている。

区分		摘要
※1	義務的経費	義務的経費とは、人件費(職員の給料や議員報酬など)、扶助費(生活保護法や介護保険法等に基づく、公的扶助のための経費)、及び公債費(自治体の借入金の返済のための経費)をいう。税収などの経常的な収入のうち、人件費、扶助費、公債費、物件費等の経常的な支出に充てられた割合を、経常収支比率といい、この比率が高いほど、臨時の財政需要に余裕がなく、財政構造が硬直化している状況にあることを示す。
※2	投資的経費	投資的経費とは、普通建設事業費(補助事業費と単独事業費があり、国の直轄事業負担金を含む。)、災害復旧事業費及び失業対策事業費をいう。支出の効果は、单年度より長期的な社会資本の形成に向けられている。性格上、景気の変動に影響されることになる。

なお、性質別に分類した場合の動物公園に関する費用は、人件費、物件費、維持補修費他に計上されている。

(3) 動物公園の会計区分について

仙台市は、動物公園を一般会計で運営している。

公益社団法人日本動物園水族館協会(以下、JAZA という。※)に所属している 88 動物園(平成 26 年度日本動物園水族館年報)の経営形態と、自治体が経営する動物園の自治体における会計区分は、以下のとおりである。うち民間等経営除く、国、県及び市町村経営の 70 動物園の会計区分に関して、特別会計で運営を行う動物園は旭川市と千葉市が主な動物園であるが(多くはないと思慮する。)、仙台市をはじめとする自治体の多くは、一般会計で運営している。

※ JAZA : Japanese Association of Zoos and Aquariums

表 II-1-(3)-① 動物園の経営者別明細

経営者	国	県	市町村	公益法人	法人	個人	計
園数	1	9	60	2	13	3	88

特別会計の例	旭川市旭山動物園、千葉市動物公園
一般会計の例	仙台市八木山動物公園、札幌市円山動物園、その他多数
指定管理者の例	東京都：恩賜上野動物園・多摩動物公園・井の頭自然文化園 横浜市：野毛山動物園・金沢動物園、よこはま動物園(ズーラシア) 広島市：安佐動物公園

動物園の運営については、非常に専門性も高く、単純に経済性や効率性を追求できない側面がある。ペットを飼うような訳にはいかず、経営者が動物園に何を求めているかが、大きく影響すると考える。子供と動物のふれあいを主眼とする動物園と、種の保存という役割を果たすことに力を注いでいる動物園とでは、動物の種類や飼育員の配置等において根本的な違いもあるし、経費の額にも大きな差がでてくることになる。

例えば、国又は都道府県市町村により経営される 70 の動物園の自治体における所属部課等は、以下の表の通りであるが、仙台市のように建設局や公園緑地部、都市整備部といった部署で管理する自治体が多く、旭川市のように経済観光部や商工部といった自治体、札幌市のように環境局や環境部といった自治体もある。中には、横浜市のように動物園部といった自治体もあり、動物園に対する認識の違いが表れているように思われる。横浜市の場合、野毛山動物園、金沢動物園、及びよこはま動物園(ズーラシア)という 3 つの動物園を運営していることから、特別に部門を設置していると考える。

中でも、環境局や教育委員会の所管の場合には、動物園の役割のうち、レクリエーションより環境教育の役割を重視した組織としているものと推定する。

表 II -1-(3)-② 動物園を所管する部署

	所属部課名	数	主な動物園の例
1	建設局、建設部他	17	仙台市八木山動物公園、東京都恩賜上野動物園
2	都市局、都市整備部他	17	千葉市動物公園、盛岡市動物公園
3	経済観光部、観光交流文化局他	10	旭川市旭山動物園、静岡市立日本平動物園
4	商工部、産業経済部	6	秋田市大森山動物園、日立市かみね動物園
5	緑政土木局、土木課他	5	名古屋市立東山動物園、東京都立大島公園
6	その他	15	※参照

※の内、特徴的なものは以下のとおりである。

動物園部他	横浜市立の 3 動物園、豊橋総合動植物公園
環境局他	札幌市円山動物園、弥生いこいの広場（弘前市）
教育委員会	おびひろ動物園、釧路市動物園、市立大町山岳博物館

上記以外では、保健部、文化市民部などがある。

次に、会計区分の違いによる開示事例を示す。

① 特別会計による場合【千葉市動物公園の例】

特別会計で経営している代表としての千葉市動物公園の場合、管理部署は都市局公園緑地部動物公園管理課となっており、この千葉市動物公園に関する歳入・歳出は全てこの特別会計で集計されるため、経営内容は明快である。

平成 26 年度の「動物公園年報」によれば、以下のとおりである。

表 II-1-(3)-③ 平成 26 年度千葉市動物公園の決算概要 (単位:百万円)

歳入	決算額	備考
使用料及び手数料	225	
(うち、入園料)	(131)	
財産収入(物品売払収入)	16	
寄附金	0	
繰入金(一般会計繰入金)	616	歳入不足分を、一般会計から補てん
諸収入	12	
市債(動物公園整備債)	111	市債を発行して資金調達
合計	982	

歳出	決算額	備考
動物公園費(管理運営費)	910	
うち総務費	323	一般職 37 名
うち管理費	480	
うち施設整備費	106	
公債費	70	市債償還分 元金 63 利子 7
合計	981	
歳入-歳出	0	

出典: 「平成 26 年度決算状況」より

以上の様に、千葉市動物公園運営に関する最終的歳出超過額は、一般会計より補てんしてもらっていることが明瞭に開示される。市民にとって、分かりやすい会計といえる。

また、決算額の内訳として、入園料は、有料入園者数を記載し、総務費 323 百万円については、一般職 37 名と付記されており、人件費であることがわかる。

運営費についても、入園料等徴収業務他委託 28 百万円を付記するなど、歳出の内容を明瞭に開示している。

② 一般会計の場合【動物公園の例】

他方、一般会計で処理されている場合は、なかなかその内容については分かりにくい面がある。前述のように、目的別の場合も、性質別の場合も、自治体から公表されるものは、所謂「款」レベルでの開示となるため、動物園単独では見ることができない。

但し、動物公園の場合、動物公園年報で開示しており、平成26年度では、以下のような開示となっている。(JAZAに加盟している場合、それぞれの年度毎の経営資料を提供しており、同協会は「経費調」として、88動物園の経常経費と臨時経費について公表している。)

表II-1-(3)-④ 平成26年度 動物公園 決算概要 (単位:千円)

一般会計	H25年度	H26年度	増減	備考
歳入 科目				
使用料及び手数料	108,355	116,400	8,044	7.4%増加
寄附金	835	851	16	
諸収入	9,985	9,218	-766	
合計	119,175	126,469	7,294	6.1%増加
歳出 科目				
08 報償費	68	72	4	
09 旅費	1,101	1,110	8	
11 需用費	158,991	160,444	1,453	0.9%増加
12 役務費	14,901	16,358	1,456	
13 委託料	63,387	77,331	13,943	22.0%増加
14 使用料及び賃借料	1,635	2,808	1,173	
16 原材料費	109	95	-13	
18 備品購入費	180	3,723	3,543	
19 負担金、補助金及び交付金	1,454	1,427	-26	
27 公課費	8	-	-8	
合計	241,828	263,371	21,535	8.9%増加
	※1			
歳入-歳出	-122,661	-136,901	-14,240	11.6%悪化

※1 平成25年度の動物公園年報には集計誤りがあり、歳出合計は241,836千円となる。よって、増減欄は、正しい数値をもとに計算しているため、表とは一致しない。

※2 動物公園年報では、市職員の人事費については開示されていない。千葉市の特別会計の場合には、管理運営費の総務費が一般職の人事費であることを明確に開示していることに比較すれば、情報開示不足であり、誤解を招く開示となっている。

そこで、人事費については、担当部署に集計してもらった資料が、以下の「人事費を含む、動物公園関連費 決算の推移」である。

表 II-1-(3)-⑤ 人事費を含む、動物公園関連費 決算の推移 (単位:千円)

摘要	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	備考
歳入							
動物園使用料	123,799	105,561	100,072	109,500	108,355	116,400	
(入園者)	320,171	268,527	255,491	279,320	275,986	281,698	
寄附金	-	400	1,213	717	835	851	
雑入	13,242	13,073	11,456	9,239	9,554	8,825	
計	137,041	119,034	112,741	119,456	118,744	126,076	
歳出							
運営管理	679,067	673,667	669,238	666,451	644,426	647,432	
うち人件費	441,051	432,936	426,738	418,574	402,588	384,342	
施設整備事業	634,830	89,071	126,480	38,073	34,405	108,112	
魅力アップ事業	6,671	7,110	7,152	15,857	5,290	7,095	
計	1,320,568	769,848	802,870	720,381	684,121	762,639	
歳入-運営管理	-542,026	-554,633	-556,497	-546,995	-525,682	-521,356	注

施設整備事業及び魅力アップ事業という臨時的な事業を除いた、運営管理費用は、歳入を大幅に超過している。直近の6年間でもほぼ520~560百万円が超過分(注の欄参照)である。

なお、上記の表では、平成21年度も残しているが、同年度においては政策的な施設整備事業において、多額の支出がある年度例として示すためである。

この超過差額分については、娯楽施設という動物園の役割からすると、削減する努力をすべしとなるが、博物館相当施設としての動物園の役割、即ち、種の保存、環境教育、動物の研究という目的からすると、採算面(経済性や効率性)だけを求めるることはできない。動物園の設置者が、動物園の役割として何をもとめているかに係ることであり、その結果、動物園に許容される予算の額も変

わってくることになる。

ただし、自治体の運営である以上、教育や研究面の目的を重視したとしても、限られた予算の適正な配分を求められるため、効率的な施設の運営(※3)は当然求められることは言うまでもない。

将来的に、動物園を規定する法律が整備されれば、動物園の目的も明確になることから、当然、設置者は経営方法を変えざるを得ないであろう。

※3 地方自治法第2条(地方公共団体の法人格と事務)

同条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」と規定している。

また、第15項においては、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とも規定している。

③ 指定管理者制度を採用している場合【横浜市の3動物園の事例】

横浜市の場合、3つの動物園の管理については、公益財団法人横浜市緑の協会を指定管理者として管理委託している。

JAZAの平成26年度年報によれば、売改札、清掃、一部の工事・設備、及び付帯事業が委託業務とされているが、主として事務関係及び動物関係が指定管理者制度により管理されている。

横浜市の場合、各動物園の収入・支出は公開されていないが、指定管理者制度においては、一般的には委託業者の自己評価や自治体による評価の他、市民等による第三者評価がなされることもあるため、一般的には、経営は開示されている。

指定管理者の選任過程においても、評価されることになる。

2. 仙台市の人口と動物園の入園者数の関係

(1) 仙台市の人口の推移

仙台市の人口の推移については、平成 26 年度の仙台市包括外部監査において記載のとおりであるが、概要について抜粋して以下に示す。

表 II -2-(1)-① 仙台市の人口の推移

	2015.9.1 (平成 27 年)推計人 口	2013.10.1 (平成 25 年)推計人 口	2010.10.1 (平成 22 年)国政調 査人口	2000.10.1 (平成 12 年)国政調 査人口	1980.10.1 (昭和 55 年)国政調 査人口	1950.10.1 (昭和 25 年)国政調 査人口
人 口	1,075,813	1,068,511	1,045,986	1,008,130	664,868	341,665
人口順位		11	12	12	14	8

また、仙台市の将来の区別年齢別人口割合は以下に示すとおりである。

表 II -2-(1)-② 仙台市の将来の区別年齢別人口割合

西暦	2010 年		社人研推計※2			人口移動が収束しない場合		
			2040 年		'10-'40	2040 年		
行政区	総人口	20-39 女性	総人口	20-39 女性	※1	総人口	20-39 女性	※1
青葉区	291,436	45,990	291,590	28,768	-37.4%	300,305	31,145	-32.3%
宮城野区	190,473	30,985	194,151	20,119	-35.1%	198,072	22,001	-29.0%
若林区	132,306	19,829	122,319	11,738	-40.8%	123,629	12,287	-38.0%
太白区	220,588	30,450	191,680	18,089	-40.6%	187,127	18,106	-40.5%
泉区	211,183	29,301	188,858	17,314	-40.9%	187,264	17,033	-41.9%
計	1,045,986	156,555	988,598	96,028	-38.8%	996,397	100,572	-35.8%
参考								
名取市	73,134	9,660	77,561	8,161	-15.5%	80,779	8,679	-10.2%

※1 若年女性人口の変化率で、2010 年（平成 22 年）から 2040 年（平成 52 年）までの人口増減率であり、単位未満は四捨五入している。

※2 社人研：国立社会保障・人口問題研究所

仙台市の人口は、当面増加してきたものの、2040 年には、100 万人を割ることが予想されている。もっと深刻な問題は、20~39 歳台の若年女性の減少率が非常に大きく、将来の 15 歳未満の年代の人口割合が更に低下している点である。

以下に示すのが、年齢別人口割合である。

表Ⅱ-2-(1)-③ 宮城県、仙台市、名取市の年齢別人口割合

西暦	年少人口割合 (%) (0歳~14歳人口)			生産年齢人口割合 (%) (15歳~64歳人口)			老人人口割合 (%) (65歳以上人口) ()内は75歳以上の人口		
	2005	2020	2035	2005	2020	2035	2005	2020	2035
宮城県	13.8	11.0	9.5	66.2	60.1	56.7	20.0 (9.3)	28.8 (14.6)	32.8 (20.9)
仙台市	13.7	11.1	9.1	70.4	63.7	59.7	15.9 (6.9)	25.2 (12.5)	31.2 (18.4)
名取市	16.0	11.6	9.9	66.6	61.7	56.6	17.3 (7.5)	26.7 (13.3)	33.5 (20.0)

出典：「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が平成26年10月8日に発表した資料より作成

仙台市の年少人口は、2005年の13.7%から2035年には9.1%まで約4.6ポイント低下する。仮に100万人の人口とした場合、約46千人減少することになる。

なお、平成25年10月現在における、具体的な仙台市の市区別年齢別人口割合については、平成26年度仙台市包括外部監査報告書「添付資料1 仙台市の行政区別・年齢別人口構成比」参照のこと。

(2) 都市人口と動物園等の入園者数について

一般的に、ショッピングセンター等の施設の場合、人口が多ければ、集客数(無料を含む)は増加する可能性は大きいと思われるが、動物園について言えば、必ずしも比例関係にあるとは言えない。

例えば、JAZAの平成26年度年報のデータによれば、東京都の人口は13.3百万人であるのに対して、上野動物園の入園者数は、3.6百万人(他に、多摩動物園1.0百万人、井の頭動物園は0.7百万人)で、対人口比27.1%(3園合計でも、39.8%)にとどまるのに対して、旭川市の旭山動物園の場合、人口34万に対して、入園者数は、165万人であり、478%に達している。

動物公園の場合は、107万人の仙台市人口に対して、49万人の入園者がおり、45.8%となっている。人口と入園者数の比例関係は認められない。

また、動物園へのアクセスの良さも大きな要因となるが、前述の上野動物園を例にした場合、鉄道等では日本一アクセスは良いと思われるが、東京都の人口に対する上野動物園の入園者数は、日本一であることは事実であるものの、旭川市の旭山動物園と比べれば、動物園へのアクセスの良さだけで集客できないことは明白である。

(3) 市民と動物園の利用について

次に、市民が動物園に行く場合を考えてみる。

多くの場合、初めての動物園は、子供が就学前に親に連れて行かれ、二回目は幼稚園や小学校の遠足等の学校行事で、そして三回目は、自身が親になって、子供を連れて行く場合が多いようである。(勿論、祖父母に連れられてということも多いが、動物園を訪ねてみると、両親か両親及びその祖父母といった家族連れが多いように感じられた。)

その場合、電車というよりも、自家用車で移動するが多く、現実的にも、多くの動物園は駐車場を確保している。(例外的に、横浜市の野毛山動物園には、駐車場はなく、公共交通機関の利用が必要であるが、入園料が無料という事もあって、平成 26 年度の入園者数は 101 万人を超えていた。)

仙台市では、従来、バス又は自家用車がその中心となっていたが、平成 27 年 12 月の地下鉄東西線の開業により、八木山動物公園駅までは、仙台駅より 12 分、300 円で行けることになり、利便性は格段に増したため、動物公園を訪れる人が増加することが期待される。

しかしながら、前述のように、一般的には、動物園を訪れる機会は限定的である。平成 27 年 7 月にオープンした仙台うみの杜水族館を訪ねてみると、子供も多いが、大人同士での入館者も多く見られる。入館料は動物園より格段に高い 2100 円(動物公園の 400 円の約 5 倍)にも関わらず、入館者数が多いのは、大人を引き付ける魅力が水族館にはあるようである。

因みに、JAZA が発行した平成 26 年度年報では、水族館の入館料は、一般的に高く設定されている。

動物園の場合、何か市民を引き付ける動物園独自の魅力の存在が、入園者を伸ばす原動力になっていると言える。民間経営の場合には、遊園地を併設し、入園料も高いケースも多いが、後述する旭山動物園のようなケースは珍しい。

いずれにしても、動物園は、個々の動物園としての魅力を訴えない限り、人口が増えても、入園者の増加にはつながりにくいと言える。

例えば、上野動物園の場合も、1972 年(昭和 47 年)にジャイアントパンダ

のランラン・カンカンが初めて展示されてからの数年間は 7 百万人を記録したこともあるが、死亡等でパンダの展示がゼロになった 2008 年(平成 20 年)には、290 万人まで減少した経緯があり、パンダが入園者を左右していた現実がある。(これは、動物園の魅力というよりは、ジャイアントパンダの魅力である。)

他方、旭川市の旭山動物園は、1994 年(平成 6 年)にエキノコックスとうきつねの伝染病が発生したことにより営業停止した年には、ピーク時・1983 年(昭和 58 年)の 59 万人から、28 万人まで入園者が激減している。1997 年(平成 9 年)に、いわゆる「行動展示」を開始してから入園者が急増し、2004 年(平成 16 年)には、144 万人まで増加している。その後、NHK や民放放送で特集番組等が放送されるや 2007 年(平成 19 年)には、307 万人を記録している。この年の上野動物園の入園者数 349 万人に肉薄する勢いであった。

こうした事実は、動物園の場合、単純な人口増加は入園者数には直結しないことを証明しており、動物園独自の魅力が大事であることを意味している。

3. 動物公園の概要

(1) 動物公園の沿革

仙台市の動物公園事業への取組みの歴史は古く、昭和 11 年に広瀬河畔(評定河原)において全国 11 番目の動物園として開園したのが始まりである。

以下、動物公園の主な沿革を記載する。

表 II -3-(1)-① 動物公園の主な沿革

年 月	摘 要	備考
昭和 11 年 4 月	仙台市動物園開園 (評定河原)	※1
昭和 20 年 7 月	戦災により廃止 (19 年 9 月以降閉鎖)	※2
昭和 32 年 10 月	仙台市動物園復活 (三居沢)	※3
昭和 40 年 10 月	八木山動物公園開園 (三居沢の動物も吸収)	※4
昭和 41 年 5 月	文部省より博物館相当施設の指定受ける	※5
昭和 42 年 4 月	日本区サル山、フライングケージ完成	
昭和 44 年 10 月	アフリカ生態園完成 松島動物園の動物を引き取る	
昭和 46 年 1 月	類人猿舎火災 オランウータン他失う	
昭和 53 年 4 月	は虫類館、ゴリラ放牧場、鶲鶲舎完成	
昭和 56 年 3 月	小獣舎完成	
昭和 57 年 9 月	ガン生態園、ヒヨコの家完成	
昭和 58 年 11 月	国際保護鳥シジュウカラガン借入	
昭和 59 年 5 月	国際友好都市・中国吉林省長春市と第 1 回動物交換 受 : マーロー 贈 : マントヒヒ	
昭和 59 年 5 月	シカ舎完成	
昭和 60 年 10 月	第 1 回シジュウカラガン放鳥	
昭和 62 年 3 月	動物公園管理事務所建替え	
昭和 62 年 6 月	長春市と第 2 回動物交換 受 : レッサーパンダ 贈 : グラントシマウマ	
昭和 62 年 8 月	カササギ舎完成	
昭和 63 年 3 月	ふ卵育すう室完成	
平成元年 3 月	休園日実施 (月曜日)	
平成元年 8 月	長春市と第 3 回動物交換 受 : コウノトリ 贈 : シロサイ	
平成 2 年 8 月	アフリカゾウの子ゾウ雌雄 2 頭購入	
平成 4 年 3 月	新猛禽舎完成、ラマ舎、カンガルー舎建替え	

年 月	摘要	備考
平成 4 年 6 月	動物病院完成	
平成 5 年 8 月	長春市と第 4 回動物交換 受：ノガシ 贈：チンパンジー	
平成 5 年 10 月	南入口完成	
平成 7 年 3 月	キリン舎完成	
平成 8 年 3 月	インコ舎完成	
平成 10 年 3 月	アフリカゾウ舎完成	
平成 10 年 4 月	財団法人仙台市公園緑地協会管理運営委託	
平成 11 年 6 月	アフリカ平原放飼場リニューアル	
平成 14 年 4 月	仙台市建設局八木山動物公園に組織変更	
平成 14 年 7 月	猛獣舎リニューアルオープン	
平成 17 年 3 月	カメハウス完成	
平成 19 年 3 月	立体駐車場完成	
平成 19 年 9 月	宮城教育大学と連携協定締結	
平成 19 年 10 月	八木山動物公園運営方針策定	
平成 20 年 5 月	マダガスカル共和国チンバザザ動植物公園と協力協定締結	
平成 21 年 4 月	年間パスポート発売	
平成 22 年 3 月	ビジターセンター完成	
平成 23 年 1 月	オフィシャルサポート制度施行	
平成 23 年 3 月	東日本大震災の影響により 3 月 12 日より閉園	
平成 23 年 4 月	4 月 23 日再開園・新動物病院完成	
平成 25 年 11 月	ふれあい動物園基本・実施設計着手	
平成 27 年 1 月	ふれあい動物園基盤整備工事着手	
平成 27 年 10 月	八木山動物公園開園 50 周年記念事業	
平成 27 年 12 月	地下鉄東西線開業（最寄の駅は八木山動物公園駅）	

出典: 「八木山動物公園年報」(平成 26 年度版)より

一部、包括外部監査人追加

※1 1935 年（昭和 10 年）東京府東京市浅草区（現 東京都台東区浅草）の「花やしき」の動物園廃園にともない、全ての動物を仙台市が買取ったのが始まりである。

※2 1944 年（昭和 19 年）空襲等から猛獣が脱走する危険性があることな

どから、昭和 19 年 3 月 2 日に(仙台)市議会において猛獸の殺処分が決まり、シロクマ 2 頭、クマ 4 頭、ヒグマ 2 頭、ライオン 2 頭、ヒョウ 1 頭、トラ 1 頭が銃殺された。

出典 :『戦時猛獸処分』の真相に迫る ~戦争にまつわる 70 年前の動物園の悲話と実像~ 森 徹士 (もり動物クリニック院長・鳥取県獣医師会) 日獣会誌 68 734~740 (2015)

※3 広瀬川の河畔の三居沢に「子供動物園」として再開した。

※4 1962 年 (昭和 37 年) に、広瀬川河畔の川内追廻に移転計画するも、住民の反対により、現在の八木山に移転を決定。

この動物園を建設するにあたって立てられたのが以下の二つの方針である。

- ①自然ができるだけ残す
- ②無柵放養式

即ち、現在も受け継がれている「生態展示」は、この二つの方針が基礎となっている。

※5 現在の博物館法では、政令指定都市が経営する動物園が博物館相当施設の認定を受ける場合には、教育委員会の認定となるが、法の改正前は、文部大臣の承認となっていた。

添付資料 1 動物園裏話 参照

- (1) 動物公園の敷地について
- (2) 動物園という名称について

(2) 動物公園の入園者数の推移

動物公園の入園者数の推移は、以下のとおりである。

参考のために、仙台市の人団(原則として国政調査資料)を併記する。

表II-3-(2)-① 仙台市の人団と入園者数の推移

摘要 年度	仙 台 市 の人口	入園者数	内 無 料 入園者数	備 考
1889年(明治22年)	86,352			仙台市市制施行
1920年(大正9年)	118,984			
1928年(昭和3年)				第1次編入
1931年(昭和6年)				第2次編入
1932年(昭和7年)				第3次編入
1940年(昭和15年)	223,630			
1941年(昭和16年)				第4次編入
1947年(昭和22年)	293,816			
1950年(昭和25年)	341,685			
1955年(昭和30年)	375,844			
1956年(昭和31年)				第5次編入
1958年(昭和33年)		84,162		
1959年(昭和34年)		101,551		
1960年(昭和35年)	425,272	102,364		
1961年(昭和36年)		112,374		
1962年(昭和37年)		119,305		
1963年(昭和38年)		129,243		
1964年(昭和39年)		140,847		
1965年(昭和40年)	480,925	222,423		八木山移転
1966年(昭和41年)		531,405		
1967年(昭和42年)		450,394		サル山
1968年(昭和43年)		511,697		インドジヤッカル繁殖
1969年(昭和44年)		564,217		アフリカ生態園完成
1970年(昭和45年)	545,065	505,044		
1971年(昭和46年)		498,792		国内初アフリカスイギュウ、カナダガン繁殖
1972年(昭和47年)		475,933		
1973年(昭和48年)		484,487		

摘要 年度	仙 台 市 の人口	入園者数	内 無 料 入園者数	備 考
1974 年(昭和 49 年)		472,371		
1975 年(昭和 50 年)	615,473	483,484		
1976 年(昭和 51 年)		453,075		
1977 年(昭和 52 年)		426,319		
1978 年(昭和 53 年)		635,059		無料入園者加算
1979 年(昭和 54 年)		620,940		
1980 年(昭和 55 年)	664,868	630,918		マゼランガン繁殖
1981 年(昭和 56 年)		614,455		フクロウ繁殖
1982 年(昭和 57 年)		607,325		ハワイガン繁殖
1983 年(昭和 58 年)		551,795		アカダイショウ繁殖 シジュウカラガン飼育開始
1984 年(昭和 59 年)		611,889		コロンビアクジャクガメ繁殖
1985 年(昭和 60 年)	700,254	590,102		チョウゲンボウ繁殖 No1 シジュウカラガン放鳥
1986 年(昭和 61 年)		618,918		トウホクアカシカ繁殖
1987 年(昭和 62 年)		578,676		第 6 次編入 宮城郡宮城町
1988 年(昭和 63 年)		608,278		第 7 次編入 泉市 名取郡秋保町 オオタカ繁殖
1989 年(平成元年)		616,124		ニホンイヌワシ繁殖、 ノスリ繁殖
1990 年(平成 2 年)	918,398	581,922		月曜日休園開始、アフリカ ゾウ来園、トッケイヤモリ 繁殖
1991 年(平成 3 年)		592,013		
1992 年(平成 4 年)		549,368		チャイロバシリスク繁殖
1993 年(平成 5 年)		494,315		
1994 年(平成 6 年)		435,423		
1995 年(平成 7 年)	971,297	520,386		
1996 年(平成 8 年)		497,253		
1997 年(平成 9 年)		460,351		
1998 年(平成 10 年)		433,463		

摘要 年度	仙 台 市 の人口	入園者数	内 無 料 入園者数	備 考
1999 年(平成 11 年)		550,624		
2000 年(平成 12 年)	1,008,130	449,792		
2001 年(平成 13 年)		486,443		
2002 年(平成 14 年)		513,814		
2003 年(平成 15 年)		466,730		
2004 年(平成 16 年)		460,683		
2005 年(平成 17 年)	1,025,098	505,864		
2006 年(平成 18 年)		493,550		
2007 年(平成 19 年)		483,536		
2008 年(平成 20 年)		473,353		
2009 年(平成 21 年)		528,018		
2010 年(平成 22 年)	1,045,986	470,733	202,206	東日本大震災による閉園 3/12~3/31
2011 年(平成 23 年)		461,771	206,280	東日本大震災による閉園 4/1~4/22
2012 年(平成 24 年)	1,060,877	476,090	198,770	
2013 年(平成 25 年)	1,068,511	480,469	204,483	
2014 年(平成 26 年)	1,073,242	491,805	210,107	※表 II -3-(3)-①参照
2015 年(平成 27 年)	1,060,592			
2016 年(平成 28 年)				
以下は推定				
2020 年(平成 32)	1,062,461			
2025 年(平成 37)	1,055,653			
2030 年(平成 42)	1,040,953			
2035 年(平成 47)	1,018,708			
2040 年(平成 52)	988,598			

出典:仙台市人口

「市政のしおり」(平成 27 年 1 月発行) 仙台市議会事務局編集

明治 22 年は、市制施行時人口(4/1) 平成 24~26 年は推計人口(10/1)
その他は、国勢調査人口(10/1)である。

入園者数は、「八木山動物公園年報(平成 26 年度版)より

1980 年（昭和 55 年）には、人口 664,868 人に対して、動物公園の無料入園者を含む入園者総数は、630,918 人であり、ほぼ市民一人が年一回動物公園を訪れていたことになる。

その後、昭和 62 年 11 月の第 6 次編入、昭和 63 年 3 月の第 7 次編入以降は入園者数は伸び悩んでいるばかりか、1993 年（平成 5 年）以降は、50 万人を切る傾向が続いているが大幅な減少はない。

そうした中、2007 年（平成 19 年）10 月に、建設局において「八木山動物公園運営方針」一百万人の動物園を目指してーが策定された。なお、平成 25 年 8 月に改定された。

年度別入園者数で特徴的な点は、1978 年に無料入園者数を入園者総数に加算することに変更して以降、1992 年までの間の入園者数がほぼ 60 万人前後で推移し、動物公園でも入園者数の多い時期となっていることと、1980 年のマゼランガンの繁殖成功をはじめとして、毎年鳥類の（国内初）繁殖の成功が続いた時期に重なっていることである。こうした実績が、仙台市の人団に近い入園者数を記録した要因になっていた可能性がある。

（3）平成 26 年度の入園者の概要

平成 26 年度の入園者の概要は以下のとおりである。

表 II -3-(3)-① 平成 26 年度の入園者の概要 (単位:人)

摘要	一般	小・中学生	乳幼児	合計	構成比率
個人	218,798	29,219	-	248,017	50.4%
団体	20,139	5,757	-	25,896	5.3%
年間入園券	7,785	-	-	7,785	1.6%
有料計	246,722	34,976	-	281,698	57.3%
無料	43,787	39,203	127,117	210,107	42.7% ※
合計	290,509	74,179	127,117	491,805	100%
構成比率	59.1%	15.1%	25.8%	100%	

出典: 「八木山動物公園年報」（平成 26 年度版）より

表 II -3-(3)-② 参照

平成 26 年度の入園者数で多いのは、一般個人有料の 218,798 人であり、次に多いのが乳幼児（無料）の 127,117 人である。これは、乳幼児を連れた大人（両親又は祖父母）が主な入園者であることが伺える。実際に視察した際にも、大人だけの入園者は少なく、乳幼児を連れた家族連れが目立っている。

円山動物園では、若いカップルや、芸術大学生と思われるグループが、

は虫類館の中で写生をしているなど、大人の入園者が多い様に感じられた。

千葉市動物公園では、大人や、大人の団体も見られた。大森山動物園では、平日ということもあり、幼稚園児の団体が目立っていた。

表 II -3-(3)-② 無料入園者(※)の内訳 (単位:人)

区分	大人	小・中学生	幼児	計	備考
幼児			117,927	117,927	※1
教材利用団体	2,055	9,867	9,190	21,112	
減免承認団体	4,673	1,854		6,527	
「どこでもパスポート」等利用		20,045		20,045	
豊齢(市内在住 65 歳以上)	8,285			8,285	
行事・施設見学・その他	9,539	7,437		16,976	
「年間パスポート」利用	19,235			19,235	
計	43,787	39,203	127,117	210,107	

また、幼児(※1)以外の無料入園者では、年間パスポートを利用した大人と、「どこでもパスポート」等を利用した小・中学生が多くなっている。

但し、パスポート所持者が、1 年間の有効期間中に何回利用したかについては、データがない。

次に、月別入園者数は、以下の表のとおりである。

表 II -3-(3)-③ 月別入園者数 (単位:人)

摘要	一般		小・中学生		乳幼児 無料	計	構成 比率	団体 件数
	有料	無料	有料	無料				
4月	27,452	4,405	4,512	2,539	12,786	51,694	10.5%	8 件
5月	52,884	5,408	5,633	4,947	27,970	96,842	19.7%	154 件
6月	17,114	2,864	4,682	1,681	8,879	35,220	7.2%	76 件
7月	14,939	2,721	2,435	1,620	7,051	28,766	5.8%	7 件
8月	29,675	4,172	5,983	5,340	12,148	57,318	11.7%	9 件
9月	27,458	4,879	4,718	9,893	14,737	61,685	12.5%	38 件
10月	25,964	4,983	2,585	6,921	16,560	57,013	11.6%	61 件
11月	16,150	6,693	240	3,710	9,210	36,003	7.3%	6 件
12月	3,467	951	313	248	1,528	6,507	1.3%	2 件
1月	5,723	1,684	676	536	2,970	11,589	2.4%	0 件
2月	6,589	1,650	539	373	3,334	12,485	2.5%	0 件

摘要	一般		小・中学生		乳幼児	計	構成比率	団体件数
	有料	無料	有料	無料	無料			
3月	19,307	3,377	2,660	1,395	9,944	36,683	7.5%	1件
計	246,722	43,787	34,976	39,203	127,117	491,805	100%	362件

動物公園の月別入園者数でみた場合、乳幼児と一般有料の5月が多い。その他の月でも、ほぼ毎月、乳幼児の2倍前後の一般有料入園者数を示しているのが特徴的である。(表II-3-(3)-④参照)

また、シーズンとしては、3~5月の春先と、8~10月の夏休みから秋にかけて多くなっている。

夏休みや冬休みの期間である7、8月と12月は、祖父母も含めた家族連れが多いことにより、大人の入園者数の割合が高いと予想される。

乳幼児(無料)に対する、一般有料の入園者数の比率は以下のとおりである。

表II-3-(3)-④ 乳幼児(無料)に対する、一般有料の入園者数の比率

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
倍率	2.1	1.9	1.9	2.1	2.4	1.9	1.6	1.8	2.3	1.9	2.0	1.9

以上のように、乳幼児1人あたり、成人2人の入園があったと推定でき、7、8月や、12月は、更に成人の割合が高いことから、祖父母との三世代による来園が推定される。

(4) 動物公園の収支の概要

最近の動物公園の収支の概要は、以下のとおりである。

歳入の主なものは、有料入園者の動物園使用料であり、雑入の主なものは、餌販売代金である。

表II-3-(4)-① 動物公園収支の概要 (単位:千円)

摘要	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	備考
歳入							
動物園使用料	123,799	105,561	100,072	109,500	108,355	116,400	※1
(入園者)	320,171	268,527	255,491	279,320	275,986	281,698	※4
寄附金	-	400	1,213	717	835	851	※2
雑入	13,242	13,073	11,456	9,239	9,554	8,825	※3
計	137,041	119,034	112,741	119,456	118,744	126,076	

摘要	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	備考
歳出							
運営管理	679,067	673,667	669,238	666,451	644,426	647,432	
(内人件費)	441,051	432,936	426,738	418,574	402,588	384,342	※5
施設整備事業	634,830	89,071	126,480	38,073	34,405	108,112	
魅力アップ事業	6,671	7,110	7,152	15,857	5,290	7,095	
計	1,320,568	769,848	802,870	720,381	684,121	762,639	
歳入-歳出	-1,183,527	-650,814	-690,129	-600,925	-565,377	-636,563	
	※6		※7			※8	

※1 入園料等

※2 サポーター寄附金

※3 雜入内訳

表 II-3-(4)-②雑入内訳 参照

※4 有料入園者数

※5 人件費と職員数の推移

表 II-3-(4)-③人件費と職員数の推移 参照

※6 施設整備事業:

南入口(現在の西門)と、展示・研修スペースを併せ持つビジターセンターの整備

※7 施設整備事業:

亀裂の入ったサル山を改修

※8 施設整備事業:

ふれあい動物園基盤整備工事、園路改修及び南入口広場整備工事、及び吊り橋風デッキ他整備工事

歳入の内、雑入の内訳は以下のとおりである。

表 II-3-(4)-② 雜入内訳

(単位:千円)

摘要	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	備考
餌販売代金	2,371	3,811	4,135	4,681	5,383	4,647	
電気料	5,068	2,765	2,276	2,613	2,708	3,294	
上下水道料金	1,238	1,405	2,082	1,945	1,463	884	
JICA 受託料	4,565	5,092	-	-	-	-	
災害見舞金	-	-	2,963	-	-	-	
計	13,242	13,073	11,456	9,239	9,554	8,825	摘要

雑入の内訳のうち、JICA 受託料が無くなり、平成 23 年度の東日本大震災見舞金がなくなったあとの平成 24 年度以降は、餌販売代金のウェイトが高くなつてきており、ウサギ、ニホンザル、アフリカゾウ、カバで毎日実施していることの積み重ねである。また、イベントの開催日には、ラクダやヤギなども体験できる。

次に、動物公園の平成 21 年度以降の人員費と職員数の推移をみると、以下のとおりである。

表 II -3-(4)-③ 人員費と職員数の推移 (単位:千円)

摘要	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	備考
給料	220,329	216,455	213,247	214,151	206,764	196,939	
職員手当等	152,034	147,729	143,204	136,244	129,627	124,011	
H21 年度比	100%	97.2%	94.2%	89.6%	85.3%	81.6%	
共済費	68,688	68,752	70,287	68,179	66,197	63,392	
職員人件費計	441,051	432,936	426,738	418,574	402,588	384,342	A
H21 年度比	100%	98.2%	96.8%	94.9%	91.3%	87.1%	
	※②	※①		※③	※④		
摘要	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	備考
職員数	51	51	52	51	53	53	B
平均人件費	8,648	8,488	8,206	8,207	7,596	7,251	A/B
					※④		

出典: 決算内訳表より

職員人件費は年々減少傾向にある。これは、リーマンショック以降の長引く景気低迷により、人事委員会よりマイナス(減額)の給与改定勧告が出されたことが要因である。これを受け、仙台市でも平成 21 年度給与改定は△2.1%、平成 22 年度(※①)には△1.4%の給与改定を行っており、併せて期末手当・勤勉手当の支給割合を平成 20 年度までの 4.5 月/年から平成 21 年度(※②)には 4.15 月/年に、平成 22 年度(※①)には 3.95 月に引き下げたことが要因である。

更に、東日本大震災からの復興事業の財源捻出のため、平成 24 年度(※③)から全職員の給与を 3%削減する措置を講じていることから、人件費の減少が進んでいる要因になっている。

また、動物公園独自の要因として、平成 25 年度(※④)に開始した動物飼育員の新規採用があり、それまで、定年退職した飼育担当職員(現業職員)の補充を人事異動により行ってきたが、新規採用職員を充てることで給与が下がったことも、人件費の減少の一因になっている。

以上の様に、人件費については、平成21年度以降の引下げや、大震災による復興支援財源創出のための3%削減、そして飼育担当職員の若返り等により、平成27年度以降においても、減少傾向が継続している。

参考資料

因みに、JAZAの年報に掲載されている動物園のうち、入園料が1億円台の政令指定都市の動物園では以下のとおりである。

(注 年報では、資料の利用に当たって、以下の注書がある。また、収入・支出に関しては、動物園名を直接出さないことで資料の利用を認められたため、動物園名については、動物公園を除き、アルファベットで表示している。)

1	収入の部 指定管理者の場合には管理委託料収入を含む、また、経営主体の決算期により、決算見込み額もしくは予算額での計上がある。					
2	支出の部 光熱水費として電気、水道、燃料費の一括計上あり。					
3	支出の部 事業所の形態によっては、管理部門が異なるため非表示の個所がある。					

表II-3-(4)-④ 主な動物園の入園料の状況 (単位:千円)

摘要		動物公園	C動物園	K動物園	A動物園	F動物園
入館園料		119,563	142,594	172,779	124,647	108,989
大人 入園料	円	400	500	600	510	400
職員給与		412,147	395,008	354,313	308,082	314,833
臨時雇用その他		41,949	23,248	6,650	40,152	28,249
給与計		454,096	418,256	360,963	348,234	343,082
正規+非正規 =職員数 (人)		47+7=54	37+5=42	40+6=46	45+18=63	38+4=42
職員給与/ 全職員数	②	7,632	9,404	7,702	4,890	7,496
職員給与/ 正規職員	③	8,769	10,675	8,857	6,846	8,285
給与計/ 全職員数	①	8,409	9,958	7,847	5,527	8,168

給与計を全職員数で割った一人当たり単純平均給与(①)を比較してみると、一番給与の低いA動物園が5,527千円であるのに対して、一番高いC動物園は9,958千円となっており、1.8倍になっている。

5つの動物園の一人当たり給与の単純平均は、7,981千円であるため、動物公園の給与(8,409千円)は、ほぼ平均的な水準(1.05倍)にある。

5つの動物園の職員給与を全職員数で割った一人当たり単純平均職員給与(②)は、7,424千円であるため、動物公園の給与は1.03倍に、また、職員給与を正規職員で割った平均(③)は、8,686千円であり、動物公園の給与は1.01倍になる。

この5つの動物園の単純平均で見れば、動物公園の給与水準は平均水準と言えるが、給与総額は一番多い状況にあり、最も少ないF動物園の1.32倍になっている。

4. 動物公園運営方針

(1) 「八木山動物公園運営方針」の策定

動物公園は、年間約 50 万人が訪れる全国有数の動物園となっている。

しかしながら、施設の現状や近年の全国的な動物園を巡る環境の変化や東日本大震災を踏まえた災害時の取組みの強化などを考慮すると、動物公園が今後とも動物園に期待される役割・使命を果たしていくためには、安全対策や、施設の再配備、そして環境教育や展示方法の工夫等の課題に対応して行かなければならない。

そこで平成 25 年 8 月、建設局は動物公園の果たすべき役割・使命を明確にし、長期的な視点のもと、魅力ある動物園づくりを計画的に実施していくために、平成 19 年度に策定した「八木山動物公園運営方針」を基本的な運営方針として改定している。

こうした流れは、動物園を運営している他の自治体(※)においても同様である。そこには、動物園の管理運営に苦慮しながら運営している自治体の姿を見て取れる。その多くは、最終的に、いかに入園者数を増加させるかが課題となっている。

※ 千葉市動物公園でも、平成 24 年度に実施した「千葉市動物公園のあり方に係る基礎調査」において動物園の現状把握したことを基礎として、平成 26 年 3 月に「千葉市動物公園リスタート構想」を公表している。その後、平成 28 年 4 月からは、これまでの入園料 500 円を 700 円に値上げするなどの対策をしている。

また、平成 26 年 12 月には、徳島市が、「とくしま動物園管理運営計画(案)」を発表し、今後、動物園の果たすべき役割と対策を模索している。

仙台市の運営方針の概要は、以下のとおりである。

八木山動物公園運営方針について		平成 25 年 8 月 改定 建設局
-百万人の動物園を目指して-		
I 策定の趣旨		
仙台市の動物園は、昭和 11 年に全国で 11 番目の動物園として、評定河原に創設した仙台市動物園がその始まりである。その後、戦災による閉鎖、廃止を経て、昭和 32 年に三居沢に 子供動物園 として復活し、昭和 40 年に八木山地区に現在の動物公園が誕生した。		
以後、アフリカ平原放飼場や猛獣舎の改築など順次環境整備を進めるとともに、動物		

園としての魅力を高め、より市民に親しまれる様々な取り組みを行い、年間約50万人が訪れる全国有数の動物園となっている。

しかしながら、施設の現状や近年の全国的な動物園を巡る環境の変化や東日本大震災を踏まえた災害時の取り組みの強化などを考慮すると、八木山動物公園が今後とも**動物園**に期待される役割・使命を果たしていくためには、次のような課題に対応していく必要がある。

①施設の老朽化やバリアフリー化への計画的な対応と、災害時における安心と安全確保のための取り組み

②平成27年度開業予定である地下鉄東西線整備を見据えた施設の再配置

③環境教育や展示手法の工夫に重点を置いた動物園運営への取り組み

特に、地下鉄東西線整備による(仮称)動物公園駅の設置は、動物公園の魅力を高めていく絶好の機会であり、これを見据えた対応を図っていくことが重要である。

こうした観点に立ち、今後の八木山動物公園が果たしていくべき役割・使命を明確にし、魅力ある動物園づくりを計画的に行っていくため、長期的な視点のもと、基本的な運営方針を策定するものである。

II 八木山動物公園運営の基本理念・基本方針

前述した課題認識や平成17年度に実施した利用者のアンケート調査を基に、以下に掲げる基本理念及び基本方針を策定し、施設の再配置・リニューアル(ハード整備)と創意工夫による運営(ソフト事業の展開)が一体となった取り組みを計画的に行っていくものとする。

1. 基本理念

人と動物が触れ合う、杜の都の魅力ある動物園

2. 基本方針

■人と動物が快適に過ごせる動物園づくり

来園した方が安心して快適で楽しい時間を過ごせるよう、また**動物達**が生き生きと快適に生活できる環境づくりを行う。

■動物が身近に感じられる動物園づくり

環境教育の充実を図るとともに、動物の自然な生態を見せる展示の工夫や動物を身近に感じられるイベントの開催を行う。

■街づくりと連携した魅力ある動物園づくり

地下鉄ターミナルに隣接する都市型動物園として、街づくりと連携した魅力ある動物園づくりを行う。

III 基本方針に基づく取り組みの内容

今後、魅力ある動物園づくりを行っていくため、基本方針に基づき、下記の内容につ

いて計画的な取り組みを進めていく。

(注 以下、監査人が内容を要約して記載する。)

1.ソフト事業の充実

①人と動物が快適に過ごせる動物園づくり

- ビジターセンターの活用
- 障害のある方や家族連れに配慮した案内システム
- アメニティの向上
- 人と動物の安全衛生管理
- 快適な飼育環境づくり
- 防災・減災に関する対策の強化

②動物が身近に感じられる動物園づくり

- 環境教育の充実
- 園内イベントやプログラムの充実
- 市民参加の推進
- 情報発信の強化

③街づくりと連携した魅力ある動物園づくり

- 地下鉄東西線との連携
- 観光資源としての情報発信
- 地域の街づくりとの連携

2.八木山動物公園再整備計画

(1)計画方針

①ゾーン計画

- Aゾーン(自然と出会うゾーン)
- Bゾーン(動物に触れるゾーン)
- Cゾーン(能力を知るゾーン)

(2)計画期間

①整備スケジュール

- 第1期(平成27年度まで) 概算事業費 19億円
 - メインエントランスは正面から南門へ変更し、ビジャーセンター・ふれあい動物園の整備
 - 分かりやすいサイン計画や緩やかな勾配による動線計画に基づく園路等整備
 - 園内のバリアフリー化

- ゆとりある休憩施設や広場等の公園機能の充実
 - トイレや飲食施設、売店等の利便施設の充実
- 第2期(平成27年度以降) 地下鉄開業後
- アイアイ・マダガスカル館等を新設
 - 老朽化した施設の段階的な改修
 - 正門前の売店等の施設の再整備
- 具体的な整備内容については、第1期の整備の進捗状況等を踏まえ検討する。

予備調査として動物公園関係者にヒヤリングを行ったが、動物公園運営方針についての「-百万人の動物園を目指して-」というサブタイトルの「百万人」については、明確の趣旨は無い様であるが、人口百万人の市民という意味と、現在の入園者数約五十万人から倍増の百万人を目指すといった意味を込めているようである。

○基本理念について

運営方針において掲げている基本理念は、「人と動物が触れ合う、杜の都の魅力ある動物園」である。

○基本方針について

上記基本理念のもと、掲げられた基本方針は、「人と動物が快適に過ごせる動物園づくり」、「動物が身近に感じられる動物園づくり」、及び「街づくりと連携した魅力ある動物園づくり」の3点である。

以上からは、策定の趣旨の中で述べられている「動物園に期待される役割・使命を果たしていくため」に対応しなければならない課題は、動物園の運営管理に係る法律である博物館法と都市公園法との板挟みの中にあるという現実が見えてくる。

基本方針の、人と動物が快適に過ごせるということは、人は勿論、動物の福祉(種の保存と調査研究)の視点が含まれており、動物が身近に感じられるとは、(環境)教育的視点、街づくりと連携という娯楽施設(レクリエーション)の視点も含まれている。

これらの役割は、動物公園が加盟する JAZA の目的と基本は同じである。JAZA が示している目的は、以下の4点である。

- ①種の保存
- ②教育・環境教育
- ③調査・研究
- ④レクリエーション

それぞれの内容は、「生まれ変わる動物園/その新しい役割と楽しみ方」(※):によれば、以下のとおりである。

※: 田中正之 (京都大学野生動物研究センター准教授)著
株化学同人発行 (P178~)

①	種の保存	野生動物の生息環境が地球規模で減少している中で、動物園が野生動物の種の保全センターとしての役割を担うこと。動物園の第一義的役割である。(動物園で飼育されている動物種のほぼ全てが絶滅の危機に瀕している。)
②	教育・環境教育	博物館法が規定する動物園の役割といえる。動物園は博物館相当施設と規定されているが、博物館に類する事業を行う施設として、条件付きで認められた存在である。「本物を体験できる」ことが、動物園の価値である。地球環境を考えるきっかけにもなる。
③	調査・研究	野生動物を適切に飼育管理し、繁殖させるためには、その動物について多くのことを知る必要がある。ところが一部の動物を除けば、野生動物についてのくわしい知識がないことが殆どである。
④	レクリエーション	動物園と聞いた時に、一般に思いつくキーワードである。(しかしながら)動物園は今もあいかわらず小さい子供を連れて行くところであり、「子供のための施設」である。

ヒヤリング時の説明では、動物公園の特徴と描く将来像は以下のとおりである。

ぞうの糞から紙をつくる教育をしたり、旭山動物園の行動展示とは異なり、生態展示を行っている。即ち、生息地域の環境を再現し、シマウマ、ゾウ、キリンの一体展示をすることにより、自然環境での姿を見せたい。

五感で感じられる動物園であること、教育中心であること、小さいお子さんから高齢者までの全体の方に興味を持ってもらえるようにしたい。

また、後発であるが、ふれあい動物園を計画しており、命の教育としての教材の開発も行っていきたい。

そして、動物公園は、コンパクトであること、樹木が多いことから、落ち着いて、短時間で見られる動物園であることが特徴であること。

(2) 「2.八木山動物公園再整備計画」の進捗状況について

平成27年度は、上記の「八木山動物公園運営方針について」の「III 基本方針に基づく取り組みの内容」の「2.八木山動物公園再整備計画」の第1期の最終年度に当たっている。その中の事業の進捗状況は、以下のとおりである。

1	emainエントランスは正面から南門へ変更し、ビジターセンター・ふれあい動物園の整備 平成 22 年 3 月にビジターセンターは完成済。平成 27 年 12 月 6 日の地下鉄東西線の開業に合わせ、正門は東門へ、南門は西門へ名称変更し、地下鉄「八木山動物公園駅」からエレベーターで西門にアクセスでき、且つ、駐車場からも近い西門がメインエントランスとなった。但し、ふれあい動物園は、敷地を確保して基盤整備に着工した状態。
2	分かりやすいサイン計画や緩やかな勾配による動線計画に基づく園路等整備 八木山動物公園案内図や園内案内板も更新され、森の食堂からお山の売店に繋がる坂道の勾配を、従来より緩やかに改良した。
3	園内のバリアフリー化 ビジターセンターと食堂、トイレについては対応。園路についても、勾配はあるものの、園内を一周する動線は対応している。
4	ゆとりある休憩施設や広場等の公園機能の充実 中央広場の休憩所はゆったりとしている。また、ベンチや椅子は、ある程度設置している。
5	トイレや飲食施設、売店等の利便施設の充実 園内 7ヶ所(東門外含む)のトイレ(うち、ひろびろトイレとおむつ替えシートを 6ヶ所ずつ設置)と、食堂 1ヶ所、4ヶ所の売店(うち 1ヶ所は軽食可能)

以上のように、平成 27 年度までにおいては、ふれあい動物園整備が当初計画より遅れている状況にある。

平成 26 年度決算内訳表では、以下の状況であり、平成 25 年度の設計等に係る委託が平成 26 年度に繰越され、同様に、平成 26 年度の請負工事が、平成 27 年度に繰越されていることがわかる。

表 II -4-(2)-① 平成 26 年度決算内訳表 (単位:千円)

摘要	事業費						備考	
	現年(平成 26 年度)			繰越明許費※3				
	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額		
動物園施設整備								
需用費	149	139	10					
委託料	15,605	13,413	2,192	27,345	27,344	0	※1	
工事請負費	128,461	67,216	61,245				※2	
計	144,215	80,768	63,447	27,345	27,344	0		

※1	委託料	平成 25 年度予算からの繰越であり、「ふれあい動物園等基本・実施設計業務委託」を平成 26 年度で実施したことを意味している。
※2	工事請負費	工事請負費の予算額と決算額の差額のうち 61,243 千円が、次年度(平成 27 年度)へ繰越しされている。(繰越明許費) 当初計画より実質的な工事が遅れていることを示している。
※3	繰越明許費	地方自治法第 213 条第 1 項で認められた歳出予算の次年度への繰越制度である。 動物公園整備の予算が長期間に亘って計画されており、状況の変化等によっては、各年度の工事の進捗状況が変わることが予想されていることから、予め市議会の議決を経て、翌年度に繰越して使用できるものをいう。 平成 26 年度の場合、ふれあい動物園等の基本・実施設計業務委託は終わったものの、工事請負費他 63,435 千円が平成 27 年度に繰越されている。

5. 日本と東北地方における動物園・水族館の概要

(1) 東北地方の JAZA 加盟動物園・水族館

JAZA の平成 26 年度版年報によれば平成 27 年 3 月末現在、JAZA に加盟している動物園は 88、水族館は 64 ある。実際の動物園や水族館の数については、いろいろな動物や魚等を飼育し、展示しているが JAZA に加盟していない民間施設もあるため、実態はこれ以上の数になる。

東北地方では、動物公園をはじめとして、弘前市の弥生いこいの広場、秋田市大森山動物公園、盛岡市動物公園の 4 つの動物園と、青森県営浅虫水族館、男鹿水族館、マリンピア松島水族館(※1)、鶴岡市立加茂水族館、及びふくしま海洋科学館の 5 つの水族館が加盟している。

※1 マリンピア松島水族館は閉館し、平成 27 年 7 月には仙台うみの杜水族館が開園している。

また、JAZA の上部団体として、世界動物園水族館協会(以下、WAZA といふ。※2)があるが、日本の団体で加盟しているのは、JAZA の他、上野動物園、多摩動物園、横浜市緑の協会、天王寺動物園、東山動物園、ふくしま海洋科学館、千葉動物公園(平成 27 年 1 月加盟。)の 8 団体である。

※2 WAZA : World Association of Zoos and Aquariums

1946 年にオランダ・ロッテルダムに設立された世界動物園長連盟が前身であり、2000 年に WAZA になった。世界約 50 の地域から、約 280 以上の動物園等が加盟している。

加盟するためには、WAZA が定める動物の福祉、倫理規定に同意し、かつ、WAZA に加盟している 2 園の推薦が必要である。(千葉市が平成 26 年 2 月 19 日にプレス発表した、「WAZA への加盟について」から引用)

WAZA が目指すところは、「動物の世話と福祉」、「環境教育と世界的な保護」において、動物園と水族館と世界中の同じ志をもった組織を導き、励まし、ささえあうことである。

前述の千葉市のプレス発表では、加盟した理由として「共同繁殖や動物交換などの取組みをさらに推進するため、日本国内だけではなく、世界的なネットワークと連携する必要があり、今後、世界各国の動物園との交流を通じ、信頼を高め、協力することで、ブリーディングローン(繁殖のための動物の貸し借り)に積極的に取組み、希少動物の繁殖に努めるとともに、国際的に認められる動物園であることを PR し、集客につなげるため。」

を挙げている。

最後に集客につなげるためとあるが、WAZA が求めるところは、動物の福祉的な扱いにあり、そのための適正な動物の展示や、適正な動物の収集をさせることにある。

今や、自然界の殆どの動物が環境省分類でいう絶滅危惧種(IA、 IB、 II)(※3)および準絶滅危惧種といわれるような状況である。こうした危機的状況に対処すべく、動物の勝手な取引を認めないためにワシントン条約(※4)がある。したがって、動物園たりとて、自由に売買取引することはできない。多くの場合、研究目的で譲渡されるか、種の保存のために、前述のブリーディングローンとして、貸借されることが実態である。

今後、動物公園も本格的な共同繁殖や動物交換等を実施して「種の保存」や「調査・研究」を行っていくのであれば、WAZA への加盟を検討すべきであるが、動物公園の場合、狭い敷地に多種の動物を飼育・展示している現状を考えた場合、展示する動物の種を減らすか、より広い敷地に移転するなど、現状を変えなければ難しいのではないかと考える。

※3 絶滅危惧種

既に絶滅した野生動物や、絶滅の恐れがある野生生物をまとめた報告書として、1966 年に国際自然保護連合(IUCN)が発表したのが、所謂レッドデータブック(表紙が赤)である。

※4 ワシントン条約

1973 年 3 月採択、1975 年 7 月発効した、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいい、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動物の保護を図ることを目的としている。

「6.動物園と法律について」「(1)動物園に関する法律と条例等」 表 II -6-(1)-① 動物園に関する法律及び条例等 の 7 の摘要欄参照(P49)

因みに、現在の動物公園の動物は、以下の通りである。

表II-5-(1)-① 動物公園で飼養する絶滅危惧種の一覧

ごく近い将来に絶滅の危険性がきわめて高い種			
IUCN: CR		環境省: 絶滅危惧 IA類	
クロサイ	スマトラトラ※	シジュウカラガン	ハクガン
フタコブラクダ	マダガスカルホシガメ	ニホンコウノトリ	ワシミミズク
ソデグロヅル	ニシゴリラ※		
ホオカザリヅル			
CR ほどではないが、近い将来に絶滅の危険性がきわめて高い種			
IUCN: EN		環境省: 絶滅危惧 IB類	
ニホンコウノトリ	シシオザル※	カリガネ	
チンパンジー	ジェフロイクモザル	ニホンイヌワシ	
アジルテナガザル	ホオジロカンムリツル		
フクロテナガザル	クマタカ		
絶滅の危険が増大している種			
IUCN: VU		環境省: 絶滅危惧 II類	
カバ	ライオン	オオワシ	
アフリカゾウ	ホッキョクグマ※	ハヤブサ	
ハワイガン	オオワシ		
フンボルトペンギン	ケヅメリクガメ		
カリガネ	ビルマニシキヘビ		
シセンレッサーパンダ	タイハクオウム		
ニホンツキノワグマ	ミドリコンゴウインコ		

※印は、国際血統登録動物である。(他に、ミナミシロサイも該当)

注 絶滅危惧種に関する区分

略称	IUCN のカテゴリー	環境省のカテゴリー	備 考	
CR	Critically Endangered	絶滅危惧 I類	A 類	ごく近い将来に絶滅の危険性が 極めて高い種
EN	Endangered		B 類	CR ほどではないが近い将来に 絶滅の危険性が高い種
VU	Vulnerable	絶滅危惧 II類	絶滅の危険性が増大している種	

出典: 「八木山動物公園 ガイドブック」より

上記のうち、ごく近い将来に絶滅の危険性がきわめて高い種であるニシゴリラは、動物公園で飼育して 43 年になり、年齢は国内最高齢の 46 歳になるが、

一頭飼育の状況である。その他にも、ミナミシロサイも飼育歴 33 年で 45 歳になるが一頭飼育である。繁殖に関しては、一頭では勿論、つがいでも相性があることから、繁殖にはつながらないことも多く、かつ、高齢であることを考へるならば、繁殖は望めない。従って、ニシゴリラの場合、靈長目・ショウジョウ科・ニシゴリラ種という種類の動物の例として飼養・展示しているが、今後、代わりの個体を補充できる保証はどこにもない。(因みに、ニシゴリラは、国際血統登録動物であり、ニシゴリラの国際的な登録責任者は、ドイツのランクフルト動物園である。)

(2) 東北地方の動物園の概要

東北地方にある動物園の概要は以下のとおりである。

表 II -5-(2)-① 東北地方の主な動物園の概要

摘要	動物公園	弥生いこいの広場	秋田市大森山動物園	盛岡市動物公園	備考
開園年月日	S40.10.15	S58.8.1	S48.9.1	H1.4.23	
創立者・経営者	仙台市	弘前市	秋田市	盛岡市	
所属部課名	建設局	都市環境部 公園緑地課	商工部	都市整備部 公園みどり課	
H26 年度管理者	仙台市	(一般財団法人)弘前市みどりの協会	秋田市	(公益財団法人)盛岡市動物公園公社 指定管理者	
総面積	125,787 m ²	42,776 m ²	150,070 m ²	372,613 m ²	※6
職員数	47+7=54 人	5+6=11 人	30+20=50 人	22+14=36 人	※7
飼育動物	123 種 479 点	45 種 217 点	107 種 610 点	100 種 842 点	※7
入園料 大人	400 円	430 円	720 円	高校生以上 500 円	※3
こども	小学生未満無料	4歳以上 210 円	高校生以下無料	無料	
入園者 有料	281,698 人	27,915 人	109,477 人	81,884 人	
無料	210,107 人	21,750 人	172,399 人	87,992 人	
計	491,805 人	49,665 人	281,876 人	168,876 人	
無料入園者比率	42.7%	43.8%	61.1%	52.1%	※2
所在地都市人口	1,073,765 人	178,000 人	318,530 人	294,880 人	
人口比入園者数	45.8%	27.9%	88.5%	57.3%	※1
経常収支	百万円	百万円	百万円	百万円	※4
収入	139	33	109	339	
支出	690	38	391	312	

摘要	動物公園	弥生いこいの広場	秋田市大森山動物園	盛岡市動物公園	備考
差額	-551	-5	-282	27	
臨時支出	116	0	32	0	
差引	-667	-5	-314	27	※5

出典: JAZA の平成 26 年度版年報より

- ※1 所在地都市人口に対する入園数は比例関係にはない。
- ※2 入園者に占める無料入園者の割合は、40-60%に分布している。教育的な視点が感じとれる。
- ※3 入園料は比較的低めの設定であり、個々にも、教育的な視点が感じとれる。
- ※4 経営的には、設置自治体の一般会計で運営されており、内 2 動物園については、財団方式の指定管理者による管理運営が行われている。
- ※5 一般的に、民間のレジャー施設併設型の動物園以外では、旭山動物園(旭川市)のように入園料は多くないため、大幅な赤字が一般的である。したがって、盛岡市については、収入の中に、一般会計からの補てん的な収入が入った後の収入と想定される。
- ※6 東北の 4 動物園の中では、動物公園は面積が狭い中に、多種かつ多数の動物を飼育していることがわかる。JAZA 加盟 88 の動物園の中でも、面積 50 千 m²以上の自治体経営の動物園 45 園の平均面積も 212 千 m²であり、比較して非常に狭いことがわかる。
- ※7 職員数と飼育動物数については、相関関係は見られない。特に、子供動物園志向の動物園の場合、多数の小動物を飼育することがあり、また、動物園でも魚類や両生類を飼育している場合は、飼育点数は非常に多いケースがあるが、少ない飼育員で飼育可能な傾向がある。

6. 動物園と法律について

(1) 動物園に関する法律と条例等

動物園に関する主な法律等は、表II-6-(1)-① 動物園に関する法律及び条例等の通りであるが、動物園の役割や理念を定義している法律は存在していないと言われ、動物園の関係者からは、「動物園法」(名称は包括外部監査人による仮称である。)の制定を求める声が上がっている。

こうした関係者の声を受け、平成25年10月、環境省自然環境局は「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」を設置し、有識者等による検討会議を継続的に開催している。

このあり方検討会では、すべての動植物園の設置の「趣旨・背景」として、次のように述べている。

動物園、水族館、植物園、昆虫園等、動植物を飼養栽培する施設(以下「動植物園等」という。)は、動植物を飼養して展示する施設という役割だけでなく、絶滅の恐れのある希少な動植物の種の保存、生物多様性保全に関する教育、普及啓発の場として、我が国のみならず国際的にも生物多様性保全のための重要な役割を担ってきた。

動植物園等は、博物館法に基づく登録制度の対象になっているものの、種の保存、環境教育等の公的役割を担う動植物園等を位置づける法制度は存在していない。また、すべての動植物園等が種の保存や環境教育に取り組んでいるわけではなく、狭いおりで複数の動物を飼養するなど適切な動物の生活環境を確保できない施設も存在している状況にある中、種の保存や環境教育のさらなる推進や、適切な動物飼養への改善を求める声もある。

上記の背景を踏まえ、「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」を設置して、種の保存、環境教育等の公的機能の推進方策等について検討を行うこととする。

また、この検討会での検討内容(動植物園等の公的機能の現状と課題)については、次のように述べている。

動植物園等の運営に関わる関係者、専門家等に対する調査、ヒヤリングを行いながら、動植物園等に係る現状と課題を整理する。種の保存、環境教育、動物愛護等の公的役割を担う動植物園等のあり方、動植物園等の公的機能を推進するための方策の検討を行う。

検討会の委員は、法制度の専門家、種の保存や動物愛護の専門家、動植物園等の関係者等7人で構成する。

注 平成26年3月の「平成25年報告書」において、動植物園等の公的機能の現状と

課題を、以下の様にまとめている。

①種の保存・生物多様性保全への貢献

- ・生息域外保全としての保護増殖
- ・生息域内保全への取り組み支援

②環境教育の実践

- ・生物多様性の危機への理解と保全のための行動促進
- ・自然環境の保全・種の保存への理解と協力の普及啓発

③動物愛護管理(植物園を除く)

- ・動物の適正な飼養
- ・動物愛護と適正な飼養の普及啓発

以上のように、動物園を取り巻く環境は、大きく変化する可能性がある。したがって、現在の法制度下における動物園の運営管理については、今後のこうした検討会での検討過程について、注意しながら運営する必要がある。

表 II -6-(1)-① 動物園に関する法律及び条例等

	法 律 名	摘 要	備考
1	公立博物館の設置及び運営に関する基準(文部省告示第 164 号)	条例や規定を除き「動物園」の名称が出てくる法律等	※1
2	博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)	第 29 条 博物館に相当する施設	※2
3	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)	第 2 条第 2 項 公園施設の定義 第 4 条 公園施設の設置基準	※3
4	各条例	○○市公園条例、 □□市動物園条例 等	※4
5	動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理条例)(昭和 48 年法律第 105 号)		
6	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護狩猟法)(平成 14 年法律第 88 号)		
7	絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年法律第 75 号)	ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)、英 : Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) は、希少な野生動植物の国際的な取	

	法 律 名	摘 要	備考
		引を規制する条約である。条約が採択された都市の名称をとって、ワシントン条約（英： Washington Convention）、または英文表記の頭文字をとって CITES（サイテス）とも呼ばれる。法令番号は昭和 55 年条約第 25 号。	
8	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(特定外来生物法)(平成 16 年法律第 78 号)	動植物園等による特定外来生物の捕獲・採取、運搬、飼養又は譲渡に関する許可その他	
9	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)	公園事業として「植物園、動物園、水族館」を規定	
10	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)	天然記念物として指定されている動植物を採取する場合の許可	
11	水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)	水産資源の保護培養のために必要がある場合の水産動植物の採捕に係る許可等	
12	家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)	動物園で牛、鹿、その他の家畜を飼養する場合の定期報告義務	
13	狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)	動物園が犬、猫等を輸出入する場合の検疫義務	
14	生物多様性基本法(平成 20 年法律第 50 号)	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進	

※1

公立博物館の設置及び運営に関する基準(文部省告示第 164 号)

第 4 条の施設及び設備に関して、第 3 項において、「動物園(自然系博物館のうち、生きた動物を扱う博物館で、その飼育する動物が 65 種以上のものをいう。以下同じ。)---には、第 1 項の表に掲げる施設及び設備の他、---次の表に掲げる施設及び設備を備えるものとする。」と、「動物園」という具体的な名称が使用されている。

※2

博物館法第 29 条(博物館に相当する施設)

博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあっては文部科学大臣が、その他の施設にあっては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第 27 条の規定を準用する。

動物公園の場合には、昭和 41 年 5 月 9 日付 文社社第 83 号により、当時の文部大臣より、仙台市に対して、「昭和 41 年 1 月 31 日付け建公発第 1014 号で申請のあった仙台市八木山動物公園を博物館法第 29 条に規定する博物館に相当する施設として指定する。」との通知を発出している。

以上のように、動物公園は、博物館法に定める「博物館に相当する施設」として指定されているが、博物館法の元になる法律は、社会教育法であり、同様に基本となる法律を遡ると、教育基本法、更には日本国憲法の精神にたどり着くことになる。

以下に、その流れを簡単に触れておくこととする。

「博物館法」の元になる法律は「社会教育法」である。

博物館法第 1 条(目的)

この法律は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発展を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

社会教育法第 9 条

「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。」と明記され、法律上、動物園は社会教育機関として定義されている。

「社会教育法」の元になる法律は、「教育基本法」である。(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)

教育基本法第 1 条(目的)

「教育は、人格完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定している。

同法第 7 条(社会教育)

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設備、学校の施設の利用その他適切な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

結局、動物園が博物館の相当施設であったとしても、**動物園**の存在意義は、「法律」上は、ここに遡ると考えられる。

教育基本法の元になる法律は、日本国憲法である。

憲法第 26 条(教育を受ける権利、教育の義務)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

即ち、国にとって**動物園等**における社会教育は義務ととらえることもでき、従って、来園者にとってそれを受けすることが権利と認められる。

出典: ズーラシア園長村田浩一教授による「動物園の時間」(日本全国の動物園と水族館をつなぐ情報誌 「どうぶつのくに」「どうぶつえんとすいぞくかん」公式 Web サイト) Vol.15~Vol.22 法律の中の動物園 1~8 参照(以下、同じ)

※3

政令や条例、規則を除いて、法文中に「動物園」の名称が明記されている我が国の法律は 3 つと言われている。以下に示す。

都市公園法 (昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号)

(最終改正平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号)

第 1 条(目的)

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第 2 条(定義)

第 2 項 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

第 6 号 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

都市公園法施行令 (昭和 31 年 9 月 11 日法律第 290 号)

(最終改正 平成 24 年 11 月 30 日政令第 284 号)

第 5 条(公園施設の種類)第 5 項第 1 号

法第 2 条第 2 項第 6 号の政令で定める教養施設とは、「植物園、温室、分区園、**動物園**、**動物舎**、水族館、自然生態園、野鳥観察所、**動植物の保護繁殖施設**、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの」と定めている。

村田教授は、第 2 号で、教養施設として「古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復元したもので歴史上又は学術上価値の高いもの」を挙げていることから、教養施設としての動物園の重要性を再認識する一方で、種の保全に係

る施設が公園内の教養施設として位置づけられていることに対する疑問と、動物の保護繁殖や種の保全の役割を担うのは、観光施設を統括する公園行政ではなく、環境行政であるべきではないかとの疑問を呈している。

また、村田教授は、「殆どの公立動物園の維持管理や運営はこの法律に基づいており、時として巨額となる動物園施設の建設費を支出するうえでの財政的根拠になっている。一方、行政が法的根拠にしているが故に、動物の本質を極めることが困難になっていることも事実である。」と述べている。

即ち、動物園の役割として、博物館相当施設と娯楽施設の双方が求められ、市民及び自治体が求めるものは、娯楽施設の視点が強いため、希少動物の種の保存や調査・研究のための動物園の運営は、二義的になってしまいうジレンマである。

※4

各自治体が公園条例を策定し、動物園設置の根拠としている法令は以下の通りである。 都市公園法第3条(都市公園の設置基準) 第1項 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参考して条例で定める基準に適合するようを行うものとする。
--

以上のように、動物園の設置自体は、博物館法に基づく博物館相当施設である。

他方、具体的な配置や運営については、都市公園法に基づいて、各自治体が条例で運営しているのが実態である。

また、条例についても、仙台市のように「仙台市都市公園条例」及び「仙台市都市公園条例施行規則」で運営している場合と、秋田市のように、「秋田市都市公園条例」とは別に、「秋田市大森山動物園条例」を策定している場合がある。

都市公園条例とは別に動物園条例を制定している主な自治体は以下のとおりである。

表II-6-(1)-② 動物園条例を定めている自治体例

	条例名	制定年月	設置目的等
1	京都 動物園条例	昭和 12 年 4 月	教養とレクリエーションに資するため
2	旭川市旭山	昭和 42 年	市民の動物に対する科学的教養を高めるとともに、併

	条例名	制定年月	設置目的等
	動物園条例	4月	せて市民の保健及び休養に資するため
3	飯田市立動物園条例	昭和 49 年 3月	(条例の趣旨や設置施設、指定管理者による管理等について定めたもの)⇒動物園用の都市公園条例的性格
4	横浜市動物園条例	昭和 63 年 3月	(事業)教育的配慮のもとに、動物を収集し、飼育し、及び展示すること。動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及活動をおこなうこと。動物に関する調査研究をおこなうこと。野生動物の保護及び繁殖を行うこと。野生動物の救護活動を行うこと。その他附帯する事業
5	いしかわ動物園条例	平成 11 年 3月	動物とのふれあいを通じ、動物や自然に対する理解を深める機会を提供するため
6	宮崎市フェニックス自然動物園条例	平成 13 年 8月	動物とのふれあいを通じ動物や自然に対する知識と愛護意識を深めるとともに、市民に憩の場を提供するため
7	広島市安佐動物公園条例	昭和 46 年 3月	条例の趣旨は、設置及び管理に関して必要な事項を定めている。これは、動物園用の都市公園条例的な性格と伺える。
8	帶広市動物園条例	平成 17 年 9月	野生動物を保護し、及び調査研究するとともに、動物とのふれあいを通じた情操教育、自然環境教育及びレクリエーションに資するため
9	秋田市大森山動物園条例	平成 17 年 12月	(理念) 動物園は、大森山の豊かな自然の中で、動物との出会いおよびふれあいを通じて、市民のレクリエーションの場を提供することにより、自然および命の大切さについて学び、かつ、動物の命をつなぐ場を目指すものとする。
10	釧路市動物園条例	平成 18 年 3月	動物に関する知識を広め、動物への親しみを深めるとともに、市民に憩の場を提供するため
11	札幌市円山動物園管理条例	昭和 32 年 4月	札幌市は、札幌市都市公園条例に基づくが、別途管理規則を制定している。

京都市は、昭和 12 年制定という動物園条例としては草分け的存在であるが、趣旨は、教育とレクリエーションの二本立てというシンプルなものになっている。次第に動物園の目的が変わってきて、環境教育や種の保存といった目的も加わってきている。

特に、秋田市の大森山動物園条例第2条には、「理念」として規定されており、動物園の役割を最大限に表現したものと言える。同第3条に下記の事業を掲げている。

この事業内容こそが、現在、JAZAが目標としている動物園の4つの目的(役割)すなわち、「①種の保存」「②教育・環境教育」「③調査・研究」及び「④レクリエーション」が含まれている。

	事業内容	目的(役割)
1	教育的な配慮のもとに、動物の収集、飼育及び展示をおこなうこと。	②④
2	動物に関する知識を深めるための活動ならびに生き物及び自然を愛する気持ちを育てる活動をすること。	②④
3	動物の種の保存活動を行うこと。	①
4	動物に関する調査研究を行うこと。	③
5	野生動物の保護および救護の活動ならびにその支援をすること。	①
6	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業。	④

④のレクリエーションについては、直接的な明示にはなっていないが、第2条において、明確に「市民のレクリエーションの場を提供することにより---」とある。

動物園にとっては、正に理想的な条例ということができる。

【意見1】

(動物園条例の制定について)

動物公園の年間予算は、仙台市の財政規模からすれば占める割合は低いが、百万人の仙台市民の教育的・健康福祉的な質的重要性は高い施設である。動物園を設置する自治体の多くは、仙台市をはじめ動物園条例を制定しているわけではないが、動物園のもつ4つの役割を考えた場合、一般の都市公園とは明らかに異なる役割が認められる。こうした動物公園のもつ役割を考慮した場合、都市公園条例とは別に動物園条例を制定して運営することが、より設置目的を明確にできるものと思慮する。

(2) 博物館相当施設と入園料について

博物館法第23条では、入館料等について以下の通り規定している。「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」

しかしながら、動物公園は博物館法第29条の「博物館相当施設」として認定されているため、いわゆる公立博物館には該当しない。

したがって、動物公園は公立博物館ではなく、博物館相当施設であるため、入園利用の徴収はできることになる。

問題は、維持運営に必要な対価(入園料)の水準はどこにあるのかがポイントである。現状からは、一般会計で運営している場合でも、収支差額については、一般会計で負担しているケースと、指定管理者制度を導入し、指定管理者への委託料を支払い、その中で経営を行ってもらうというケースがある。指定管理者の場合の委託料については、委託内容により委託料が変わることになるが、少なくとも指定管理者は当該委託料で収支相償うことが求められる。

また、適正な委託料をどのようにして積算するかということと、指定管理者の募集に対して、複数の応募者が参加できるかどうかという点が課題である。

動物園の運営経費の適正性については、他の動物園との比較が非常に難しい点が挙げられる。

一番は、どのような動物を飼養しているかという点が挙げられる。例えば、哺乳類の例あげると、ジャイアントパンダ、ゾウ、ライオン、キリン、ラクダ、ヒツジ、ヤギといった動物でも、標高1,200～3,900mの高い所に生息するジャイアントパンダの飼養には多額のコストがかかるし、ゾウやライオン、キリンなどの動物にも、かなりのコストがかかる。これに比較して、ラクダやヒツジ及びヤギなどは、余りコストをかけなくとも飼養することが可能である。

また、餌についても、質的な調達コストがかかる場合と、量的な調達コストがかかる場合があるため、比較は困難である。

人員についても、博物館相当施設となれば、専門的職員として学芸員を置くことが求められ(博物館法第4条第3項)、また、動物の健康管理や福祉のために獣医師もいなければならない。麻醉薬(劇物、劇薬)の使用に当たっても、使用資格が必要である。飼養する動物の種類や数により、こうした専門家の数も変動することになる。

参考のために、JAZAの平成26年度版年報から、以下に示す。

摘要	八木山 動物公園	円山 動物園	大森山 動物園	千葉市 動物公園	野毛山 動物園
直営・指定管理者の区分	直営	直営	直営	直営	指定管理者
総面積 m ²	125,787	224,780	150,070	339,722	33,060
業務内容					
事務関係	職員 8人	職員 14人	職員 10人	職員 17人	職員 8人
動物関係	職員 38人	職員 35人	職員 30人	職員 25人	職員 23人
壳改札	委託	委託	職員 4人	委託	委託
清掃	委託	委託	委託	委託	委託
工事・設備	職員 8人	職員 8人	職員 4人	外注	※職員 1人
その他	委託	-	職員 2人	委託	-
付帯事業	委託	-	-	-	委託
職員数 正規	47人	45人	30人	37人	19人
非正規	7人	12人	20人	5人	13人
計	54人	57人	50人	42人	32人
飼育動物数	種 点	種 点	種 点	種 点	種 点
哺乳類	42 223	54 316	50 325	62 530	21 858
鳥類	46 168	52 197	40 189	65 259	37 235
爬虫類	35 88	52 163	11 32	6 29	37 141
両生類	0 0	16 225	2 3	1 2	0 0
魚類	0 0	1 10	3 45	1 1	5 913
無脊椎動物	0 0	0 0	1 16	0 0	0 0
合計	123 479	175 911	107 610	135 821	100 2,147

以上のように、職員数と飼育動物数については、相関関係は認められず更なる分析が必要である。

ちなみに、動物園年報を発刊して公表している千葉市動物公園及び広島市安佐動物公園の場合、以下のとおりである。

摘要	仙台市 八木山動物公園	千葉市 動物公園	広島市 安佐動物公園
出典	平成 26 年度	平成 26 年度版	平成 25 年度
基準日	八木山動物公園年報	動物公園年報	広島市
H27.3.31 現在	仙台市八木山動物公園	千葉市動物公園	安佐動物公園
広島市は、 H26.3.31 現在			公益財団法人広島市みどり生きもの協会、同動物公園
(使用)総面積 m ²	125,787	339,722	255,670
会計制度	直営 一般会計	直営 特別会計	指定管理者制度採用
人員構成図 (単位:名)			財団法人 理事長他 3 名
園長	1	園長	1
管理課	1	副園長	2
管理係	6	副園長補佐	2
施設係	8	管理班	8
飼育展示課	1	企画広報班	6
普及調整係	5	飼育第 1 班	8
衛生係	6	飼育第 2 班	10
飼育展示係	25	獣医師班	4
計	53	計	41
			計 64
獣医師の数は 6 名である。		管理職に 1 名の獣医師が含まれる。管理班に Zoo アドバイザー 1 名含む。	公益財団法人の常務理事 1 名は、園長である。

飼育動物の種類及び点数(広島市安佐動物園も、H27.3.31 現在のデータ)

分類	種類	点数	種類	点数	種類	点数
哺乳類	43	221	62	530	64	697
鳥類	47	170	65	259	45	527
は虫類	34	87	6	29	32	281
両生類	0	0	1	2	8	133
魚類	0	0	1	1	10	1,576
計	124	478	135	821	159	3,214

以上のように、動物園の面積では、千葉市動物公園は動物公園の 2.7 倍、広島市安佐動物公園は 2.0 倍と 2~3 倍の面積を管理していることになる。

次に、両動物園の飼育動物他のデータを比較すると、千葉市動物公園の場合、は虫類を除く飼育動物の種類及び点数は、いずれも千葉市動物公園の方が多いが、職員数は少ない。

また、広島市安佐動物公園の場合は、飼育動物の種類及び点数も圧倒的に多いことがわかるが職員数は動物公園の 1.2 倍にとどまる。

適正人員については、さらに業務内容等の分析をしなければならないが、以上のデータの比較からは、職員数と飼育動物数には相関関係は認められない。

7. 動物公園に係る規程について

(1) 動物公園の位置づけ

仙台市議会事務局編集の「市政のしおり」(平成 27 年 1 月発行)によれば、建設局の機構は以下のとおりである。

表 II -7-(1)-① 建設局の機構

局	部	課	係	備考
建設局		総務課	(2 係)	局より直轄の課
	道路部	道路計画課	(3 係)	
		その他 4 課	(省略)	
	百年の杜推進部	百年の杜推進課	(3 係)	
		公園課	施設管理係	
			建設係	
			海岸公園整備室	
			青葉山公園整備室	
		河川課	(3 係)	
	下水道経営部	経営企画課	(4 係)	
		その他 2 課	(省略)	
	下水道事業部	下水道事業部	(4 係)	
		その他 2 課	(省略)	
		3 センター		
八木山動物公園 ※	管理課	管理係	※: 第一種公所	
		施設係		
	飼育展示課	普及調整係		
		衛生係		
		飼育展示係		

上記の表でもわかるように、機構上、動物公園(第一種公所)は部相当であり百年の杜推進部と同列であるため、百年の杜推進部長と八木山動物公園長は同列の部長職となる。

市では、「都市公園」としての管理は総括的に公園課が所管しているが、市の組織としての「八木山動物公園」は、公園課の管理下にはないと位置づけている。

(2) 仙台市公有財産事務取扱要領における動物公園

動物公園は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)に基づき、仙台市都市公園条例(昭和 40 年 10 月 15 日 仙台市条例第 32 号)、及び仙台市都市公園条例

施行規則(昭和 41 年 5 月 26 日 仙台市規則第 22 号)に基づいて、運営されている。

同規則第 2 条(公園施設設置等の許可手続)では、「都市公園法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、公園施設設置(管理)許可申請書又は都市公園占用許可申請書を当該都市公園の所在地を所管する区の区長(野草園、八木山動物公園、七北田公園(野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。)、海岸公園(野球場、庭球場、馬術場及びキャンプ場を除く)、向山中央公園又は高砂中央公園に係る許可にあっては、市長。次条において同じ。)に提出しなければならない。」と規定して、動物公園を明記している。

一方、仙台市公有財産事務取扱要領第 6 条(公有財産管理主任の設置)においては、「規則第 8 条の 2 に定める財産管理主任を設置する課又は公所は、別表第 1 のとおりとする。」と以下のように規定している。

別表第 1 財産管理主任を設置する課又は公所

局	部	課	備考
建設局	道路部	(省略)	
	百年の杜推進部	百年の杜推進課	
		公園課	施設管理係、建設係、海岸公園整備室、青葉山公園整備室
		河川課	
	下水道経営部	(省略)	
	下水道事業部	(省略)	

建設局の場合は、別表のとおりであるが、第 8 条の 2 では、「設置する課又は公所」との条文であるから、建設局においては第一種公所である動物公園には財産管理者は設置されないことになる。担当者の説明では、上記の表に該当する公有財産が所属する課又は公所においては、公有財産管理主任を各局の長が任命するが、運用上、財産を管理している係の長を以てこれに充てている。建設局公園課では施設管理係長がこの任に当たっており、財産の具体的な管理については、動物公園で行っているとのことである。

【指摘 1】

(動物公園への財産管理主任設置について)

現在、仙台市の機構上では、動物公園は、百年の杜推進部と同列の第一種公所である。上記別表では、動物公園の名称すら明示されておらず、第一種公所

の動物公園の財産管理主任が誰かは明確(明瞭)ではない。少なくとも、百年の杜推進部の公園課であるなら、その旨明示すべきである。

本来、百年の杜推進部と動物公園が部レベルとして同列であるならば、土地や建物等の現物管理を適時・適切に行うためには、財産管理主任は動物公園の管理課が適切と考える。

現状では、都市公園台帳管理システムは、動物公園には設置されておらず、台帳と現物の不整合が発生している状況(III.4.動産・不動産の管理 参照)にあることを考えるならば、現場と離れた場所での台帳管理では、有効的な管理はできないと思慮する。少なくとも、部レベルの動物公園の場合には、検討が必要である。仮に、制度としては整備されていると認識したとしても、管理の運用面においては著しい不備があると言わざるを得ない。

このような状況になったのは、平成 10 年 4 月に、動物公園の職員が財団法人仙台市公園緑地協会(現在の公益財団法人仙台市公園緑地協会)に出向し、管理運営が委託業務として実施されたことにより、動物公園は公園課の元で管理されることになったが、平成 14 年 4 月の派遣法の改正に関連して、動物公園が仙台市建設局八木山動物公園(第一種公所として規定され、部と同列になった。)として組織改編されたにも関わらず、公有財産の管理が公園課の下に残ったことに起因すると推定できる。少なくとも、この段階で、財産の適正な管理をする上からは、財産管理主任は、動物公園の管理課に移すべきであったと考える。

(3) 仙台市事務分掌規則における動物公園

上記のように、仙台市公有財産事務取扱要領において、部同等組織の動物園に関する規定が明確でないばかりか、平成 27 年 10 月 15 日から施行されている仙台市事務分掌規則においても、動物公園が現在の機構(組織)にも明瞭性に欠ける状況にある。

即ち、「仙台市事務分掌規則第 2 章-本庁 第 1 節 組織」 第 2 条において、「本庁の組織は次のとおりとする。」と規定している。

局	部	課
建設局		総務課 (局より直轄)
	道路部	(5 課)
	百年の杜推進部	百年の杜推進課
		公園課
		河川課
	下水道経営部	(3 課)
	下水道事業部	(3 課)

同時に、第30条第1項において、「公所は、第一種公所、第二種公所、及び第三種公所とする。」と規定し、第2項において、建設局所属の第一種公所として「八木山動物公園」が規定されている。

また、「第2節 事務分掌」第12款 建設局において、建設局の各部・各課の事務分掌を以下の通りに規定している。

条文	課名	備考
第25条	(総務課)	※1 参照
第26条	(道路部の課)	
第27条	(百年の杜推進部の課)	※2 参照
第28条	(下水道経営部の課)	
第29条	(下水道事業部の課)	

※1

第25条第1項	
第4号	八木山動物公園に関すること。

※

第27条第1項	百年の杜推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
第1号	百年の杜づくりに係る総合的な企画及び調整に関すること
第2号	緑の基本計画に関すること
第3号	都市緑化に関すること
第4号	都市の緑の保全に関すること
第5号	公益財団法人仙台市公園緑地協会に関すること
第6号	杜の都の環境をつくる審議会に関すること
第7号	部内事務の連絡調整に関すること
第27条第2項	公園課の分掌事務は、次のとおりとする。
第1号	公園緑地の財産管理の総括に関すること
第2号	街路樹の維持管理の総括に関すること
第3号	都市公園(住区基幹公園等を除く。)の整備に関すること
第4号	都市計画事業(公園緑地に係るものに限る。)の認可の手続きに関すること
第5号	公園緑地及び街路樹(保存樹林を除く。)の植栽に係る技術管理の総括に関すること
第6号	七北田公園、太白山自然観察の森、秋保大滝植物園及び野草園に関すること

		ること
第7号	有料公園施設(野外音楽堂を除く。)の総括に関すること	
第8号	青葉山公園及び海岸公園の整備に関すること	
第9号	新田住宅に関すること	

【意見2】

(仙台市事務分掌規則における動物公園の整備に関する規定について)

以上のように、動物公園に関する規程としては、総務課の事務分掌として「八木山動物公園に関すること」と総括的に規定している。

また、公園課では、第1号において、「公園緑地の財産管理の総括に関するここと、第3号で「都市公園(住区基幹公園等を除く。)の整備に関するここと」、第6号で「七北田公園や野草園等に関するここと、そして、第8号で「青葉山公園及び海岸公園の整備に関するこことを規定しているものの、第一種公所の動物公園の整備に関しては、明確には規定されていない。

次に、第2節 第一種公所に関しては、第33条の2において、動物公園の組織と分掌事務に係る規定がある。

第1項	八木山動物公園に次の課を置く。 管理課 飼育展示課
第2項	八木山動物公園の管理課の分掌事務は、次のとおりとする。 第1号 八木山動物公園の経理に関するここと 第2号 八木山動物公園施設の管理に関するここと 第3号 園内事務の連絡調整に関するここと
第3項	八木山動物公園の飼育展示課の分掌事務は、次のとおりとする。 第1号 動物の飼育及び展示に関するここと

市の説明では、動物公園の整備に関するこことは、第27条第2項第3号における「都市公園(住区基幹公園等を除く。)の整備に関するここと」の条文で規定されているとのことである。

前述のように、他の都市公園に関しては具体的な名称を挙げて「整備に関するここと」と規定していることのバランスを踏まえて、規定することが規程の明瞭性からも望まれる。(明示している公園と、明示されていない公園の相違があるような誤解を招く恐れがある。)

なお、市のホームページ上では、公園課建設係に「八木山動物公園の整備」と明記しているとともに、動物公園管理課施設係において「園内施設の整備/施

設の維持管理」と公表していることから、市としての意思を確認している。

注 規程上は、課までの事務分掌を規定しているが、係レベルにおける事務分掌については、各課において定める慣行になっているとの説明から、仙台市ホームページの「組織と業務」から事務分掌について検討する。

ホームページの「建設局」の組織は以下の通りである。

建設局	総務課
百年の杜推進部	百年の杜推進課、公園課(※参照)、河川課
下水道経営部	経営企画課、下水道計画課、業務課
下水道事業部	下水道調整課、管路建設課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、南蒲原浄化センター、設備管理センター
八木山動物公園	管理課、飼育展示課

※ 公園課の各係の業務は以下の様に記載されている。

施設管理係
公園緑地の財産管理の総括
公園緑地の設置、区域変更、廃止等
公園緑地用地の帰属、借用等
都市公園台帳
公園管理基準
公園緑地等の維持管理の総括
街路樹の維持管理の総括
街路樹の植栽に係る技術管理の総括
道路(街路事業に関わるものに限る。)の植栽
開発行為(1.0ha 以上)及び区画整理事業に伴う公園緑地の事前協議
公園(野草園、七北田公園(野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。)、海岸公園(野球場、庭球場、馬術場及びキャンプ場を除く。)、向山中央公園及び高砂中央公園に限る。)施設の設置及び管理の許可
公園(野草園、七北田公園(野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。)、海岸公園(野球場、庭球場、馬術場及びキャンプ場を除く。)、向山中央公園及び高砂中央公園に限る。)の占用及び行為の許可
有料公園施設(野外音楽堂を除く。)の総括
災害関係の連絡調整
公園愛護協力会連合会
自然休養林保護管理協議会

施設管理係	
	七北田公園、太白山自然観察の森、秋保大滝植物園、野草園及び向山中央公園に関すること
建設係	
	公園緑地の整備に係る予算の総括
	公園緑地の整備に係る国庫補助事業の総括
	公園緑地に係る都市計画事業の認可の手続き
	公園緑地に係る公共事業の再評価
	公園緑地の整備計画(青葉山公園及び海岸公園を除く。)
	公園緑地の取得(海岸公園及び住区基幹公園等を除く。)
	公園緑地の整備(青葉山公園及び住区基幹公園等を除く。)
	七北田公園、太白山自然観察の森、秋保大滝植物園、斎勝沼緑地、市有林(都市公園に予定されているもの)等の整備
	八木山動物公園の整備
	公園緑地に係る技術管理の総括
	都市災害復旧事業の総括
海岸公園整備室	
	海岸公園の整備計画
	海岸公園の整備(災害復旧復興を含む。)
	海岸公園用地の取得
青葉山公園整備室	
	青葉山公園の計画及び整備
	青葉山公園整備に係る移転補償
	新田住宅

以上のように、動物公園の整備については、公園課建設係の事務分掌の範囲であることが明記されている。

(4) その他の管理規程・マニュアル等の整備について

動物公園は一般会計で運営されているため、会計や人事等に関して動物公園独自の規程はない。

但し、動物公園の運営に関する管理規程やマニュアルの有無等について質問した結果、主な管理業務に関する事項は以下のとおりである。

No	摘要	備考
1	動物病院の管理	動物病院の管理については、獣医師が行うこととされ、獣医療法に基づき、その構造、医薬品その他物品の管理について行っている。
2	麻酔銃	銃刀法に基づき、所持許可必要。 使用目的が人名救助や動物麻酔等に従事するものは、都道府県公安委員会に届出し、届出証明書の元、使用している。 麻酔銃の補完についても、鉄砲保管状況報告書として公安委員会に提出している。
3	医薬品(劇薬)	薬事法に基づき施錠管理している。
	塩酸エトルフィン、ケタミン(劇薬)	各々金庫に管理している。 麻薬取扱いのため、使用者は麻薬取扱い者免許が必要で、2年毎の更新が必要(麻薬及び向精神薬取締法)。 使用量管理台帳あり(1年毎に県の薬務課に報告している。(麻薬及び向精神薬取締法))。 塩酸エトルフィンについては、金沢動物園が作成した取扱いマニュアルビデオを参考に使用する。
4	ガス(エチレンオキサイドガス滅菌装置)	特定化学物質障害予防規則に基づいて、滅菌装置を使用している。使用するたびに管理簿に記載する。
5	感染症廃棄物の取扱い	取扱マニュアルは特に作成していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄処分を行っている。 感染症廃棄物廃棄処分は年1回、有資格者へ運搬及び処分業務を発注している。
6	レントゲン廃液の取扱い	取扱マニュアルは特に作成していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄処分を行っている。レントゲン廃液保管量を確認のうえ、隨時運搬及び処分業務を発注している。 ただし、現在はレントゲンフィルムをデジタル化しているため、廃液は発生しない。
7	飼料の発注	規程・マニュアルはなし。 価格が隨時変動する青果物については、月2回指名競争入札により発注している。
8	燃料の発注	規程・マニュアルはなし。 担当者が残量を確認し、使用予定量を隨時発注している。 発注は仙台市が基本契約を締結している取扱事業者へ隨時行

No	摘要	備考
		い、支払いは毎月末締めで会計課へ報告したものを会計課で一括支払いにより処理している。

以上のように、動物公園における業務管理については、担当者が該当する法律に基づいて行っている状況にある。また、法律で求められている管理台帳の記帳や、報告書の提出を行っているものの、管理規程やマニュアルは殆ど整備されていない。

【指摘 2】

(管理規程やマニュアルの整備について)

現状では、担当者が法律に基づいて管理している状況であるが、担当者が変わった場合の業務の引継や、日常業務を明確化する観点からも、業務に関する規程やマニュアルを整備し、運用していくことが必要である。

(5) 動物公園の自主財源の確保について

動物公園の歳入は、入園料と公園内に食堂や売店等を設置して使用させる動物園使用料がメインとなっているが、これだけで歳出をカバーすることにはならない。

昨今の自治体の流れとして、経済の沈滞下における税収等の伸び悩みから、いわゆる箱ものを中心として、ネーミングライツの採用や企業の広告事業を開発する事例が多くなってきている。

①ネーミングライツ

ネーミングライツは、1980 年代にアメリカで始まったとされる制度で、公共団体等の施設所有者が、スポンサー企業等へ有償で独占的に企業の愛称等を付けさせる取引であり、一般に「(施設)命名権」と呼ばれる。箱ものに対するネーミングライツは、日本では調布市の東京スタジアムの権利を、食品会社に譲渡したのが最初と言われている。

最近では、動物園におけるネーミングライツの付与も見受けられるようになってきた。以下は、最近の動物園に関する事例である。

H24.12~	札幌市円山動物園 アジアゾーン 「わくわくアジアゾーン」
	契約期間は 3 年間で、年額 1,000 千円伝えられている。 以下の大森山動物園と異なり、動物園の一部に対する命名権であるところが特徴である。

H27.12~	秋田市大森山動物園 「大森山動物園 あきぎんオモリンの森」
	募集要項では、3年以上の契約期間で、年額3,500千円となっていることに加え、愛称の付与に関連して、正式名称を併記する場合があるとされている。(詳細は、「秋田市大森山動物園ネーミングライツ・パートナー募集要項」参照のこと。)

こうした中で、募集したものの、応募が無かったという事例もある。

H19.12	野毛山動物園のネーミングライツスポンサーの募集
	横浜市が募集したが、応募期間に応募がなかったという事例である。ネーミングライツの導入については、来園者の80%以上の方から賛同を得て、且つ入園料無料という状況下で、継続して募集するとした。(2008年3月 記者発表資料 横浜市環境創造局 野毛山動物園)

公共施設サイドがネーミングライツを採用する目的は、秋田市の事例では、「安定的な財源を確保し、施設機能の充実や適切な維持・管理に努めることにより、利用者サービスの向上と動物園の一層の推進を図る」ことにある。

しかしながら、募集するサイドのパートナーとしては、ネーミングへの条件や、希望契約金額における条件等により、見合う効果が期待されない等により、応募しないこともあると予想される。横浜市野毛山動物園の希望価格は年額50,000千円以上で、5年以上という条件から、応募に至らなかつたものと思われる。

②広告について

ネーミングライツによる収入の確保の他に、例えば、京都市動物園動物舎への広告掲載による広告料金の獲得というような方法も考えられる。京都市の場合、類人猿舎、ひかり・みず・みどりの熱帯動物館、ゴリラのおうち~樹林のすみか~、及びペンギン舎の壁面に、2m²程度の広告主の広告物を設置するというものである。

広告料金は、月額45千円(税込)、年間掲載による場合は、年額500千円となっている。(広告料金には、行政財産の目的外使用料(1m²あたり年間7.2千円)を含むとされる。)(広告掲載取扱要領)

なお、動物公園の場合、アフリカ園等へのサポーター制度を採用しているため、更なるサポーターを募集することにより、広告と同様の効果を得ることができる。

【意見 3】

(動物公園独自の財源確保の手段について)

以上の例から、動物公園の自主財源を確保する目的からネーミングライツ(全部又は一部)や広告の採用も1つの手段となりうる。少しでも動物園運営経費の支出に充当するために検討に値すると考える。

但し、ネーミングや希望金額によっては応募されないことも考えられることや、市民が幼少の時から慣れ親しんだ「八木山動物公園」という名称以外の名称がつくことに違和感を覚えることも考えられるため、市民へのアンケートを実施することも重要である。

なお、動物公園内における広告については、仙台市屋外広告物条例からは、設置が可能と判断するが、都市公園法による制約等も踏まえて慎重に検討し、実施の可否を検討されたい。

サポーター制度の活用については、現在、アフリカ園のクロサイやフラミンゴなどは、サポーターがついていない状況にあるため、積極的に募集するよう望まれる。(ゾウやキリンの看板にあるサポーターの名称が記載されたプレートが付いていない。)

(6) 現状の動物公園の運営費用等を前提とした場合の入園料

仮に、平成26年度の動物公園の運営費用又は総費用を前提として、動物公園の収支を相償うようにする場合の入園者数等を逆算すると以下のとおりである。

(単位:円)

摘要	運営費用		総費用(施設整備含む)	
金額	647,432,409	A	762,639,751	I
現在の入園料	400	B	400	B
必要入園者数 人	1,618,581	A/B=C	1,906.599	I/B=J
有料入園割合	57%	D	57%	D
必要入園者数 人	2,839,616	C/D=E	3,344,912	J/D=K
H25年運営方針 人	1,000,000	F	1,000,000	F
有料入園割合	57%	D	57%	D
必要入園者数 人	570,000	F*D=G	570,000	F*D=G
求められる入園料	1,136	A/G=H	1,338	I/G=L

注 消費税等を考慮する前の金額である。

まず、運営費用だけを回収する場合には、全員が一般個人の有料入園者と想定した場合の入園者数は、**1,618** 千人(C)が必要である。

動物公園の場合には、有料入園者割合が 57%であるため、実際には、**2,839** 千人の入園者数が必要になる。

また、総費用の場合では、同様に計算すると **3,344** 千人が必要になる。

逆に、平成 25 年 8 月に改定された「八木山動物公園運営方針について（-百万人の動物園を目指して-）」における百万人の入園者を想定した場合には、有料入園者割合 57%を考慮すると、**570** 千人(G)の入園者が負担する必要になる。

その結果、運営費用を回収するためには **1,136** 円(H)、総費用を回収するためには **1,338** 円(L)の入園料を負担してもらわなければならない。

基本的には、仙台市が平成 27 年 11 月に行った、「市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方」に対する市民からの意見を受けて、受益者負担の適正化を図ることとしているが、動物園の現在の存在意義(動物園に期待される役割)から考えて、民間とは異なり、完全な受益者負担は考えられない。

例えば、千葉市の場合には、入園料を 500 円から 700 円に改訂している(適用は平成 28 年 4 月からの予定)。

また、動物園によっては、横浜市の野毛山動物園のように、完全無料というケースもある。

III. 動物公園の管理運営

1. 歳入・歳出

(1) 一般会計

動物公園の会計は、「II.外部監査の対象の概要」「1仙台市の財政状況」「(3)動物公園の会計区分について」で記載のとおり一般会計で処理されている。

歳入では、使用料及び手数料、寄附金、及び諸収入に計上されている。

歳出では、目的別歳出は建設局に関する「土木費」、性質別歳出では、義務的経費や維持修繕費、物件費等である。

次に、直近6年間の収支(決算)は以下のとおりである

表III-1-(1)-① 直近6年間の収支(決算) (単位:千円)

摘要	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
歳入						
動物園使用料	123,799	105,561	100,072	109,500	108,355	116,400
寄附金	-	400	1,213	717	835	851
諸収入	13,242	13,073	11,456	9,239	9,554	8,825
歳入計	137,041	119,034	112,741	119,456	118,744	126,076
歳出						
運営管理	679,067	673,667	669,238	666,451	644,426	647,432
(うち人件費)	(441,051)	(432,936)	(426,738)	(418,574)	(402,588)	(384,342)
施設整備事業	634,830	89,071	126,480	38,073	34,405	108,112
魅力アップ事業	6,671	7,110	7,152	15,857	5,290	7,095
臨時経費小計	641,501	96,181	133,632	53,930	39,695	115,207
歳出計	1,320,568	769,848	802,870	720,381	684,121	762,639
歳入-歳出 △	1,183,527	650,814	690,129	600,925	565,377	636,563
歳入-運営管理 △	542,026	554,633	556,497	546,995	525,682	521,356

出典: 各年度の「決算内訳表」より

以上の様に、歳入と歳出の収支差額は、約6億円から12億円弱となっている。平成21年度は、施設整備事業で約6億円の事業を行ったことが要因であるが、運営管理ベースで見ると、毎年度約5.5億円前後の歳出超過になっている。

歳入の具体については、(3)入園料、(4)その他の歳入で検討している。

(2) 八木山動物公園年報による開示

次に、平成 26 年度の一般会計の決算内訳表と動物公園年報における開示内容は、以下のとおりである。

表III-1-(2)-① 決算内訳と動物公園年報との比較 (単位:千円)

摘要	決算内訳表	動物公園年報	差額	備考
歳入				
動物園使用料	116,400	116,400	-	
寄附金	851	851	-	
諸収入	8,825	9,218	393	
歳入計	126,076	126,469	393	
歳出				
運営管理費	647,432	263,371	△384,061	経常経費
(うち人件費)	(384,342)	-	(△384,342)	※
施設整備事業	108,112	-	△108,112	臨時経費
動物園魅力アップ事業	7,095	-	△7,095	臨時経費
歳出計	762,639	263,371		
歳入-歳出(運営管理費)	△521,356	△136,902		

施設整備事業 108,112 千円と動物園魅力アップ事業 7,095 千円については、施設整備事業等(臨時経費)であるため、年報の沿革において、金額こそ明記はしていないが、「26 年度は、「ふれあい動物園」建設の基盤整備として、園内中央広場の一部、およびキジ舎・フライングケージを撤去した。」旨を開示している。

具体的な事業は、以下のとおりである。

摘要	事業内容	金額	
施設整備事業		千円	
1	ふれあい動物園基盤整備工事	24,490	
2	園路改修及び南入口広場整備工事	24,030	
3	吊橋風デッキ他整備工事	10,510	
4	委託料	27,344	
動物園魅力アップ事業			
1	委託料	アジアゾウ骨格標本・鼻のアルコール含浸標本	2,983
2	備品購入費	ふれあい動物園動物購入(ロバ、羊、プレーリードック)	1,576
3	負担金、補助金及び交付金	チンバザザ動植物公園負担金	500

基本的に異なるのは、経常管理経費のうちの人事費部分である。動物公園年報においては、義務的経費に計上されている人事費を開示しておらず、かつ、その旨の記載もしていない。

【指摘 3】

(動物公園年報における経常経費の開示の在り方について)

動物公園が発行する年報では、従来より人事費(表III-1-(2)-①の※参照)は開示していない。年報だけを見た場合、歳入 126,469 千円に対して、歳出は 263,371 千円で、歳出超過は 136,902 千円と誤解される開示となっている。平成 26 年度の場合、人事費 384,342 千円を含めた歳出超過は、521,356 千円となる。

質問があれば、人事費が含まれていない旨の説明をしているということであるが、人事費も区分集計されており、開示しない合理的な理由は見当たらない。

動物公園年報は、動物公園としての年次報告書の最も大事な報告書の 1 つであり、歳入・歳出についても、実態を開示すべきである。

(3) 入園料

動物公園の使用料（入園料）は仙台市都市公園条例（以下この項で「公園条例」という。）第 12 条第 2 項第 2 号において別表第 6 に掲げる額と定められている。その額は（表III-1-(3)-①）に記載のとおりである。ここで、「一般」とは義務教育終了後の者であり（公園条例別表第 6 備考 2）、これにより未就学児は無料である。

表III-1-(3)-① 動物公園の入園料

個人利用	一般	1 回につき	400 円
	小学生・中学生	1 回につき	100 円
	一般	1 年につき	1,000 円
団体利用	一般	1 回につき	320 円
	小学生・中学生	1 回につき	80 円

なお、市は、平成 27 年 11 月に、「市民利用施設の使用料見直しに関する基本的な考え方」に対して市民から意見の募集を行った。

（募集期間 平成 27 年 11 月 24 日～12 月 22 日）。

これは、

①政令指定都市移行時等合併時の取扱や景気の長期低迷、東日本大震災により昭和 58 年以降、市民利用施設の使用料の見直しを行っていなかった

ことに対し、受益者負担の適正化を図る必要があること

②今後施設の改修更新等費用の増加が見込まれる一方、本格的な人口減少社会の到来により市税収入の見通しが不透明であることから、将来にわたり安定的な施設運営を図っていくための財源基盤の強化を行う必要があること

から、市民利用施設使用料の見直しを行っていくものであるが、見直しの検討対象には動物公園の入園料も含まれており、今後入園料の改訂が見込まれる。

過去 5 年間の入園料及び入園者の推移は（表III-1-(3)-②）に記載のとおりであるが、入園料は、特別の理由があると認められる場合には減免することができ（公園条例第 15 条）、有料入園者と無料入園者の割合は（表III-1-(3)-③）に記載のとおりとなっている。

表III-1-(3)-② 入園者数と入園料の推移

摘要	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
入園料（千円）	98,033	92,527	101,977	100,844	104,316
入園者数（千人）					
有料	268	255	279	275	281
無料	202	206	198	204	210
計	470	461	478	480	491

表III-1-(3)-③ 有料入園者及び無料入園者の推移

摘要	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
有料入園者	57.0%	55.3%	58.4%	57.4%	57.3%
無料入園者	43.0%	44.7%	41.6%	42.6%	42.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生した。その影響もあり平成 22 年度、23 年度の入園料の収入は落ち込んでいる（平成 21 年度の入園料による収入は 116,337 千円である）。その後徐々に回復をしているが、震災前の水準には至っていない。入園者数も回復基調にはあるが、震災前（有料入園者 320 千人、入園者計 528 千人）の水準までの回復に至らないことは同様である。なお、動物公園の利用者の 57%程度が有料入園者であり、この傾向はこの 5 年間続いている。

（なお、有料入園者については表II-3-(3)-①(P29)、入園者合計については

表II-3-(2)-①(P26)参照のこと。)

無料入園者については、仙台市都市公園条例施行規則（以下この項で「公園施行規則」という。）第10条第2項により、減免を受けようとする者は市長に使用料免除申込書を提出しなければならない旨の定めがある。入園料の減免に関する具体的な要件等は「有料公園施設の利用許可に係る使用料の減免に関する事務取扱要綱（以下この項で「減免取扱要綱」という。）」に定められている。

なお、平成26年度の無料入園者の内訳について動物公園年報（平成26年度）では、（表III-1-(3)-④）に記載のようにまとめられている。

表III-1-(3)-④ 平成26年度 無料入園者の状況 (単位：人)

区分	大人	小・中学生	幼児	計
幼児	—	—	117,927	117,927
教材利用団体 ※1	2,055	9,867	9,190	21,112
減免承認団体 ※2	4,673	1,854	—	6,527
「どこでもパスポート」等利用 ※3	—	20,045	—	20,045
豊齢（市内在住65歳以上）※4	8,285	—	—	8,285
行事・施設見学・その他 ※5	9,539	7,437	—	16,976
「年間パスポート」利用 ※6	19,235	—	—	19,235
計	43,787	39,203	127,117	210,107

- ※1 市内の小学校、中学校、幼稚園又は保育所が教材として利用する場合である。
- ※2 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設等。減免取扱要綱に列挙されている。
- ※3 「どこでもパスポート」（市も構成員である「仙台市都市圏広域行政推進協議会」の事業）の交付を受けた小学生又は中学生。なお、仙台市以外でも同様のパスポートを発行している場合があり（石巻地区広域行政事務組合が交付する「ゆうゆうパスポート」等）、この場合も無料となる。対象は減免取扱要綱に列挙されている。
- ※4 年度中に65歳になる市民を対象に交付される豊齢手帳（又は豊齢カード）の所有者である。
- ※5 国民の祝日に関する法律第2条に規定する子どもの日及び開園記念行事実施の日等である。
- ※6 （表III-1-(3)-①）で記載した個人利用で年間利用を行う場合で2回目からの利用の場合である。なお、後述する八木山動物公園オフィシャ

ルサポーターの特典による入園者（308人）も含まれる。

市は入園料の徴収事務を公益財団法人仙台市公園緑地協会（以下この項で「緑地協会」という。）に委託している。委託業務の内容は「仙台市八木山動物公園管理業務及び使用料徴収等事務業務仕様書（以下この項で「仕様書」という。）」により定められている。

仕様書によれば、入園料の徴収に関して緑地協会が行う主な業務は以下のとおりである。

- ・徴収した当日分の入園料を取りまとめ、その翌日（金融機関が営業を行わない日の場合は、最も近い日）に、所定の納付書により市の指定する金融機関等に振込を行う。
- ・徴収した入園料の内容を示す集計表を、翌月5日までに市に報告する。
- ・入園料徴収等の業務を処理するため調定兼収入日計表、入園券受払簿、払込書兼領収書を整え、市の会計管理者の検査に備える。

仕様書では、緑地協会は入園料の減免にかかる事務も行うこととされているが、減免申請の受付を行うのはあくまで市である。減免にかかる業務は以下のとおりである。

- ・市が減免申請の受付（対象要件を満たすことを確認する）を行い承認する。承認印の押印された使用料免除決定書は申請者が所持する。
- ・市は使用料免除申込書の写しを緑地協会に送付する。
- ・入園日当日、申請者は承認印のある使用料免除決定書を入口で緑地協会の担当者に提示する。
- ・緑地協会の担当者は、使用料免除申込書の写しと照合し入園を認める。

なお、どこでもパスポート、年間パスポート等による減免等、使用料免除申込書の使用が必要でない場合は、当該パスポート等の所持を入口で確認し入園を許可することになる。

監査の結果、以下を除き入園料徴収事務に関する指摘すべき事項はない。

【指摘4】

（減免要件の確認について）

使用料免除申請書上では、減免取扱要綱上のどの要件に該当するのか要件が列挙されており、該当する要件にチェックマークを記載すればよい様式になっている。しかし、単にチェックを付せばよいだけであるのにもかかわら

ず、省略されている申込書が散見される。動物公園の入園については、未就学児を除き入園料を払うのが原則であり、例外として減免が認められている。そのために、入園料の減免の要件は、減免取扱要綱に記載されるものに限定すべきであって、どの要件に該当するのかについては明確に記載すべきである。市は、減免申請時にどの要件に該当するのかについて、使用料免除申込書上明確に記載する必要がある。

(4) その他の歳入

動物公園の入園料以外の収入の推移は（表III-1-(4)-①）のとおりである。

表III-1-(4)-① その他の歳入の推移 (単位：千円)

摘要	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
動物園使用料					
公園占用	46	53	42	38	93
公園内設置	7,468	7,484	7,466	7,472	11,990
公園内行為	14	7	14	—	—
計	7,528	7,544	7,522	7,510	12,083
寄附金	400	1,213	717	835	851
雑入					
餌販売代金	3,811	4,135	4,681	5,383	4,647
電気料	2,765	2,276	2,613	2,708	3,294
上下水道料金	1,405	2,082	1,945	1,463	884
JICA受託料	5,092	—	—	—	—
災害見舞金	—	2,963	—	—	—
計	13,073	11,456	9,239	9,554	8,825

「その他の歳入」の「動物園使用料」のうち

- ① 公園占用は 電柱、鉄塔、工事用施設等が動物公園の一部を専用する場合の使用料（同 別表第三）である。
- ② 公園内設置は 都市公園法（以下この項で「公園法」という。）第5条第1項、公園条例第12条第1項、公園施行規則第7条、別表第二 に規定される使用料であり、公園施設を使用者自ら設置する場合の使用料と市の施設を使用＝運営（管理）する場合の使用料が含まれる。動物公園では、入園料の徴収業務を委託している緑地協会が市の

- 施設を使用しており、全額緑地協会からの収入である。
- ③ 公園内行為は 動物公園内で物品の販売、募金等を行った場合の使用料である（同 別表第四）。

次に、「寄附金」は、動物公園オフィシャルサポーターからの寄付金である。オフィシャルサポーターは、次のいずれかに該当する場合で、動物公園長が認定したものである（仙台市八木山動物公園オフィシャルサポーター認定要領（以下この項で「認定要領」という。）第2条）。

- ① 営利を目的とする事業を行う者で、動物公園の発行する年間パスポートの所有者に対し、商品又はサービスの料金割引き等の特典を提供する等、動物公園の運営を応援する活動を行っている又はその意思を示すもの
- ② 動物公園に次の寄付を提供する団体
- ・ 1口 10,000円で1口以上の寄付金
 - ・ その他物品等
- ③ 動物公園に次の寄付を提供する個人
- ・ 1口 1,000円で1口以上の寄付金
 - ・ その他物品等

なお、③に該当する場合で寄附金を5口以上提供した者には、ゴールドサポーター認定証が発行され、この認定証を提示した場合、動物公園の入園料減免を受けることが出来る（認定要領第6条第2項）。

また、「雑入」のうち

- ① 餌販売代金は 動物公園で行われる入園者が直接動物に餌を与えるイベント時に、入園者に販売される餌の販売代金である。
- ② 「電気料」「上下水道料金」は 緑地協会等公園施設の利用者が施設を利用した場合に使用された電気料金や水道料金である。
- ③ 災害見舞金は 東日本大震災の被害に対する JAZA 等からの見舞金である。

【指摘5】

(公園施行規則における施設使用料の区分について)

動物公園内にある「森の食堂」は、緑地協会が管理運営を行っているが、その使用料は、公園施行規則第7条、別表第二に定められた「公園施設の管理 その他の施設」が適用され、1m²当たり月額150円となっている。しかし、

別表第二には他に「レストラン」の区分があり、この場合 1 m²当り月額 500 円である。市が「その他の施設」とした理由は、

- ① 「森の食堂」は名称が食堂でありレストランという文字が付されていないこと
- ② 「レストラン」のイメージは博物館、美術館内にある施設のイメージであり、「森の食堂」は閉鎖された建物の中に設置されているものでないから、イメージが異なること
- ③ 市では、「レストラン」と「食堂」のそれぞれの定義を行っておらず、イメージで「レストラン」ではないとすると、「その他の施設」として扱う他ない。

といったことによる。

「レストラン」と「売店」について明確な定義付けを行っている法令等はないようである。しかし、使用料に 3 倍以上の開きがある状態で、名称を「食堂」にすれば使用料が安価になるということには問題があると言わざるを得ず、担当者の主観（イメージ）の違いで区別する事にも問題がある。

なお、食品衛生法施行令第 35 条第 1 項では、ともに「飲食店営業」として取り扱われており、都市公園法施行令第 5 条第 6 項においても公園施設として都市公園に設置できる施設は、売店、飲食店の区分があるのみで「食堂」「レストラン」の区分はない。同じ「飲食店営業」であり、電子レンジ等による単なる温めレベルではなく調理が行われているのであれば、「食堂」という名称であっても、別表第二において「レストラン」と同様に取り扱うべきであろう。

【意見 4】

(自動販売機設置場所の使用料について)

動物公園内には 18 台の飲料の自動販売機がある。このうち売店等施設の外にあるものは、緑地協会が都市公園法第 5 条第 1 項による施設の設置の許可を受け設置しており、その使用料は 1 m²当り月額 100 円（公園施行規則第 7 条、別表第二 公園施設の設置にかかる使用料）である。なお、売店等施設の中にある自動販売機は、当該売店等施設の管理（公園施行規則第 7 条、別表第二 公園施設の管理にかかる使用料は支払われている）の範囲内であるとして、使用料の支払いはない。

通常自動販売機は高い収益を獲得している。動物公園の管理事務所内にも職員の福利厚生用に自動販売機 1 台が設置されているが、借地料は販売額に

比例するようになっており、平成 26 年度の市の収入は 123 千円となっている。これに対し、動物公園内に設置されている自動販売機 18 台の内使用料が支払われているのは施設外に設置されている正門(現在の東門) (3 台)、南門(現在の西門) (3 台)、さるやま (1 台) の 7 台であり、設置されている土地 (21 m^2) に対する使用料に過ぎず、年間の収入は 25 千円でしかない (1 台当り 3 千円)。

自動販売機は都市公園法上公園施設であり、市では設置する場合の使用料を公園条例第 12 条別表第二において 1 m^2 につき 1 月 500 円以内とし、上述のとおり公園施行規則において月額 100 円と定めている。しかし、この額は自動販売機が稼得する収入に比べあまりに少額である。資産の有効活用の観点からも、使用料の見直し、競争原理の導入を行うべきである。市の公園以外の施設における公有財産の貸付料等も参考にし、使用料の上限を引き上げた上で競争入札を導入する等の対応を行うべきである。

また、管理施設内に置かれていることから設置にかかる使用料が徴収されていない他の自動販売機 11 台に関しても、それが生み出す収入と使用料には大きなかい離がある。これも施設の管理の中に自動販売機設置の項目を設け使用料を設定したうえで、同様の取扱をおこなうべきである。

【意見 5】

(駐車場の有効利用について)

動物公園の駐車場 (ゾウ、キリン、以下この項で「旧駐車場」という。) は、緑地協会が公園法第 5 条第 1 項による施設の管理の許可を受け、公園施行規則第 7 条、別表第二により 1 m^2 当り月額 100 円の使用料を支払っている。駐車可能台数は乗用車 (小型乗用車) の場合、ゾウが 197 台、キリンが 1F 60 台、2F 65 台、3F 67 台の計 389 台である。面積は、ゾウ駐車場 (平面駐車場) が $5,390 \text{ m}^2$ 、キリン駐車場 (立体駐車場であり 1F が $1,884 \text{ m}^2$ 、2F3F が各 $2,034 \text{ m}^2$) は $5,952 \text{ m}^2$ 計 $11,342 \text{ m}^2$ であり、月額使用料は 1,134 千円である。ただし、12 月から 3 月については動物公園が閑散期となることから、緑地協会の管理面積を、ゾウが 80 m^2 、キリンが 1F $1,884 \text{ m}^2$ 、2F $2,034 \text{ m}^2$ 計 $3,998 \text{ m}^2$ と $7,344 \text{ m}^2$ 縮小、使用料も月額 399 千円とし 734 千円減額となっている。

平成 27 年 12 月 6 日に地下鉄東西線が開業した。八木山動物公園駅は動物公園に直結していることから、動物公園の入園者は増加が見込まれるが、

自家用車を利用する来園者については不明である。なお、東西線開業に先立ち八木山動物公園駅駐車場（以下この項で「新駐車場」という。）が**12月1**日から開業した。収容台数は**519**台（うち定期貸**300**台）である。新駐車場はパークアンドライドによる地下鉄利用促進を目的に開業した駐車場であることから、市は旧駐車場とは役割が異なるものとして、緑地協会による旧駐車場の管理面積の減少を考えてはいない。

旧駐車場の利用状況については今後の推移を見守る必要があるが、地下鉄の利便性を考えた場合、利用者が減少する可能性もあり、旧駐車場の利活用を検討する必要が生じる場合もあることに留意が必要である。

2. 出納管理

(1) 動物公園において行う現金出納処理

入園料等の徴収や動物公園内の食堂の運営等はすべて公益財団法人 仙台市公園緑地協会によってなされるため、動物公園が行う現金出納処理は、以下の2点に限定される。

- ・えさの販売
- ・資金前渡し

動物公園での現金出納処理については、動物公園独自の出納管理規程等の定めはない。そのため、「仙台市会計規則」（以下会計規則）、及び仙台市会計室による「会計事務の手引」に基づき行われる。

(2) えさの販売

動物園では、年間を通じ、ゾウ舎、サル舎、ウサギ舎、カバ舎の計4か所で、来園者が動物に直接えさをあげることができるえさやり体験を1回100円で行っている。えさの設置数量は、動物公園の公式HPによると、ウサギ20個程度、アフリカゾウ30個程度、カバ20個程度、ニホンザル100個限定と記載されているが、後述する「えさの販売管理表」を閲覧すると、土日においては来園者数が増加するため、平日の1.5倍～2倍程度の量が設置されている。たとえば平成27年4月において例として4月8日と4月12日を見ると、以下のような設置個数である。

例)

販売日	曜日	ゾウ舎	サル舎	ウサギ舎	カバ舎	合計
4月8日	火曜	30	131	24	14	199
4月12日	土曜	44	228	25	35	332

上記の通り、えさの設置個数は、来園者数等の影響を受け、日によって異なる。しかし、どんなに来園者が多い日でも、えさやりの際のえさのみを食べると動物の栄養が偏ってしまうという健康状態への配慮等から、販売されるえさの数は多くとも1日あたり400個、4万円程度である。また、徴収したえさ代は仙台市の会計上「一般会計」の「諸収入-雑入-建設局雑入」として計上されることとなるが、平成26年度に計上された動物公園におけるえさの販売代金は4,647,000円と少額である。

来園者には100円を準備するよう来園者に声掛けをしているため、原則としてつり銭の支払いは生じない。また、えさやりは人気のイベントであるため、設置したえさはすべて売り切れ、売れ残りがあることは通常ない。

えさやりの代金は、えさやり終了後に管理係が2名体制で回収し、現金は職

員室内の金庫に保管される。金庫はダイヤル式の鍵がかかっており、鍵を開けるための暗証番号を知っているのは管理係のみである。

管理係 2 名は、「えさの販売管理表」に設置個数、販売個数、残個数（設置個数から販売個数を差し引いたもの。通常売れ残ることはないため、設置個数と販売個数は一致し、残個数は 0 となる）、及び金額を毎営業日に手書きで記録する。販売個数 × 100 円で算出した金額と、回収した現金との間に不一致が無いことを確かめ、代金の一致を確認後、「えさの販売管理表」の担当者欄に押印する。「えさの販売管理表」は衛生係長・飼育展示課長・管理係長・管理課長に回付され、承認印を得ている。「えさの販売管理表」において、衛生係長及び飼育展示課長のいずれかまたは両者、管理係長及び管理課長のいずれまたは両者の承認が毎日なされており、適切に運用されている。

徴収したえさの販売代金についての業務は、「会計処理の手引」に基づきなされる。当日中に担当者は「調定書」を作成し、管理課長の承認を得る。調定書が作成された後、回収した代金は、土日祝日を除く毎営業日に仙台市指定金融機関に持ち込まれ、払込書（納付書）兼領収書を得る。よって、動物公園内に保管される現金は最大でも 3 日程度の現金が保管されるのみで、高額の現金が金庫内に保有されることはない。

徴収した現金は仙台市の会計上「一般会計」の「諸収入-雑入-建設局雑入」として計上される。

(3) 資金前渡し

資金前渡しとは、特定の経費について現金による支払をさせるためにその資金を職員に前渡しすることをいう。動物公園においては、動物に関する各種会議や研修等の出席及び動物の搬送等に関する旅費や、作文コンクール等の八木山動物公園が主催するイベントに関連する講師謝礼等の報償費において発生する。ただし、これらの額は平成 26 年度の決算においては、報償費が 72,000 円、旅費が 1,110,250 円のみである。また 1 件あたりの金額も数千円から数万円程度であり、高額の支出になるものではない。

動物公園が受領した前渡し金は、旅行を行う職員や講師等に渡されるまで、一時的に職員室内の金庫に保管されることとなるが、前渡し金を保管する機会が非常に限定的でかつ期間が短いことから、前渡資金受払簿の作成は行っていない。資金の前渡しを受ける場合は資金前渡請求書を作成し、資金前渡金による支払完了時には精算書を作成し、それぞれ仙台市長あてに提出を行っている。

(4) 現金の管理状況

上記の通り、動物公園において取り扱う現金の範囲は限定的であり、高額の

手元現金が残ることが無く、現金を取り扱う一連の作業は2名体制で行うこととし毎日現金の実査を行っているため、盗難や横領の可能性が低い。また、えき代は毎営業日に発生するものであるが原則としてつり銭のやり取りをしないことから、つり銭の受け渡しの誤りによる現金残高の相違も発生しにくい状況にあり、特段現金管理において改善すべき点は認められない。

3. 動物管理

動物公園における動物は、備品に該当するが、動物公園にとっての動物管理は、重要性が高いことから、単独項目として検証する。

(1) 動物公園における動物の変動要因

動物公園では動物の増加・減少を以下の要因に区分し、管理している。そのうち、主な增加要因は繁殖、購入、借用である。主な減少要因は死亡であり、貸与と交換出が稀にある程度である。また、売却はこれまでにおいて発生していない。

<増加>

区 分	要 因 内 容
① 繁殖	動物の(自然又は人工による)繁殖によるものである。
② 購入	国内外業者からの金銭による動物の購入である。動物は、仙台市会計規則第 96 条 1 項における「性質形状を変えることなく、比較的長期間継続して使用保存することができるもの」として、会計科目上「備品」に該当するため、購入にあたっては、同会計規則に基づき通常の備品と同様の手続きを行う。
③ 交換入	他の動物公園等と動物の交換を行うものである。JAZA に加盟している動物園等では、JAZA に加盟している団体のみが閲覧できるウェブサイトにおいて、各園館で入手したい希望動物や他の動物公園等に提供可能な余剰動物のリストを掲載することができる。こうした JAZA 等を通じ国内の動物公園同士の情報交換において、相互に動物を提供し合うことで合意がとれた場合、交換となる。
④ 謙受	他の動物園等から譲り受けるものである。「交換」は、他の動物園等から動物を受け入れるとともに、八木山動物公園からも動物を提供する場合であるが、他の動物園等で余剰動物があっても、八木山動物公園に交換で提供できる動物が無い時や他の動物園等の希望と一致しない場合、交換ではなく譲受となる場合がある。一般に動物園は繁殖させた動物を販売して利益を得ることを目的としているものではないため、無償となる。
⑤ 保護	傷病野生動物を保護するものである。
⑥ 寄贈受	他の団体・個人からの希望により贈られものである。
⑦ 移管	他の管轄から八木山動物公園に所有を移動するものである。
⑧ 借用	「ブリーディングローン」による動物の借り受けである。「ブリーディングローン」は、絶滅の危機が高い動物の種の保存の為、その種の飼育園館が共同して計画的にさせることを目的とした制度である。貸借期間、繁殖に成功して生まれたこの所有権の帰属等貸借に関する条

		件は、動物園同士の交渉により決定される。
⑨	ワシントン条約	輸入禁止動物が密輸入等により国内検疫所で保護された場合、その動物の飼育を依頼される場合である。
⑩	遺失物	捨てられた動物を、警察を通じ八木山動物公園で保護するものである。
⑪	その他 (預り)	一時的に他の機関の動物を預かるものである。

<減少>

①	死亡	病気等により動物が死亡した場合である。
②	売却	動物を売却する場合であるが、動物園は繁殖させた動物を販売して利益を得ることを目的としているものではないため、通常発生しない。
③	交換出	他の動物園等と交換を行うものである。
④	譲渡	余剰動物を他の動物園に無償で譲渡するものである。
⑤	放鳥獣	傷病で保護された動物が回復し、野生復帰するものである。
⑥	貸与	「ブリーディングローン」による動物の貸出しである。
⑦	淘汰	病気等を患った動物について、回復の見通しがたたず安楽殺を試みたものである。
⑧	行方不明	動物が行方不明となり減少した場合である。
⑨	逃亡	動物が逃げて減少した場合である。
⑩	盜難	動物が盗まれて減少した場合である。

(2) 意思決定

上記の通り、動物の増減要因には死亡等、意思決定を伴わないものもあるが、購入・譲受・譲渡・借用・貸付等、動物公園の意思決定に基づき行われるものがある。動物公園では、毎年度「動物展示・繁殖計画」を作成し、動物の短期的・長期的導入・展示計画や、動物の繁殖計画を立てている。この計画に基づき、動物の購入や他の動物園等への視察等資金を要するものについては、仙台市財政局に対する予算要望書を作成し予算の配分を受け、他の動物園等との交渉を進める。「動物展示・繁殖計画」及び予算要望書は、八木山動物公園長により承認される。

動物の購入・譲受・譲渡・借用・貸付等は、通常の備品の業務手続きと同様の流れにより行われる。

(3) 動物の増減があった際の把握、周知

動物の増減があった場合には、「動物増減表」を作成し、関係者に回付し承認を受けることにより動物の増減が周知されることとなる。「動物増減表」には、報告年月日のほか、増減があった動物について「動物名」「個体名」「性別」「個体ナンバー」「特徴」、増加の場合は「増の理由」及びその他必要な情報（誕生日等）、減少の場合は「減の理由」及び必要な情報（死因等）の記録が必要となる。「動物増減表」は、獣医、衛生係長、普及調整係長、飼育展示係長、飼育展示課長へ回付され、承認を受ける体制となっており、実際に運用されている。

飼育員が日々の動物の状況を観察しているため、繁殖や死亡等、動物公園の意思決定に基づかない増減についてもすぐに判明することとなる。

(4) 動物の管理・記録状況

動物公園において動物を管理・記録する書類としては、飼育展示係が動物の個体管理の為に内部資料として作成する台帳（以下、「動物管理台帳」という）がある。

また、会計規則に基づき、「備品出納簿」等の各会計帳簿を作成する必要がある。

さらに、毎年度作成・公表される「八木山動物公園年報」において、毎年度3月31日現在の飼育動物の種類やその点数等が公表される。

①動物管理台帳の作成状況

飼育展示係がエクセルで作成している動物管理台帳は、動物公園内に現時点で飼育されている動物を把握するための内部資料である。動物管理台帳には科目ごとに目、科、種名ごとに種類、性別ごとの点数及び点数合計が記載されており、備考欄には増減要因として増減のあった日付、動物の個体名、要因（「繁殖」「譲渡」等）、及び性別が記載されている。動物公園が所有する動物か、他の動物園等から借用している動物かといった区別についての区分はなく、動物公園内にいる動物すべてについて記録される。この動物の管理台帳には個体識別情報は記載されておらず、別にエクセルで台帳を作成し管理している。個体識別情報とは、個体識別の手掛かりとなる情報であり、個体ごとの外観上の特徴や、個体識別のために動物についているマイクロチップの識別番号等である。個体識別を適切に行うことは、各個体別に病歴や予防接種歴等を記録し動物の健康管理を行う等、動物管理を行う上で重要となる。

動物の増加または減少があった場合、「動物増減表」が回付され承認を得た後、飼育展示係は「動物増減表」に基づき、「動物管理台帳」を更新する。

②仙台市会計規則に基づく備品帳簿の作成状況

会計規則において、動物は原則として備品に属するものとされるため、会計規則に基づき、「備品出納簿」を作成し登記しなければならない。各動物ごとに品名が付され、受入・払出がある都度、受入・払出日付、数量、及び金額（単価）を記載する。購入以外の場合は金額が不明であるため、金額欄は空欄となっている。摘要または備考欄には、増減要因が記載されている。

借用動物については、「各人別備品整理簿 借用物品」を作成し、種別・物品番号・単位・数量・交付日・返納日を記載している。

作成方法としては、「備品出納簿」「各人別備品整理簿 借用物品」のいずれも、「動物増減表」により動物の増減を把握し、記録される。

【指摘6】

(貸付品整理簿の作成について)

物品の貸し付けを行う場合、会計規則上は貸付品整理簿を作成し、貸付物品の管理を行うこととされているが、動物公園において、貸与動物の貸付品整理簿が作成されておらず、備品出納簿の備考欄に「BL(※)貸出」または「貸出」と記載するのみである。

貸与を行った動物についても、依然として市所有の物品であることから、貸付品整理簿を適切に作成し、一元管理すべきである。

※ BLとは、ブリーディングローン(Breeding Loan)の略語であり、希少な動物を絶やさず増やしていくために、動物園や水族館同志で動物を貸したり借りたりする制度をいう。

【意見 6】

(取得価格の 20,000 円未満である動物の取扱いについて)

会計規則上、動物は原則として備品とされるが、備品に属する物品でも、取得価額が 20,000 円未満の場合には、集中管理備品（職員用の机、椅子及び更衣ロッカー）を除き、消耗品として取り扱われる旨が定められている。

しかし、前述のとおり動物公園における動物の増加要因は、取得価格がある購入の方法の他、繁殖、交換等取得価格が不明な要因により増加する場合が多い。そのため動物公園では、動物のうち時価が 20,000 円未満であることが明らかな動物も含め、動物はすべて備品として取り扱うとの取扱いがなされており、消耗品として取り扱われるものはない。

会計規則への準拠及び事務手続きの簡素化の観点から、価格が 20,000 円未満と想定される動物や寿命が 1 年未満であることが明らかな動物については消耗品として計上するとの取扱いに改めることが望ましい。その場合、動物ごとに、市場価格等をもとに評価額及び平均寿命等をもとに推定寿命を設定し、条件を満たす動物については消耗品として計上する、といった備品と消耗品の判断基準を明確にする必要がある。もしくは、価格や耐用年数（寿命）に関わらずすべて備品とする場合は、その旨をルール化しておくことが望ましい。

【意見 7】

(購入以外の場合の動物の価格について)

会計規則上は、物品は原則として価格（取得価格とし、取得価格がないもののその他特別の理由があるものについては、時価による見積価格とする）を付してこれを整理しなければならないとされており、見積価格の算定が困難なものについてのみ価格を付さないことが認められるとされている。

現在、購入以外の理由により増加した動物の価格はすべて、価格が付されていないが、前述のとおり会計規則上は原則として取得価格が無い場合でも時価による見積価格により価格を付すものとされている。ワシントン条約等で売買取引が規制されているため売買取引されることの無い動物を除き、一般的に売買がなされる動物については、市場での取引価格等をもとに価格を付すことが考えられる。見積価格の算定が困難なものとして価格を付きない場合は、それに該当する範囲及び条件を明確にしておくことが望ましい。

③各台帳等の整合性と正確性

上記の通り、飼育展示係が作成している動物管理台帳には借用であるかを問わずその時点において動物公園内において飼育されている動物の全てが記録され、管理係が作成する「備品出納簿」にはその時点において動物公園内等において飼育されている動物が、「各人別備品整理簿 借用物品」には他の動物園等からの借用動物が記録されるため、動物管理台帳に記録された動物数と、「備品出納簿」の動物数の合計は一致するべきものであるが、平成 27 年 3 月末時点で比較したところ、いくつかの不一致がみられた。

目	科	種類	動物管理 台帳	備品出納簿	各人別備 品整理簿
靈長類	キツネザル	ワオキツネザル	9	6	1
靈長類	オマキザル	リスザル	2	3	0
げっ歯目	リス科	プレーリードッグ	3	2	2
げっ歯目	テンジクネズミ科	イングリッシュモルモット	17	13	0
げっ歯目	テンジクネズミ科	アビシニアンモルモット	0	5	0

【指摘 7】

(動物管理台帳と会計帳簿の相違について)

上記の不一致の要因としては、「動物増減表」から増減を把握し、飼育展示係「動物台帳」を、管理係が「備品出納簿（備品出納総括簿）」及び「各人別備品整理簿 借用物品」に記載する際に、転記の誤り又は転記の漏れが生じている点を考えらえる。「動物台帳」及び「備品出納簿（備品出納総括簿）」「各人別備品整理簿 借用物品」とも、作成者以外の者による記載内容の適切性を検証する手続きが行われておらず、仮に記載漏れや誤りが生じても、発見されにくい状況である。

「動物台帳」と「備品出納簿（備品出納総括簿）」「各人別備品整理簿 借用物品」の記載について、内容を検証する担当者を定め、定期的に内容を検証する等、物品管理台帳及び会計帳簿の記載の正確性を確保する体制を設けるべきである。

④動物公園年報における公表状況

動物公園年報は「動物管理台帳」をもとに作成を行っている。平成 26 年度版の動物公園年報の「飼育動物詳細一覧表」の開示状況について確認したところ、以下のような相違がみられた。

目	科	種類	動物公園年報 飼育動物詳細一覧表	動物管理台帳
靈長目	オマキザル	リスザル	3	2
兎目	ウサギ	カイウサギ	43	45
げっ歯目	テンジクネズミ科	イングリッシュモルモット	16	17
オウム目	オウム科	コバタン	1	0
フクロウ目	フクロウ科	ホンドフクロウ	7	6
カメ目	ヌマガメ科	モーホットハコガメ	0	1

また、同様に動物公園年報「平成 26 年度 購入・交換等（入）動物調」の開示状況を確認した所、以下のような相違がみられた。

動物名	動物公園年報	動物管理台帳
プレーリードック	♀2 購入	♂1 ♀1 購入
ヒツジ	♂1 ♀2 購入	♂1 ♀1 購入

【意見 8】

(動物公園年報での開示内容と動物管理台帳の相違について)

動物公園年報と動物管理台帳の不一致の要因としては、動物管理台帳から情報を転記し動物公園年報を作成する際に転記を誤ることや、「動物増減表」が提出・回付されるまでに時間がかかり動物公園年報を作成後、平成 27 年 3 月 31 日までの増減に関する動物増減表が承認され、「動物管理台帳」のみに遡及的に反映され、動物公園年報には反映されていない等が考えられる。

動物公園年報の記載内容について、作成担当者が作成したのち、記載内容の適切性を検証する手続きがとられておらず、記載誤りが生じても発見されない状況である。動物公園年報の記載内容については上長による検証・承認を行う等、正確性を確保する体制を整備すべきである。

以上は、財務的な見地における動物管理であるが、最近クローズアップされているのが、動物の福祉である。人間同様、動物もストレスを受けるものであり、飼養・展示されている展示場や獣舎といった物理的な環境や、一頭飼育や相性の悪い個体との飼育、動物園入園者との接触等による心理的な環境があげられる。これからは、単に市民の癒しのためという視点だけでなく、動物の心理的な側面も大事にし、動物園内において良好な環境を保っていくことを目指していくことに動物の福祉の原点がある。

現在の市の会計上は、動物は備品扱いになるが、命あるものである。本来の野生の姿からかけ離れた人間の社会に閉じ込められていては、正しく備品そのものになってしまふことは明白である。

財務的には、取引価額僅少の動物も多いが、動物の命あるものとしての実質的な価値の高さを認識する必要がある。

4. 動産・不動産の管理

(1) 公有財産の管理に関する規程等

地方自治法第 237 条に規定する「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいい、同法第 238 条第 1 項に規定する「公有財産」には、

第 1 号 不動産

第 2 号 船舶、浮標、浮桟橋及び浮きドック並びに航空機

第 3 号 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

以下、省略

などがある。

仙台市においても、仙台市会計規則、仙台市財産条例、仙台市公有財産規則及び公有財産事務取扱要領に基づいて、公有財産の管理を行っており、各財産所管課は公有財産台帳を備えることになっている。(仙台市公有財産規則第 35 条、及び公有財産事務取扱要領第 28 条)

但し、仙台市の都市公園については、特別法である「都市公園法」(昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号)が適用されるため、「仙台都市公園条例」(昭和 40 年 10 月 15 日仙台市条例第 32 号)、及び「仙台市都市公園条例施行規則」(昭和 41 年 5 月 26 日仙台市規則第 22 号)に基づいて、都市公園台帳による管理を行っている。

なお、財政局財産管理課は公有財産について、別途総括台帳を備えることになっており(仙台市公有財産規則第 34 条)、各財産所管課からの異動報告書に基づき、加除修正を行っているが、これは建設局公園課の所管財産についても同様である。

参考 平成 22 年度 仙台市包括外部監査において、「公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について」監査されており、公有財産についての詳細についての記述は省略する。(仙台市ホームページ>監査>外部監査制度>22 年度報告書 参照)

(2) 動物公園の土地について

建設局公園課作成の都市公園法に基づく「八木山動物公園(土地一覧)xlsx」と、動物公園発行の平成 26 年度「八木山動物公園年報」を照合するとともに、現地確認を実施した。公園課備付の土地台帳の町名・地番及び登記面積は、仙台法務局発行の「全部事項証明書」、「閉鎖登記簿謄本」、及び仙台法務局発行の土地の図面とを照合した結果、誤りはなかったが、動物公園発行の平成 26 年度「八木山動物公園年報」に記載の敷地面積及び JAZA へ報告している敷

地面積は、全て相違していた。

また、公園課で管理している「都市公園台帳管理システム」の土地台帳では、**越路 19-9** の土地について、以下の記述がある。

長町字越路 19-9	
記載年月日	S60.7.22
原因事由	錯誤
異動年月日	S12.3.20
登記年月日	S59.3.1
備 考	現地不祥

備考欄にあるように、現地不祥のまま土地台帳が管理されていることになり、現実に、今回の監査の調査の際にも、どこの土地が分らないのが実態であった。

土地の管理については、仙台市公有財産規則第 12 条(現状の調査)では、各局の長は、隨時、その所管する公有財産の現状を調査し、特に次に掲げる事項について注意しなければならないと規定している。

- 1.公有財産の使用目的の適否
- 2.公有財産の維持保存
- 3.電気、ガス、給排水及び避雷その他諸施設の良否
- 4.土地の境界
- 5.台帳及び附属の図面と所管公有財産との照合
- 6.その他公有財産の管理又は取締り

【指摘 8】

(土地の利用の実態調査について)

動物公園の土地について、仙台法務局から図面を取り寄せて調査した結果、当該土地(**越路 19-9**)は、現在のゾウ駐車場に相当することが推測される。したがって、従来より使用している土地であり、別途土地が存在することは想定されないことから、現地不祥として扱われてきたものと判断した。この実態は、仙台市公有財産規則第 12 条第 1 項第 4 号、第 5 号の現状の調査が不十分と認められるため、是正が必要である。

特に、土地に関する問題は重要であり、平成 22 年度包括外部監査報告書においての指摘(監査の結果)においても、同様なものが認められたことから、「現地不祥」といったまま放置すべきではない。

但し、今回は動物公園内部の境界に関することで大きな問題にはならなかつた。

【指摘 9】

(過去の包括外部監査の結果の共有化による市の効率的・経済的運営について)

なお、平成 22 年度の包括外部監査では、「公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について」を監査テーマとして実施されており、37 件の指摘事項(内 31 件が未措置)が報告されている。

この指摘事項の中には、「台帳計上もれ」などの公有財産台帳記録の不備や所管換などの指摘事項があったが、今回の包括外部監査においても、以下に報告するように多くの公有財産台帳の不備等が認められたことは、過去の包括外部監査の指摘事項が、市全体において共有化されない結果となっており、いわゆる縦割り行政の弊害の存在を指摘せざるを得ない。

今後は、包括外部監査の結果等については、市全体で共有化し、包括外部監査に対する歳出の効果をより高めるように配慮されたい。

参考 地方自治法第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しており、こうした包括外部監査の結果に対する措置についても、監査の対象となった部局以外の部局においても、同様の事実があった場合には改善することにより、上記、法の趣旨を活かすことができることを念頭におかれたい。

【意見 9】

(仙台法務局の図面の是正依頼について)

なお、平成 27 年 11 月 18 日付けで入手した仙台法務局の図面では、長町字越路 19 番 9 は、八木山本町一丁目 43 番の図面にも記載されていると推測されるため、同 43 番の図面については、法務局に調査・確認を依頼し、必要な是正措置を講じてもらう必要がある。

【指摘 10】

(公園台帳と動物公園年報との整合性について)

前述のように、動物公園の土地に関しては、公園台帳と動物公園年報との間に、以下の様な差異が発生している。動物公園年報は、動物公園としての正式公表物であり、今後修正が必要である。

また、加盟団体(JAZA)に提出した土地の面積は、上記台帳と公園年報とも相違しており、正しい情報提供が必要である。

摘要	面積 (m ²)	相違面積(m ²)	備考
①公園台帳(土地一覧)			
八木山本町一丁目 43 番	135,112		
長町字越路 19-9	17,596		ゾウ駐車場に相当する部分 (昭和 12 年に寄付受け取得)
計	152,708		
②八木山動物公園年報	121,548	31,160	①-② 原因不明
③JAZA 年報 平成 26 年度	125,787	26,921	①-③ 原因不明

(3) 動物公園の建物について

建設局公園課が作成管理している都市公園法に基づく建物台帳(都市公園台帳管理システム)(エクセルファイルによるアウトプット・データを入手)と、動物公園が作成している平成 26 年度版動物公園年報との整合性、及び現物の確認を行った。

年報には、構造物として(1)管理施設と(2)飼育施設とに区分して記載しているが、建物台帳には、一覧として記載されているが、その整合性を把握されていない状況にある。

今回の監査では、上記年報と建物台帳の整合性を比較表で検討するとともに、現物視察を行った。

公園課の建物台帳には、以下の建物が台帳に搭載されている。

	記載年月日	建物名称	面積 (m ²)	備考
1	H23.4.1	ビジターセンター	1,883.63	新築
2	H24.10.31	八木山動物園管理事務所	1,132.47	所管替

平成 26 年度の動物公園年報には、1 のビジターセンターのみが記載されている。2 と同面積の建物については、平成 15 年度の動物公園年報に、4 階建の管理事務所として記載されている。

この管理事務所は、ビジターセンターが完成した後は、教育局が管理する太白区の「八木山市民センター」として使用されているものである。

動物公園管理課では、同管理事務所は、一筆の動物公園内の敷地に建てられており、今般の地下鉄動物公園駅の完成に伴い、市道なども整備されたことに

併し分筆して管理することになるが、それまでは動物公園内の敷地を使用していることから、建物台帳に残しているとの説明があった。

【指摘 11】

(建物台帳(公園台帳)の不備について)

上記の説明はあったものの、当初、管理担当者もどの物件が該当するのか分らない状況であったことを考えるならば、都市公園法の台帳の趣旨から、仮に分筆まで残すとしても、「八木山市民センター」といった現状の建物名称に変更して管理すべきである。現状の建物名称は「八木山動物園管理事務所」である。(原因事由には、「所管替」の記載はあるが。)

いずれにしても、現物が特定できない状態では、現物管理していると言うことはできない。

(4) 公有財産管理システムと都市公園台帳管理システムのデータの整合性について

財政局では、仙台市事務分掌規則第 7 条に基づき、公有財産の管理の総括のための総括台帳の整備を公有財産管理システムにて行っているが、建設局が所管する都市公園の場合、都市公園法に基づく都市公園台帳の作成が義務付けられていることから、都市公園台帳を仙台市公有財産規則で備えが義務づけられている公有財産台帳として都市公園台帳管理システムにより台帳管理を行っている。

財政局では、建設局からの異動報告書に基づいて、建設局が都市公園台帳で管理している分についても、別途入力して総括台帳の管理を行っている。

動物公園の土地と建物について、両者の整合性を検討したところ、多くの不一致が発見され、公園課から財産管理課への異動報告書の提出が適正になされてこなかったものと推定された。

①土地

土地 2 筆のうち、太白区八木山本町一丁目 43 の地番の面積が 4,239 m²相違していた。

摘要	土地番号	住所	取得	公簿地籍	備考
財政局	20070006713-00	太白区八木山本町一丁目 43	S44.12.3	130,873.00	
建設局		同上	プランク	135,112,00	
	差異			-4,239.00	※2

摘要	土地番号	住所	取得	公簿地籍	備考
財政局	20070006714-00	太白区長町字越路 19-9	S59.3.1	17,596.00	
建設局			S12.3.20	17,596,00	
	差異			0.00	

※1 管理台帳は以下の各システムで作成されている。

財政局(財産管理課)：公有財産管理システム

建設局(公園課)：都市公園台帳管理システム

※2 八木山本町一丁目の土地の差異 4,239.00 m²については、平成 26 年度の動物公園年報に記載の敷地面積 121,548 m²と、同年度の JAZA 年報に記載の面積 125,787 m²との差と同じである。

②建物

財政局の台帳と建設局の台帳との間には、物件や面積の相違点が多く、これまでの異動報告書の提出が適正になされていたのか疑問が残る。

まず、建物の登録単位が両者で相違し、名称も同一ではない。また、財政局の公有財産管理システムには登載されているが、建設局の都市公園台帳管理システムには登載されていないケースや、逆のケースも見受けられた。

また、面積についても、不一致が多いことから、当初の登載時点からの問題がそのまま残ってきたと思われる。

因みに、平成 27 年 3 月末時点で登載されている公有財産管理システムの建物の件数は 74 件で、面積は 9,505.58 m²であるのに対して、都市公園台帳管理システムでは、47 件、14,334.80 m²となっている。(添付資料 2 参照)

主な差異は以下のとおりである。

	総括台帳(財政局)	面積 m ²	都市公園台帳(建設局)	面積 m ²	備 考
1	動物病院	283.32	該当なし		旧病院
2	つるがや福祉作業所	38.88	該当なし		
3	改修工事詰所	53.65	該当なし		
4	該当なし		立体駐車場	4,320.84	きりん
5	該当なし		動物園管理事務所	1,132.47	旧事務所

また、以下の大型施設でも面積に差異があるが、原因は分からぬ。

	総括台帳(財政局)	面積 m ²	都市公園台帳(建設局)	面積 m ²	備 考
1	象・キリン舎	689.23	アフリカ象舎	926.83	
2	猛獣舎	297.95	猛獣舎	543.59	
3	サイカバ舎	910.78	サイカバ舎	501.50	

【指摘 12】

(台帳間の整合性の確認について)

公有財産の所管課は仙台市公有財産規則の定めにより公有財産台帳を作成する必要があるが、他方、建設局は都市公園法に基づき都市公園台帳を作成することを求められており、建設局では都市公園台帳を以て、公有財産台帳に替えてい。

財政局では仙台市公有財産規則の定めにより総括台帳を備えており、建設局からの異動報告書を基に、総括台帳を加除修正しているが、上記のように、現在の両者の建物の台帳には、大きな差異が発生しており、台帳の信頼性に欠ける状況である。一旦、残高ベースでの棚卸を行って、現状にあった正しい台帳を整備しておく必要がある。

また、動物公園年報に記載している構造物(管理施設及び飼育施設)についても、前述の都市公園台帳と照合したところ、施設名や構造、及び延床面積に整合性がとれていないことが確認された。同年報も動物公園の公報であるから、定期的に見直す必要がある。

今後の改善のためには、施設名やその記帳単位について、それぞれの担当者間で共通認識するとともに、異動報告書に記載する場合も、その単位で正確に記載することが重要である。

(5) 動物公園の備品について

現在、取得価格 20 千円以上の備品については、マニュアル処理(手作業)と機械処理(CPU)を併用して備品出納簿(備品出納総括簿)/(第 60 号様式)を作成して、管理している。

備品出納簿と現物をテストベースで照合したところ、以下のような不一致が認められた。

(i) H27.3.31 現在の「車両類/自動車」

種別 5 車両類	物品番号 501	品目：自動車・原動機付自転車類			品名 自動車
取得年月日	摘要	数量	金額	車両番号	備考
H12.7.13	建百管	1	866,250	仙台 480 あ 1756	
H13.8.9	同上	1	1,501,500	仙台 400 そ 5060	
H14.9.26	同上	1	1,491,000	仙台 400 た 5769	
H16.7.28	高備 1 号	1	882,000	宮城 41 ま 3839	
H22.1.4	保管転換	1	790,000	仙台 480 あ 712	
H22.6.10	建八管	1	995,137	仙台 480 い 8203	動物病院用
計		6	6,525,887		

【意見 10】

(車両の管理について)

現在使用している車両を確認したところ、東京都水道局より無償譲渡された普通車「仙台 480 あ 1755」が備品出納簿には記載されていないことが分かった。無償譲渡であるが、使用している車両については、車検等の管理をする必要もあることから、備忘記録として掲載すべきではないか。(本来なら、無償譲渡とはいえ、時価評価すれば、20 千円以上の評価になる可能性があるが、特段の評価は行っていない。)

次に、電話通信放送機器類について、現物確認と備品出納簿との整合性を検証した。備品出納簿は、以下のようになっている。

(ii) H27.3.31 現在の「その他の備品/携帯用無線機」

種別 12 その他の備品	物品番号 1203	品目： 電話通信放送機器類				品名 携帯用無線機		
取得年月日	摘要	受入		払出		現在		備考
H7.9.29	備 11 号	10	1,784,990			10	1,784,990	
H8.9.30	備 11 号	10	1,478,050			20	3,263,040	
H20.8.8	備 2 号	10	580,000			30	3,843,040	
H21.8.1	不用決定第 71 号			4	713,996			※1
H21.8.1	同上			6	886,830	20	2,242,214	※2
H23.3.14		10	523,950			30	2,766,164	

※1 H7.9.29 購入分の不用決定

※2 H8.9.30 購入分の不用決定

以上の様に、備品出納簿では、平成27年3月31日現在では、30台存在することになっているが、動物公園管理課では、別途以下の資料を作成して管理しており、残高は20台である。10台の差異が発生している。様式は、便宜上監査人が変更している。

携帯無線機 諸元

H26.12

識別信号 どうぶつえん(1~20)、免許番号: 東移第〇号、メーカー:アイコム、出力:5W

信号	使用者	免許番号	購入年月	使用年数	備考
1	アジア草食班	763161	2011.3	3.5	
2	アジア草食班	763162	2008.8	6	バッテリー交換
3	鳥・サイカバ班	763163	2008.8	6	
4	鳥・サイカバ班	763164	2011.3	3.5	
5	は虫類・猛獣班	763165	2008.8	6	
6	は虫類・猛獣班	763166	2008.8	6	
7	アフリカゾウ・平原班	763167	2011.3	3.5	バッテリー交換
8	アフリカゾウ・平原班	763168	2008.8	6	
9	衛生係	763169	2008.8	6	
10	普及調整係	763170	2011.3	3.5	
11	施設係	10007878	2008.8	6	
12	施設係	10007879	2008.8	6	
13	課長・飼育展示係地用	10007880	2011.3	3.5	
14	衛生・普及調整係長	10007881	2011.3	3.5	
15	普及調整係	10007882	2008.8	6	
16	衛生係	10007883	2011.3	3.5	
17	アジア草食班	10007884	2008.8	6	
18	鳥・サイカバ班	10007885	2011.3	3.5	
19	は虫類・猛獣班	10007886	2011.3	3.5	
20	アフリカゾウ・平原班	10007887	2011.3	3.5	

2008年8月は平成20年8月、2011年3月は平成23年3月となるため、備品出納簿と合致している。

【指摘 13】

(備品出納簿について)

管理課では、上記のような管理を行い、現物も 20 台を確認しているため、備品出納簿の記帳に錯誤または異動の記帳漏れがあるものと考えられる。いずれにしても、備品出納簿の正確な記帳と、定期的(例えば 1 年に一回)な現物との照合が必要である。

現状では、備品出納簿の意味はないに等しい状況である。

(iii) 動物病院関連備品

次に、新たに完成した動物病院を視察した際に、レントゲン室のレントゲン撮影機器が確認された。これは、フィルムを現像することなく、コンピューターで撮影画像を処理、保存できる機器であり、2012 年冬 第 9 号 八木山動物公園 NEWS の「特集 動物病院 動物園獣医の仕事あれこれ」で紹介されている備品である。

【指摘 14】

(部門間の情報の共有化について)

上記の備品については、備品出納簿には記載されているものの、動物公園年報に記載されている備品のリストには掲載されていない。このレントゲン撮影機器以外にも、動物病院関連の備品は年報に記載されておらず、管理担当者は、動物病院は管轄外との認識でいたため、管理係と衛生係の管理の違いが記載漏れに繋がったと言える。

仙台市事務分掌規則第 33 条の 2 第 1 項第 2 号において、動物公園の管理課が「動物公園施設の管理に関すること」を分掌事務とされていることから、管理課としては、動物公園全部の構造物及び設備についても、網羅的に管理する必要がある。

(6) 動物公園の治療用医薬品等について

動物公園では平成 27 年 3 月末現在 52 科 124 種 478 点(平成 26 年度 八木山動物公園年報)の動物を飼育しており、これら動物の病気、怪我等に対応するために毒劇薬、毒劇物、その他一般の医薬品(以下この項で「医薬品等」という。)及び動物麻醉に使用する麻醉銃等を動物公園の(新)動物病院内において所有、管理している。

これらの医薬品等のうち、毒劇薬、毒劇物及び麻醉銃等については、獣医療法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法、銃剣刀劍類所持等取締法等の法令に基づいた届出、保管等が行われており、麻薬については、麻薬

及び向精神薬取締法に基づき帳簿が作成され（ml 単位での）受払い管理が行わわれている。

ここで、毒物とは「毒物及び劇物取締法（以下この項で「毒劇法」という。）」別表第一に掲げられている物、劇物とは同法別表第二に掲げられているものであり、ともに医薬品及び医薬部外品以外のものである（毒劇法第二条第1項、第2項）。この項ではこれらを総称して毒劇物と記載している。

また、毒薬とは、毒性が強いものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項」）であり、劇薬とは、劇性が強いものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（同条第2項）である。この項ではこれらを総称して毒劇薬と記載している。なお、毒物、毒薬のほうが劇物、劇薬よりもより毒性が強い。

【指摘 15】

（医薬品等の管理について）

動物公園では、麻薬及び向精神薬取締法に定める麻薬を除く医薬品等については帳簿が作成されていない。医薬品等の使用状況、受入状況は、日報（パソコンで作成）には記録されている。しかし、毒劇薬、毒劇物については前月末残に日報から把握される当月の受払いを合計（ネット）し、当月末残高を記録する一覧表は作成されているが、月末の残高が記載されているのみであり、個々の医薬品等毎に受払いの状況が把握できる状況にはなっていない。また、この残高も残っている容器の本数が記載されているのみであり（ml レベルの残高把握は行われていない）、麻薬を除き現物の棚卸は行われていない。

なお、この一覧表に記載されている毒劇薬・毒劇物 101 種のうち 29 種について現物の数量と照合した結果、残高が相違していたものが 1 種あった（一覧表の残高より現物が多い状況）。

毒劇薬・毒劇物については保管場所に施錠して保管が行われているが、それに加え受払い状況及び残高が帳簿上（ml 単位で）把握でき、定期的に現物と照合し紛失、盗難がないことを確認することが必要である。

さらに使用期限も帳簿上に記載し、期待される効能を発揮しうる状態なのか明らかにしておくことによって、適切な管理を行っているといい得るのであって、帳簿記帳、棚卸の実施が必要である。

既に日報によって受払いが記録されているのであるから、新たに帳簿を作成するとしても日々の作業が急増するといったことにはならないのであるから、早急に実施すべきである。

その他一般の医薬品については、日報にて受扱いの記録は取られているが、残高把握は容器ベースでも行われていない。これらの医薬品は人間が使用するものと同じ医薬品であり、200種程使用しているとのことであるが、どのような医薬品があるのか、一覧表等は作成されていない。実際の残高を見て不足と思われる残高になった時に調達が行われており、適正在庫といった観点での管理は行われていない。

保管も施錠される場所ではなく、棚に保管されている状態であることから、盜難、紛失があったとしてもその事実を把握することが困難な状況になっている。これらの医薬品についても帳簿記録を行い、定期的に棚卸を行い、さらに使用期限管理を行うことによって、医薬品の効率的な購入、適正な使用に資すべきである。

また、動物公園の規程等に関しては、総括的には【指摘2】で報告した通りであるが、中でも重要性の高い医薬品等の管理に関する規程やマニュアル等についても整備されていない。山口県薬務課の「毒劇薬・毒劇物の取扱いについて」を入手し、これを参考に毒劇薬・毒劇物については管理を行っているとのことであり、独自のものは持っていない。毒劇薬・毒劇物だけではなく、医薬品等にかかる管理の規程、マニュアル等の整備も必要である。

【意見11】

(使用しない医薬品の整理について)

動物公園に保管されている毒劇薬・毒劇物の中に購入日から相当程度経過しているにもかかわらず保管され続けているものが相当程度存在する。その多くは試薬取扱のものであるが、10年以上経過しているもの、中には昭和61年に購入されたものもあり、現在殆ど使用されていないものもあるとのことである。施錠管理を行っているとはいえ、それぞれ有害なものであり、使用期限が経過している場合の効果等不明な場合もある。使用される見込みが殆どないのであれば早急に処分すべきである。

【意見12】

(帳簿、日報等のバックアップについて)

動物公園において、麻薬にかかる帳簿、医薬品等の受扱いや使用記録はPCにおいて記録、保存されている。これらデータのバックアップはPC本体に隣接するハードディスクに保存され、バックアップが取られているが、元データ、バックアップとも動物病院事務室の執務机の上に置かれているため、例えば火災、地震が発生し建物に被害があった場合には、ともにデータが消失する可能性がある。

麻薬のデータは非常に重要なデータであるから、少なくともバックアップデータについては、管理事務所等他の施設に保存する等の対応が必要である。

5. 契約管理

平成 26 年度の動物公園における主な契約一覧を入手し、契約関係ファイルを閲覧し、契約準備から業務完了までの手続き、書類作成状況を確認した。また、地方自治法では、契約の締結は一般競争入札が原則であり、一定の要件を満たした場合に限り随意契約等によることができるとしている（地方自治法第 234 条第 1 項、第 2 項）ことから、動物公園に係る契約について随意契約理由の合理性等を検討した。

平成 26 年度の動物公園における主な契約は下記の通りである。

表III-5-① 動物公園における主な契約一覧表

No	契約件名	委託先	契約金額 (千円)	契約 形態
1	八木山動物公園管理業務及び使用料徴収等業務	(公財)仙台市公園緑地協会	48,834	E
2	自家用電気工作物保安管理業務 (動物公園)	岩崎電気管理事務所	497	C
3	アフリカゾウ舎発電機点検業務	(株)東北多紀システム	205	D
4	電話設備保守点検業務	沖ウインテック(株)	272	E
5	受水槽等漕清掃業務 (飲料水水質検査)	東北環境整備(株)	270	C
6	浄化槽等点検清掃業務 (清掃・点検)	環境設備工業(株)	326	C
7	浄化槽等点検清掃業務 (浄化槽法第 11 条検査)	環境設備工業(株)	410	C
8	園内浄化槽及び排水処理施設清掃業務	環境設備工業(株)	410	C
9	レンタルトイレ設置	(株)アイエス	205	C
10	地下重油タンク点検清掃業務	東日本油化工業(株)	232	C
11	温水ボイラーエアコン点検整備業務	(株)日本サーモエナジー	999	C
12	消防設備等点検業務	東北浅野防災設備(株)	738	C
13	排水処理施設点検業務	森永エンジニアリング(株)	945	C
14	産業廃棄物 (汚泥) 処分業務	(株)自然環境産業	622	C

No	契約件名	委託先	契約金額 (千円)	契約 形態
		(株)自然環境産業	699	C
15	エチレンオキシドガス作業環境測定業務	(株)理研分析センター	125	C
16	ダイオキシン類測定業務	(株)理研分析センター	399	C
17	ビジターセンター自動扉点検業務	(株)コスマモジャパン仙台営業所	293	C
18	ビジターセンターエレベーター設備保守点検業務	ナショナルエレベーター(株)	773	E
19	夜間開園照明設置業務	塙田電気工事(株)	3,391	B
20	樹木剪定及び下草刈り業務、松くい虫被害木伐採・倒木処理業務（契約書件名：強風による園内樹木枝折れ等緊急処理業務委託）	(株)横森造園	199	E
21	フライングゲージ外枯損木及び支障木伐採業務	(株)横森造園	993	C
22	案内看板作製業務	(株)スクリーン仙台	184	C
23	GW看板設置業務委託	(株)スクリーン仙台	299	C
24	アフリカゾウ放飼場整地業務	佐々良建設(株)	540	C
25	アフリカゾウ放飼場整地業務	佐々良建設(株)	507	C
26	アフリカゾウ体重計整備業務	(株)クボタ計装東北支店	1,296	B
27	アフリカ池清掃業務	(株)北日本ウェスタン	324	C
28	GW臨時駐車場設置業務その1(八木山南小学校)	(株)横森造園	172	C
29	GW臨時駐車場設置業務その2(八木山小学校)	(株)柴田建設工業	194	C
30	アフリカ園路改修補足測量業務	(株)テクノ長谷	399	C
31	ホッキョクグマ破損ガラス剥離及びアクリル研磨業務	佐々良建設(株)	3,348	E
32	ふれあい動物園基盤整備	(株)登建サービス	48,998	A
33	(ふれあい)電柱・電気ケーブル移設等業	塙田電気工事(株)	5,292	A
34	(ふれあい)変圧器設備移設及	塙田電気工事(株)	4,372	B

No	契約件名	委託先	契約金額 (千円)	契約 形態
	び停電切替等業務			
35	園路改修及び南入口広場整備	(株)登建サービス	39,421	A
36	吊橋風デッキ他整備	(株)登建サービス	22,405	A
37	鶴鶴舎上屋解体	(株)三浦勇工務店	955	C
38	基礎解体工事	(株)三浦勇工務店	988	C
39	フライングゲージ解体	(株)藤田興業	6,242	B

(注) 1 契約金額は税込で、千円未満切捨てである。

2 契約形態の記号は、下記を意味する。

A : 一般競争入札

B : 指名競争入札

C : 隨意契約（他社よりの見積書を2以上入手している）

D : 隨意契約（他社よりの見積書を1入手している）

E : 隨意契約（他社よりの見積書を入手していない）

契約関係ファイルを閲覧した結果、契約準備から業務完了までの手続き、書類作成状況に指摘すべき事項はなかった。

契約形態が随意契約となっているものについては、「随意契約ガイドライン」（平成23年1月14日財務局長決裁）に照らして検討した。

随意契約となっているものは、上表のNo1、31を除き少額の契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、随意契約ガイドラインII-1-A）に該当するものである。災害等を原因とする即時対応が必要な場合、及び、保守点検業務で製造メーカー系列会社に発注することが合理的と認められる場合を除き、見積合せが行われており、事務は適正に行われている。

No31は、ホッキョクグマ放飼場プールガラス破損への対応工事であり、当該工事の施工事例が少ないこと、ホッキョクグマの健康管理、入園者への安全対策等を総合的に勘案し、速やかかつ確実な対応が必要と判断したため、当該プールガラスの施工業者と特命随意契約を行ったものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、随意契約ガイドラインII-4-Aに照らして妥当であると判断した。

No1の動物公園管理業務及び使用料徴収等事務業務は、「平成26年度仙台市八木山動物公園管理業務及び使用料徴収等事務業務委託契約書」第1条第

1項、第2項において、次のとおりとされている。

- (1) 八木山動物公園案内業務
- (2) 八木山動物公園清掃業務
- (3) 八木山動物公園樹木管理業務
- (4) 八木山動物公園使用料徴収等事務業務

本委託業務は、下記の理由により特命随意契約が行われている。

[随意契約の理由]

本業務については、金銭管理及び年間パスポート等の金券管理に加え、八木山動物公園運営方針に基づき、お客様の生の声や各種パスポート・企画乗車券利用等の多種にわたる入園形態に関する統計内容を活用しながら動物公園の管理に携わることが求められることから、事務処理の内容・方法等を実施するうえで相手方の裁量が必要となる。

当該法人は、公益事業として作文コンクール等の共催や広報誌の発行等を行うとともに、売店の運営ではオリジナル商品を開発・販売しており、動物園の魅力アップ、来園者へのサービス向上としてこれらの取り組みを継続的に実施している。

以上を踏まえ、本業務を効率的かつ適正に実施できるのは、公益財団法人仙台市公園緑地協会以外にはないことから、当該法人を随意契約の相手方として選定するものである。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、随意契約ガイドラインⅡ - 2-(ii)-A)

【意見13】

(随意契約することの合理性について)

上記各業務の基本的内容は「仙台市八木山動物公園管理業務及び使用料徴収等事務業務仕様書」において具体的に示されているが、その内容からは、本業務を前から行っている公益財団法人仙台市公園緑地協会のみが、本業務を効率的かつ適正実施できるとは言えないと判断する。本契約に含まれる4業務を一括で契約することの合理性も含め、契約の相手方の選定方法（例えばプロポーザル方式を採用する等）を検討すべきである。

6. 人員について

(1) 人員と飼育・展示動物数の他園との比較

動物園の人員については、単純に比較できない性質がある。

例えば、こども動物園のような小動物や山羊などの家畜を中心に飼養する動物園に対して、ゾウ、カバ、キリン、サイといった大型獣や、ライオン、トラ、シロクマといった猛獣、その他、パンダなどの特別な動物を飼養している動物園とでは、自ずと飼育員の専門性が異なる。

また、動物園の敷地面積における規模の違いや、動物の飼養数の違いにより、人員数にも差があるのであるのは明白である。

参考のために、動物公園と、千葉市動物公園、広島市安佐動物公園の平成26年度の人員について比較検討してみることとする。

(注 千葉市動物公園は比較的近くの政令指定都市が経営する動物園であること及び平成28年4月には入園料の値上げを決定していること、広島市安佐動物公園は動物公園担当者が比較参考にする政令指定都市の動物園であることから選定した。)

① 動物公園

一般会計

部長級		課長級		係長級		係員		嘱託		計
園長	1									1
		管理課長		1	管理係長		1	係員		5
					施設係長		1	係員		6
		飼育展示課長		1	普及調整係長		1	係員		3
					衛生係長		1	係員		5
					飼育展示係長		1	係員		24
計	1			2			5			43
										2
										53

出典:「八木山動物公園年報」(平成26年度版) 編集

② 千葉市動物公園

特別会計

計 (人)

園長	1	副園長	2	副園長補佐	2				5
						管理班	7		
						企画広報班	6		13
						飼育第一班	8		
						飼育第二班	10		

					獣医師班	4	22
計	1	2		2		35	40

出典:平成 26 年度 動物公園年報 編集(千葉市都市局公園緑地部動物公園)

③ 広島市安佐動物公園

指定管理者制度

職種 区分	事務職				技術職				技能 業務 職員	非常勤 職員	合 計
	課長 ・課 長補 佐級	係 長 級	主 事	小 計	課長 ・課 長補 佐級	係 長 級	技 師	小 計			
園長(常務理事)											人
管理課	1	3	4	8		1	3	4	3	16	31
飼育・展示課					3	4	22	29		2	31
計	1	3	4	8	3	5	25	33	3	18	62

出典:平成 26 年度 事業報告書・決算報告書

公益財団法人 広島市みどり生きもの協会

④ 業務別・勤務形態別人員配置

上記の 3 動物園の職員の業務内容別の人員配置は、以下のとおりである。

表III-6-(1)-① 職員の業務内容別の人員配置

園名 摘要 区分	動物公園			千葉市動物公園			安佐動物公園		
	正規 職員	非正規 職員	計	正規 職員	非正規 職員	計	正規 職員	非正規 職員	計
事務関係	7	1	8	13	4	17	11	3	14
動物関係	35	3	38	24	1	25	29	2	31
壳改札	委託			委託				3	3
清掃	委託			委託			1	3	4
工事・設備	5	3	8	外注					
その他	委託			委託			1		1
付帯事業	委託						3	7	10
合計	47	7	54	37	5	42	45	18	63

出典: JAZA の平成 26 年度版年報より

動物公園の場合、工事・設備関係の職員 8 名が配属されていることを考慮すると、46 名となり、千葉市動物公園とほぼ同水準になる。

事務関係では、千葉市動物公園の場合、企画広報班として 6 名配置されていることが特徴である。動物公園の分掌事務では、管理課は、動物公園の経理、公園施設の管理、及び園内事務の連絡調整と規定されており(仙台市事務分掌規則第 33 条の 2 第 2 項 P64 参照)、企画広報のウェイトは少ないと思われる。

因みに、千葉市動物公園の管理課の業務は「庶務、予算・経理、使用・占用、管理運営、施設の設置・管理」とされ、企画広報班は、「教育普及の企画運営、総合的企画運営」とされており、動物公園の整備等については、建設局公園課が担っている業務である。

従って、動物公園の事務関係の人員が少ないとことについては、大きな問題ではないものと推定する。

動物関係の人員配置を見た場合、動物公園の 38 名は、千葉市動物公園の 25 名、広島市安佐動物公園の 31 名と比較して多い人員配置となっている。非常勤職員が少ないので、いずれの動物園でも同じであり、安定した動物の飼育・展示をする上からは大事な点である。

次の検討は、飼育動物の種と点数と人員数の関係である。

(2) 飼育動物と人員数の関係

上記 3 園の平成 26 年度末(平成 27 年 3 月末)現在の飼育動物の状況は、以下のとおりである。

表III-6-(2)-① 飼育動物の状況

区分	動物公園		千葉市動物公園		安佐動物公園		備考
	種	点	種	点	種	点	
哺乳類	42	223	62	530	64	697	
鳥類	46	168	65	259	45	527	
爬虫類	35	88	6	29	32	281	
両生類	0	0	1	2	8	133	
魚類	0	0	1	1	10	1,576	
無脊椎動物	0	0	0	0	0	0	
合計	123	479	135	821	159	3,214	
内哺乳類・鳥類	88	391	127	789	109	1,224	
動物関係人員	38 人		25 人		31 人		

1人当たり点数	12.6(※1)	32.8(※2)	103.6(※3)	
内哺乳類・鳥類	10.2(※4)	31.5(※5)	39.4(※6)	
総面積	125,787 m ²	339,722 m ²	255,670 m ²	

動物の飼育・展示に係る職員の一人当たり点数は、動物公園 12.6 点(※1)に対して、千葉市動物公園 32.8 点(※2)、広島市安佐動物公園は 103.6 点(※3)と、非常に大きな違いがある。

爬虫類、魚類の影響が大きいため、哺乳類と鳥類の合計で一人当たり点数を検討すると、動物公園が 10.2 点(※4)であるのに対して、千葉市動物公園は 31.5 点(※5)、広島市安佐動物公園は 39.4 点(※6)となる。

次に、種ごとの平均飼育・展示数を調べると以下のとおりである。

摘要 区分	動物公園			千葉市動物公園			安佐動物公園		
	種	点	平均	種	点	平均	種	点	平均
哺乳類	42	223	5.3	62	530	8.5	64	697	10.8
鳥類	46	168	3.6	65	259	3.9	45	527	11.7

安佐動物公園の場合、哺乳類及び鳥類のいずれもが、動物公園と千葉市動物公園より多いことから、広い敷地面積に、一種当たりの飼育・展示数も多いということが言える。これに対して、動物公園は、飼育・展示点数は少ないが、多種の動物を展示していることが言える。

但し、これは、単純な平均であるため、この事実を以て、配置人員数の適正配置かどうかは論じられない。即ち、哺乳類でも、大型動物とサルや小型の家畜動物のようなものでは、一点あたりの飼育員には差異があるからである。

次に、3園の主な飼育・展示動物の状況を調べたのが以下の表である。

なお、安佐動物公園の場合、事業報告書に記載されている動物の飼育展示数は、JAZA の情報と同じレベルで、個別の動物の種別の資料はなく、展示場所別の主な飼育・展示動物に関する平成 26 年度に取り組んだ事業内容から知りえた情報によっている。

動物名	動物公園	千葉市動物公園	安佐動物公園	備考
アヌビスヒヒ	0	0	(49)	
ニホンザル	47	32	(0)	千葉:ホンドザルとして開示
シシオザル	4	0	(0)	八木山(内1頭):国際血統登録動物(※:以下同じ)
ショウガラゴ	0	28	(0)	
ホッキョクグマ	3	0	(0)	※
スマトラトラ	3	0	(2)	※ 安佐:アムールトラ
アムールヒョウ	0	0	(2)	
ライオン	2	0	(5)	千葉:飼育予定で施設整備中
アフリカゾウ	3	2	2	千葉:アジアゾウ、セイロンゾウ
アミメキリン	3	2	4	
ニシローランドゴリラ	1	3	(0)	※
チーター	0	0	(4)	
ヒガシクロサイ	2	0	(4)	八木山:ミナミシロサイ 1※、ヒガシクロサイ 1
ミーアキャット	0	3	(10)	
シセンレッサーパンダ	6	8	(5)	
ツキノワグマ	2	0	(3)	
オグロマーモセット	0	25	(0)	千葉:その他マーモセット 4種 29点
オオコウモリ	0	37	(28)	デマレルーセットオオコウモリ
オジロワシ	0	3	(0)	天然記念物他登録
タンチョウ	0	3	(5)	天然記念物他登録
シジュウカラガン	34	9	(5)	安佐:H25、H26年(3羽)連続繁殖成功
ハワイガン	9	6	(0)	

注 安佐動物公園()内数值 :平成 26 年度版年報が開示されていないため、平成 25 年度版から記載している。

表III-6-(2)-①で示しているように、安佐動物公園の場合、1種あたりの平均飼育数が多いが、例えば以下のようになっている。

哺乳類では、シマリス 100 点、テンジクネズミ 73 点、ケープハイラックス 32 点、カイウサギ 29 点、ブラックバッカ 23 点他である。

鳥類では、キンカチョウ 131 点、ジュウシマツ 65 点、ウズラ 28 点、オシドリ 21 点、オオフラミンゴ 20 点、バン 15 点である。

以上のように、点数の多い動物は、小型の哺乳類と鳥類である。その他の動物については、ゾウやキリン、ライオンといった幼児に定番の動物は共通しているものの、国内(あるいは国際)的に、分散して飼育・展示していることもわかる。

中には、国際血統登録している動物や天然記念物も含まれており、飼育には専門性や経験も重要になってくるため、一概に飼育員の数に言及できないのが動物園の特色であると言える。

そうした中でも、上記のような人員の差が出ることについては、何等かの原因があると考えられる。その1つとしては、自治体の職員として、定期的な異動がある場合には、専門性や経験において、専従者に比較すれば課題が残ることも考えられる。

天然記念物や国際血統登録(国内血統登録を含む)された動物を扱うためには、定期的な異動のある人事制度の中では、越えなければならない壁は大きい。

(3) 動物公園の人員について

今回の監査に当たっては、以下の質問により回答を得た。

① 動物公園の専従者

動物園に求められる役割は、専門性の求められる施設(博物館相当施設)であることと、娯楽性の求められる施設であることの両面である。

現在の動物公園の機構図の中で、原則として仙台市的人事異動が無い職員は、動物飼育員として採用された6名である。

飼育展示課・普及調整係5名中の1名、飼育展示係25名中の5名が、動物飼育員である。動物公園が専門職を採用してから3年目になる。飼養する動物によっては、より専門性が求められることになるため、動物公園が目指すところが、より専門性の高い場合には、更に専門職の比率を上げることが求められるし、こども動物園のような経営を目指す場合には、多くの専門職までは求められない。

また、現在の異動対象となる職員の中で、異動先がある程度限定される職種は獣医師で、異動先は健康福祉局動物管理センター、同食肉衛生検査所、区保健福祉センター管理課、及び同衛生課などである。この場合、ある程度、動物公園での複数回勤務は可能となるため、専門性は確保されやすい環境と言える。

なお、動物公園は「博物館に相当する施設」として指定されており、「学芸員」の資格を有している職員を配置する必要がある。動物公園の現状は、

副園長と飼育員 5 名の併せて 6 名が「学芸員」である。

【意見 14】

(動物公園に求める役割と管理運営の在り方について)

以上から、現状において、動物公園の人員が適正かどうかについては判断できないと考えるが、現在、「環境省動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」で検討されている内容を踏まえながら、今後の動物公園の方向性を検討していくことになると考える。

この検討過程において、現在の動物園の博物館法に基づく「博物館相当施設」としての定義づけが残るかどうかはわからないが、現在動物園に求められる 4 の役割は変わらないものと思慮する。むしろ、「動物の福祉」の視点からもさまざまな対応が必要になってくるものと考える。

現状の動物公園は、狭い敷地に、多数の動物を詰め込んでいるという印象はぬぐえず、種の保存や、調査・研究という役割を果たすには、限界があると考える。

とはいっても、日本における動物の血統を管理し、繁殖、移動計画を担当する役割としての「種別調整園」(※1)としての役割や、種の保存のリスク分散という視点からの「冷凍動物園」(※2)としての役割に基づく貢献は可能と考える。この場合、求められる役割を果たすためには、現在の市の職員として、異動の多い人員体制では課題が残ると思慮する。

多くの市民が動物公園に求めているのは、近くて(地下鉄東西線の開業により、より便利になったとの印象がある。)、コンパクトで、リーズナブルな入園料で自然を経験できる娯楽施設としての動物園である。今後、環境教育やレクリエーションとしての役割を動物園に求めるのであれば、それほど高い専門性も求められないような動物の飼育・展示という路線も考えられる。(定番のゾウやキリンといった動物については、当然専門性や経験も求められることを否定するものではない。)

逆に、種の保存や、調査・研究の役割を重視するのであれば、同じ人員数であっても、より専門家集団に移行することも検討しなければならない。場合によっては、横浜市や広島市のように、専門家による指定管理者制度の導入も検討することが必要である。

いずれの役割を中心に動物公園の役割を目的とするかにより、人員数や専門家の配置は変わってくるため、市民の意見も踏まえながら、かつ、市の財政を踏まえながら検討する必要がある。

注 現在、指定管理者制度による動物の飼育・展示をしている動物園は、

動物園の飼育・展示の専門家が揃っている団体を指定管理者として選定している。

例. 公益財団法人東京動物園協会(恩賜上野動物園、多摩動物公園 他)
公益財団法人横浜市緑の協会(野毛山動物園、金沢動物園、よこはま動物園)
公益財団法人広島市みどり生きもの協会(安佐動物公園 他)

※1. 種別調整園とは、動物の「種の保存」を図る目的から、全国の動物園の職員の中から種別調整者を任命し、その職員が血統登録簿を見ながら、日本の動物園全体を見渡して動物の繁殖を調整する動物園間の繁殖協力の仕組みをいう。

現在動物園間で盛んに行われているブリーディングローン(動物のレンタル移籍の仕組)は、この制度によるものである。

なお、血統登録とは、動物の戸籍のようなものである。

(天王寺動物園長兼改革担当担当部長 槙慎一郎 【動物園日記】産経ニュース 2015.5.30 より)

※2. 冷凍動物園とは、いろいろな動物の精子や卵子といった配偶子、受精卵が発生した胚、皮膚などの細胞を継代培養したものをマイナス196度の液体窒素で冷凍保存する施設である。家畜で普通に行われていることの野生動物への応用である。

将来、必要に応じて解凍され、人工授精や胚移植、クローニングなどにも応用される

(東京都多摩動物公園飼育課課長補佐 成島悦雄 日本獣医師会

解説・報告 「冷凍動物園と野生動物の未来」より

注 氏は、現在は東京都井の頭自然文化園 園長である。)

参考 動物公園と冷凍動物園について

平成27年2月のJAZAが仙台市で開いたシンポジウムにおいて、JAZA関係者が「八木山でも、今年度内に冷凍動物園が始まります」と明らかにした。

国内での冷凍動物園は、2002年に、国内で初めて取り組んだのが、横浜ズーラシアに併設する「横浜市繁殖センター」で、動物公園で実現すれば国内2例目である。(同センターには、JAZAが保管するものもある。) 動物公園は、スマトラトラなどの希少動物の繁殖を

成功させた技術が高く評価されている>

(2015年10月14日付、読売新聞より)

7. 指定管理者制度に関する検討

(1) 指定管理者制度の採用事例

平成 26 年度の JAZA の年報「第 1 動物園・水族館に関する調査」によれば、指定管理者制度を採用している動物園は、同協会に登録している動物園 88 園の内 32 園であり、全体の 36.3% となる。民間経営を除くと、44.4% になるが半数に満たない。(明細は添付資料 3 参照)

表III-7-(1)-① 経営形態別動物園の数と代表例

	経営形態	園数	備 考
1	指定管理者	32	東京都 横浜市 広島市 さいたま市 他
2	委託	3	海の中道海浜公園動物の森 他
3	自治体直営	37	仙台市 札幌市 旭川市 秋田市 千葉市 他
4	民間経営	16	東武動物公園 アドベンチャーワールド 他
	計	88	

動物園の場合、一般的なスポーツ施設等の箱ものの運営管理と異なり、動物に関する知識や技術、獣医師といった専門職が重要であるため、単純に経営の経済性や効率性を前面に出した運営はできない。

上記の指定管理者制度を採用している自治体でも、32 園のうち、4 園については民間企業が指定管理者に選任されているが、28 園については、公益財団法人等が選任されている。指定管理者として選任されている例としては、東京都恩賜上野動物園の場合は公益財団法人東京動物園協会であり、横浜市立よこはま動物園の場合は公益財団法人横浜市緑の協会である。また、動物公園が比較参考にしているという広島市安佐動物公園の場合は公益財団法人広島市みどり生きもの協会が選任されている。これらの公益財団法人の設立の経緯や、業務内容等は以下のとおりである。

表III-7-(1)-② 指定管理者制度を採用している代表的動物園の例

	摘要	公益財団法人 東京動物園協会	公益財団法人 横浜市緑の協会	公益財団法人 広島市みどり生きもの協会
1	設立	昭和 22 年 12 月	昭和 54 年 3 月	昭和 51 年 10 月
2	目的・事業	(2-1 定款の目的・2-2 事業 参照)		
3	理事長	元東京都職員	市職員外の常勤者	広島市副市長
4	基本財産	600 百万円	15 百万円 (内横浜市 1 百万円)	112 百万円
5	職員数	423 人	238 人	116 人

	摘要	公益財団法人 東京動物園協会	公益財団法人 横浜市緑の協会	公益財団法人 広島市みどり生きもの協会
	(内自治体派遣) (内嘱託職員等)	(東京都派遣 118) (内嘱託職員 129)	(内動物/獣医 76) (OB25 含む 72) (内嘱託職員 100)	(内動物公園 62) (内非常勤職員 30)
	H26.4.1 現在		H27.3.31 現在	H27.3.31 現在
	参考情報			
2 - 1	定款の目的	動物園 及び水族館の事業の発展振興を図り、 動物とその生息環境 について知識を広め、人と 動物 の共存に貢献することを目的とする。	都市緑化の推進を図るとともに、公園緑地及び 動物園 の円滑な運営、健全な利用の増進及び都市環境の改善を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	緑のまちづくりの事業及び公園に関する事業を通して、ゆとりとやすらぎのある緑豊かな都市環境の形成及び市民の心身の健全な発達を図るとともに、 生物多様性 の保全に貢献し、もって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
2 - 2	事業	<p>公益事業</p> <p>(1)飼育展示、野生生物保全等の東京都立の動物園等における管理運営業務</p> <p>(2)動物及び動物園等に関する教育普及、情報発信、支援協力並びに調査研究等に係る事業</p> <p>(3)動物及び動物園等に関する国並びに地方公共団体からの受託事業</p> <p>収益事業</p> <p>(1)動物園等における物品並びに飲食物販売事業</p>	<p>(1)よこはま緑の街づくり基金の造成、管理及び運用並びに都市緑化の促進及び都市環境の改善に関する事業</p> <p>(2)公園緑地に関する普及啓発、公園緑地を活用した地域連携の促進及び公園緑地の利用の促進に関する事業</p> <p>(3)動物園を利用した野生生物の飼育展示・保全及び普及啓発並びに動物園の利用</p>	<p>(1)緑化思想の普及啓発、民有地の緑化等緑のまちづくりの推進</p> <p>(2)広島市が設置する公園及び公園施設の管理運営及び利用の促進</p> <p>(3)広島市が設置する動物公園、植物公園及び昆虫館の管理運営及び利用の促進</p> <p>(4)生きものに関する調査研究、教育及び普及啓発</p> <p>(5)全各号に関する附帯事業の運営</p> <p>(6)その他この法人の</p>

	摘要	公益財団法人 東京動物園協会	公益財団法人 横浜市緑の協会	公益財団法人 広島市みどり生きもの協会
		(2) 東京都から許可を受けて行う 動物園 等の附帯事業 (3) その他 動物園 等に関する収益事業	の促進に関する事業 (4) 宿泊施設を活用した市民への福祉及び体験学習並びに宿泊施設の利用の促進に関する事業 (5) 売店、駐車場、その他の公園緑地及び 動物園 等に関する附帯事業の経営 (6) その他この法人の目的を達成するため必要な事業	目的を達成するために必要な事業

以上のように、指定管理者の多くは公益財団法人であり、定款の目的及び実施する事業内容は、動物園の管理運営の専門家集団ということができる。

仙台市の場合には、動物公園の管理運営は仙台市の職員が行っているが、上記の収益事業と一部の公益事業については、緑地協会が行っている。

(2) 公益財団法人仙台市公園緑地協会について

緑地協会の概要は表III-7-(2)-①のとおりである。

基本財産 118 百万円の内の 50% の 59 百万円は仙台市の出捐である。

事業内容には、都市緑化及び公園緑地等に関するものであり、動物公園の運営に関する直接的な定めはない。

平成 27 年 3 月末現在の理事長及び専務理事は元仙台市職員であるのに加えて、上位 2 名の理事も現職の仙台市職員(建設局百年の杜推進部長及び健康福祉局保健衛生部長)である。常勤役員は元市職員の 2 名である。

次に、平成 26 年度の経常収益 1,237 百万円のうち 899 百万円は、公益事業である緑の普及啓発事業、公園緑地運営事業、及び墓園等運営事業関連の仙台市との指定管理料を含む委託料であり、15 百万円は市からの補助金となっている。市に対する収入依存度は、73% 前後になる。

また、収益事業である販売事業等収益 319 百万円の多くが動物公園の売店、食堂、駐車場の管理運営に関わるものである。

表III-7-(2)-① 公益財団法人仙台市公園緑地協会

区分	内 容	
1 設立	昭和 42 年 10 月	
2 目的	都市緑化及び公園緑地等に関する事業を通じて、市民生活に安らぎとうるおいもたらし、あわせて緑の文化を発信することを目的とする。	
3 事業	(1)公益法人認定法第 2 条第 4 号に規定する次の公益目的事業を行う。 都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進 (2)前項の公益目的事業の推進に資すため、公益法人認定法第 5 条第 7 項に規定する次の収益事業等を行う。 前項の事業に関する附帯事業の経営 (3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。 (4)この法人の事業は、宮城県において行うものとする。	
4 理事長	元仙台市職員 注 専務理事も元仙台市職員、その他 2 名の理事が現職の市職員(部長)	
5 基本財産	118 百万円 (内仙台市出損額 59 百万円 50.0%)	
6 職員数	122 人 (職員 24 人、嘱託職員 49 人、契約職員 13 人、臨時職員 36 人) 内動物公園関係 事業課 17 人(職員 4 人、嘱託職員 10 人、契約職員 1 人、臨時職員 2 人)	

【意見 15】

(動物公園の運営方針について)

以上から、東京都や横浜市及び広島市の場合は、動物園の管理も含めて指定管理者制度を採用しているのに対して、仙台市の場合は、仙台市職員が運営管理している。一時期(平成 10 年 4 月からの 4 年間)は、市職員が緑地協会に出向して動物公園の運営管理を行っていたが、平成 14 年 4 月以降は現在の体制である。

緑地協会は、公益事業として「八木山動物公園 NEWS」の発行、動物公園の管理運営業務(作文コンクール、写生大会及び写真コンクールの支援・案内・清掃・樹木管理・利用料の徴収業務)を受託しているに過ぎないが、収益事業については、売店・食堂の経営(自動販売機含む)を行っている。

従って、動物の飼育・展示という専門的業務は、市職員が行っている状況である。将来的には、種の保存や調査・研究といった専門領域を考えた場合には、このまま市職員が従事するのかどうか、市としての方針を明確にして、対応する必要がある。

指定管理者制度を採用している動物園の代表例は、東京都、横浜市、及び広

島市の動物園であり、非常に規模が大きく、種の保存や、調査・研究といった面にも力を注いでいる動物園という事ができる。

動物公園の場合も、動物園の4つの役割のどこに重点をおいて運営するのか、どこに存在意義を見出すのか、十分な慎重検討をしたうえで、運営管理の在り方を検討することが大事である。

このことは、専門家をどこまで揃えるのかという人事面にも大きく影響を及ぼすことになる。

8. 評価とアンケート調査について

(1) アンケートの実施と自己評価

動物公園では、建設局が平成17年度に実施した利用者アンケートを基に、平成19年度において「八木山動物公園運営方針について」を制定した。しかしながら、その後は、「夜間開園アンケート」や、平成22年にビジターセンターの開設に伴い、「木材利用について」のアンケートを最後として、動物公園独自では実施していない。

トロロへの「しつもんカード」や、時折実施する単発的なアンケート、例えば「2016年干支「八木山動物公園のおサルさん」アンケート」といったものであり、動物公園としての総合的な利用者アンケートは実施していない。

平成22年度のアンケートでは、前述の内容とは別に、財団法人仙台市公園緑地協会が実施した、「よりよい施設運営へ向けての皆様のご意見をお聞かせください。」として以下のアンケートを実施した。

Q1	年令
Q2	性別
Q3	ご利用になった日
Q4	ご利用になってお気づきの点や改善へのご提案がありましたらお聞かせ下さい。
	1 職員の対応について(あいさつについて、言葉遣いについて、身だしなみについて、説明のわかりやすさ)
	2 売店・食堂施設について(案内表示、施設内の掃除・整理整頓など)
	3 売店商品について(価格・品質、買った/買わなかつた理由など)
	4 食堂メニューについて(味・量・価格、食べた/食べなかつた理由など)
Q5	その他ご要望、ご感想等どんな事でも結構です、お客様のお声を聞かせて下さい。

これは委託業者である財団法人仙台市公園緑地協会の業務に関するアンケートであり、動物園運営そのもののアンケートではない。

仮に、動物公園が指定管理者制度を採用していれば、仙台市は指定管理者による公の施設の管理運営状況に係る評価を実施しているため、指定管理者から提出された各種報告書や利用者アンケートなどに基づき、事業評価を行っていたはずである。この場合、指定管理者が行った自己評価結果を踏まえて、施設所管課(建設局)において運営の評価を実施している(※1)が、現状では、そうした指定管理者としての評価を受けることもない。

※1 仙台市の平成26年度包括外部監査の結果報告書 P54~60 参照

年間 700 百万円前後の歳出がある仙台市の施設である以上、定期的にアンケートを実施して、今後の動物公園の運営に資するべきである。(※2)

※2 札幌市の事業評価の事例

札幌市では、平成26年度において「動物園経営費」(動物園事業を推進するための運営管理費)について、以下の様な「事業評価調書」により自己評価している。

札幌市でも円山動物園は一般会計で運営されているが、その評価調書が非常に参考となるため、以下に示すこととする。

平成26年度札幌市の行政評価制度における環境局/円山動物園より抜粋 事業評価調書 ◎基本情報

年度	2013	会計コード	10	一般会計	事業コード	20941		
事業名	動物園経営費							
評価担当課	所属コード	環境局円山動物園経営管理課						
	担当者名	〇〇		電話番号	011-621-****			
政策名								
施策名	主	4-2-3 札幌に息づく動植物の保全と共生						
	副							
事業の性質	● 経常経費	[● 内部管理 ○ 内部管理以外]			○ 臨時の経費			
事業内容	目的と取組の内容	1 動物の飼育、馴致、展示 2 希少動物の種の保存に関する事業 3 動物の生態、繁殖行動に関する調査研究 4 園内事業の企画・立案・実施 5 教育普及活動の実施 6 来園や電話による動物相談 7 管理施設や動物舎等の園内維持管理						
		主たる受益者						
事業の必要性	動物園は、 ①市民が楽しく過ごせるレクリエーションの場 ②多様な生物を地球上で保全するための「種の保存」へ（希少動物繁殖など）の取り組み ③動物園を通じて動物や人間を取り巻く環境について考える教育の場							

	<p>④大学等機関との共同による研究の場、 という役割を担っている。</p> <p>市民の学習の場、憩の場として、動物園はなくてはならないものと考える。</p>					
実施期間	○単年度	●単年度継続	○複数年継続	開始	年度	終了
実施形態	○直営	●一部委託	○全部委託	○補助・助成	○その他	
関連法令	都市公園法、札幌市都市公園条例、札幌市円山動物園管理規則、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、ワシントン条約(CITES)、博物館法、動物愛護管理法					
他都市の状況	全20市のうち、15の政令市で動物園を運営。 うち、指定管理者制度導入は3市(横浜市、広島市、北九州市)					
関係 HP	http://www.city.sapporo.jp/zoo/					
関連計画	新まちづくり計画	○対象	●対象外	計画コード		
	その他関連計画	札幌市円山動物園基本構想				
		札幌市円山動物園基本計画				

◎事業費

(単位：千円)

	23年度決算	24年度決算	25年度予算	25年度決算	26年度予算
事業費(A)	443,510	446,500	471,773	463,068	486,379
特定財源					
国・道	630	630	630	630	630
市債	0	0	0	0	0
その他	242,504	237,878	274,092	300,473	319,721
一般財源	200,376	207,992	197,051	161,965	166,028
人工	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
人件費(B)	308,000	296,000	292,000	292,000	284,000
計(A+B)	751,510	742,500	763,773	755,068	770,379

事業費の内訳	上下水道料	25決	60,062千円	26予	64,802千円
	重油・灯油代等	25決	58,551千円	26予	68,769千円
	電気料(プロパンガス含む)	25決	29,355千円	26予	33,735千円
	維持管理・委託料	25決	195,348千円	26予	191,296千円
	エサ・薬品代	25決	38,653千円	26予	43,262千円
	イベント・事務	25決	23,239千円	26予	16,948千円

◎指標

指標 1	指標名	入園者数				
	設定理由と 結果分析	集客増を図ることが当面の課題である。				
	目標・実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度目標	25年度実績
		832,419	791,754	748,321	1,000,000	959,431

指標 2	指標名	希少動物種の展示数				
	設定理由と 結果分析	絶滅の恐れのある希少動物を飼育・展示することにより、種の保存事業の強化、環境教育の場として活用する。 CITES 附属書 I、国の天然記念物指定種をもとに算出している。				
	目標・実績	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度目標	25年度実績
		110	115	127	-	120

◎検証(振り返り)

事業所管局

市民自治の観点からの評価	動物園の経営について、市民動物園会議の開催や園内 4か所の「ご意見箱」による入園者からの意見・提案、定期的な来園者アンケートの実施、ホームページのご意見・提案入力フォームからの要望などを幅広く集め、動物園運営に反映した。また、市民によるボランティアを導入するなど、市民参加及び情報提供を積極的に行った。
--------------	---

事業の検証

事業成果	平成 24 年 12 月にオープンした新施設「わくわくアジアゾーン」のほか、平成 25 年 3 月にホッキョクグマ双子の公開を行った。平成 25 年 5 月には遊具広場「まるっぱ」がオープンし、多くの子どもでにぎわいを見せた。 ほか、夜の動物園などイベントの充実を図り、かつ広報活動についても、ポスター やチラシの配布エリアを広げるなど、多くの方に円山動物園の魅力を伝えるための取り組みに力を入れた。 ●平成 24 年度入園者数 : 748,321 人 ●平成 25 年度入園者数 : 959,431 人
事業水準の妥当性	下記の取組等について、継続的に持続している ・動物飼料の購入方法の見直し、在庫管理の徹底 ・委託業務における仕様見直し、競争入札の徹底及び類似業

		<p>務の統合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物舎の平均温度見直しによる燃料使用量の節減 ・熱源転換事業実施による燃料費の節減 ・管理棟における冷暖房等光熱水費の節約励行
	事業手法の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料代、薬品代については、購入方法の見直し等により継続的な削減に取り組んでおり、これ以上の削減は飼育動物の健康維持に影響がある。 ・光熱水費や燃料費のコストダウンについても、水循環施設や次世代エネルギー等の導入なくしては削減できず、担に削減すると動物の健康状態の悪化や入園者サービスの低下につながり、結果的に入園者数の減や歳入減につながるものと考えられる。
	選択項目による検証	<p>【2. 歳入確保の徹底】</p> <p>財源充當に必要な、入園料や寄付金等を始めとする歳入確保するための入園者向上につながるよう、今後も魅力的な動物園の展示や各種イベント、効果的な広報活動等に努める。</p>
	課題	集客増を図ることが、当面の課題である。
今年度予算での見直し内容		特になし
自己評価	<input type="radio"/> A <input checked="" type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D <input type="radio"/> 評価省略対象事業	
A:効果的・効率的に行い、十分な成果が出ている。	夜の動物園をはじめとするイベントの効果や、広報活動をあげることで、円山動物園の基本方針である 100 万人にはとどかなかつたものの、959,431 人の来園者があり、21 年ぶりに 95 万人を超える来園者数を記録した。	
B :部分的な改善・見直しが必要	今後も円山動物園基本計画に基づき、ハード面及びソフト面の充実を図りながら、維持可能な経営の目安として、人件費を除いた収入と支出の均衡を目指す。	
C:全体的な改善・見直しが必要		
D:廃止を含めたあり方の検討が必要		
次年度予算に向けて	<input checked="" type="radio"/> 充実 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 休止・廃止 <input type="radio"/> その他	
どのような取組にするか(方向性)	<p>動物の飼育という性質上、飼料や医薬品、光熱水費の固定費については、一定水準以上の縮減は困難な状況にある。また、燃料費は毎年の単価次第で歳出額が大きく変動する。</p> <p>施設整備については、動物園基本計画に沿って、アフリカゾーン整備や既存施設の改修等に取り組む予定。</p>	
改善内容	財源充當に必要である入園料や寄付金等をはじめ、歳入を確保するための入園者向上につながるよう、魅力的な動物園の展示や各種イベント、効果的な広報活動等に努める。	

これまで取り組んできた改善・見直しの内容

平成 25 年度は広報戦略として、ポスターやチラシの配布エリアを道南方面にまで拡大する等の取り組みを行い、より多くの人々に広報することができたと考える。

【全序的な視点による検討課題の提起・外部評価からの指摘】

特になし

【上記指摘に対する改善・見直しの検討結果】

(記述なし)

以上の様式をそのまま利用するという事ではなく、定期的なアンケートを実施することを含め、動物公園の整備と運営に関する自己評価をすることが大事である。

今回の外部監査では、平成 19 年 9 月に連携協定を締結した宮城教育大学が 2013 年(平成 25 年)8 月に実施したアンケート調査の結果(※3)を参照したところ、以下の様な実態が報告されている。(包括外部監査人が、報告書より抜粋した。)

※3 宮城教育大学が 2013 年(平成 25 年)8 月に実施したアンケート調査

動物園における校外学習の実態と課題

-仙台市八木山動物公園の事例から-

齊藤千映美・田中ちひろ・松本浩明

要旨:

仙台市八木山動物公園を利用する幼稚園・保育所・小学校に対してアンケート調査を行い、利用の実態を明らかにした。

グループ活動を中心の低学年児童の校外学習、活動時間が短い高学年児童の修学旅行人数の多い幼稚園の遠足など利用にはいくつかのパターンが見られた。

動物園が学校等の教育活動において一定の役割を果たしていることが分かった一方、数多くの課題や要望があることが明らかになった。

キーワード :動物園、郊外学習、いのちの教育

このアンケートでは、以下の見地からアンケートを実施している。

○動物園は 5 月をピークに、年間を通じて多くの来園者があり、学校園などによる団体利用も春から秋を中心に広く行われていること。

○2015 年(平成 27 年)には、東北地方の交通の起点である仙台駅と仙台市営地下鉄東西

線で結ばれることにより、さらに来園者が増えるとも予測されていること。

○動物園は社会教育機関であり、教育活動は動物園存在理由の 1 つであり、社会の急速な変化とともに教育環境が大きく変わり、国内動物園水族館がより質の高い展示や学習活動に取り組む中で、来園者のニーズに応えるためには、どのような学校等が、何を目的として動物園を訪問しているのか、どのような教育活動が求められているかなど、動物園は常に課題を明確にするための検討を必要としている。

結果の概要は以下のとおりである。(外部監査人がとりまとめた。)

【動物園利用の実態】	
仙台市内の小学校での利用は、低学年(主に 1・2 年生)利用を中心として約 96% にのぼっており、「生活科」で利用している。	
【利用の枠組み】	
保育所・幼稚園でも、「遠足」または「園外保育」の枠組みで訪問し、多くの場合は保護者同伴と報告されている。	
また、岩手県、秋田県、山形県や福島県からも、6 年生が「修学旅行」として訪問していることがわかる。	
【活動の内容】	
動物公園訪問の狙いでは、「動物の観察・動物とのふれあい」というのが最も多い。園内では、観察、グループ活動を実施している。低学年ほど平均活動時間は長い。	
【事前・事後学習】	
小学校高学年の修学旅行における、インターネット等による事前学習と、パンフレットや新聞を作るなどの事後学習も行われている。	
【動物園の教育的価値】	
訪問学習の場として選んだ最大の理由は、「動物とふれあえるから」であり、約 85% の学校園が回答している。	

以上のように、仙台市内及び宮城県内の小学校や幼稚園を中心として「生活科」の学習の場として、また、一部の東北地方の小学校の修学旅行を目的として、教育的目的で利用され、一定の評価を得ているが、子供たちが利用しやすいホームページの作成や、ビジターセンターの内部展示やプログラムの充実、そして、展示文字を子供たちに分かりやすくすることや、ボランティアなどの人的支援等が要請されている。

【指摘 16】

(アンケートの実施と事業評価について)

現在、平成 22 年頃を最後に、動物公園独自のアンケート調査は行っていないとのことであるが、利用者の声を的確に収集し、分析して、行動して行かなければ、利用者が動物公園から離れていく要因になりかねない。動物公園自ら、アンケートを実施するなど、定期的に自己評価し、指定管理者制度を採用している他の施設同様の評価をすべきである。他の指定管理者制度を採用している動物園との比較からも、サービスの提供において遅れをとる原因になると考える。

前述の札幌市の円山動物園の例にもあるように、一般会計で運営している動物園についても、かなり内容の濃い事業評価を実施しているのが現状であることを考える場合、しっかりと自己評価と管理部署、場合によっては第三者評価を踏まえて運営すべきである。

動物園の運営予算は、市の予算水準からすれば低い割合であるが、市民の教育と福祉や、種の保存といった質的な役割は非常に重要であることからもしっかりと事業評価が必要である。

9. 地下鉄東西線の開業と入園者について

平成 27 年 12 月 6 日に待望の地下鉄東西線が開業した。動物公園にとっても、地下鉄の駅としては標高が日本一高い八木山動物公園駅からエレベーターで直結しており、非常に便利になった。

平成 25 年 8 月に改定した、「八木山動物公園運営方針について」においても、「平成 27 年度開業予定である地区鉄東西線整備を見据えた施設の再配置」を課題の 1 つとして認識しており、東西線の開業の効果の行方は、大きな関心事である。

そこで、開業後 1 ヶ月の入園者の状況を分析することとした。

業務委託先である緑地協会が作成している「総合調定兼収入日計表」の平成 25、26 年度の 12 月 6 日から翌年 1 月 5 日までのデータをもとに検討した。

表III-9-① 有料・無料別入園者数比較 (単位:人)

年度 区分	H26 年度	H27 年度	H27 -H26	倍率	備 考
(開園日数 22 日)	12/6~1/5	12/6~1/5			H27.12.6 は対象外
有料 計	4,949	16,448	11,499	3.32	※1
うち一般	4,140	13,822	9,682	3.33	
うち年間入園券	165※7	579※9	414	3.50	※3 有料入園者の中で伸び大
うち小中学生	510	1,712	1,202	3.35	
無料 計	3,516	11,009	7,493	3.13	※2
うち豊齢者	181	2,077	1,896	11.47	※4 最も増加率が大きい
うち身体障がい者	93	465	372	5.00	※5 豊齢者に次いで約 5 倍
うちどこでも	347	695	348	2.00	どこでもパスポートの利用者
うちゴールドサポート	21	92	71	4.38	年間 5 千円以上寄附した方
うち年間入園券	755※8	1,481※10	726	1.96	※6
うちその他	2,083	5,560	3,477	2.66	
H27.12.6 無料開放日	-	13,361	13,361		過去の 1 日の最高入園者数 は、約 15 千人である。

注 平成 26 年度の場合、12 月 16 日～12 月 18 日の 3 日間が雪のため、合計 118 人(有料 71 人 無料 47 人)の入園者であったのに対して、平成 27 年度の対応する 3 日間の入園者は 1,702 人(有料 864 人、無料 838 人)であるが、増加率は、標記の倍率より低いと推定する。

表III-9-② 東西線開業後 1 ヶ月間の入園者の状況 参照

この一か月間では、有料入園者は前年度比 3.32(※1)倍で、無料入園者の前年度比 3.13 倍(※2)を上回っている点が特徴的である。特に、年間入園券(パスポート)による入園者の前年比 3.50 倍(※3)は、絶対数は多くないものの、潜在的なリピーターであることを考えれば、明るい指標である。

次に、無料入園者では、最も特徴的なのが、豊齢者(市内在住の 65 歳以上の市民)であり、平成 26 年度 181 人に対して、平成 27 年度は 2,077 人に増加し、11.47 倍(※4)に増加した点である。単純にこの傾向が続くかどうかはわからないが、地下鉄の開業により、アクセスしやすくなった効果ではないかと思慮する。

同じく、身体障がい者の入園者も増加している。平成 26 年度の 93 人に対して、平成 27 年度は 465 人に増加し、5.0 倍(※5)になっている。この増加率も大きく、東西線の開業により、動物公園を訪れる機会を得やすくなつたとするならば、非常に喜ばしいことであり、これからも、動物公園を訪れて、動物を見たり、ふれあって欲しい。

なお、この 1 ヶ月における年間入園券による入園者は、平成 26 年度の 755 人より、平成 27 年度の 1,481 人に増加し、1.96 倍(※6)となっている。1 ヶ月の年間入園券購入者と入園者の関係を見てみると、平成 26 年度は購入者 165 人に対して、無料入園者は 755 人、平成 27 年度は購入者 579 人に対して、無料入園者は 1,481 人などとどまっているが、これは、東西線の開業により、冬場の 1 ヶ月間の年間入園券購入者が 4.5 倍に急増した結果であり、今後 1 年間のリピーターになる可能性を含んでおり、期待したい。

次に、この 1 ヶ月の毎日のデータを、曜日と天気をベースに比較したのが、以下の 表III-9-② 東西線開業後 1 ヶ月間の入園者の状況 である。

東西線開業記念・無料開放日後の入園者は、12 月 12、13 日の土日では、前年比 6.9 倍と 4.8 倍(※1)と非常に多くの人が来園したことがわかる。週ごとに低くなっていくが、平成 26 年度よりは、3 倍以上を記録(※2 ※3)しており、1 ヶ月経過後の土日でも 2 倍(※4)ほどの来園者が続いている。

仙台駅より 12 分、荒井駅より 26 分、泉中央駅より 27 分(乗継時間別途)、富沢駅より 24 分(乗継時間別途)という利便性が挙げられる。

但し、まだ 1 ヶ月余りであり、珍しさによる利用もあると思われるため、今後の推移が注目される。前述のように、一般の大人は勿論、豊齢者や身体障がい者及び年間入園券利用者等の地下鉄利用による動物公園来場者の増加など期待される。これは、市営地下鉄の経営上も期待しているところである。

表III-9-② 東西線開業後 1 ヶ月間の入園者の状況

H26 年度				H27 年度				増加	倍率	備考
月 日	曜 日	天 气	入園者計	月 日	曜 日	天 气	入園者計			
12/6	土	晴	588					-588	-	
12/7	日	晴	834	12/6	日	晴	(13,361)	-834	-	無料開放日
12/8	月			12/7	月	晴	921	921	-	休園日
12/9	火	曇	147	12/8	火	晴	737	590	5.0	
12/10	水	曇	184	12/9	水	晴	987	803	5.3	
12/11	木	曇	206	12/10	木	曇	750	544	3.6	
12/12	金	曇	126	12/11	金	雨	108	-18	0.8	
12/13	土	曇	383	12/12	土	晴	2,678	2,295	6.9	※1
12/14	日	晴	620	12/13	日	曇	2,977	2,357	4.8	※1
12/15	月			12/14	月					休園日
12/16	火	雪	42	12/15	火	曇	549	507	13.0	H26 年 雪
12/17	水	雪	39	12/16	水	曇	700	661	17.9	H26 年 雪
12/18	木	雪	37	12/17	木	晴	453	416	12.2	H26 年 雪
12/19	金	晴	92	12/18	金	晴	403	311	4.1	
12/20	土	曇	339	12/19	土	晴	1,404	1,065	4.1	※2
12/21	日	曇	568	12/20	日	晴	2,146	1,578	3.7	※2
12/22	月			12/21	月					休園日
12/23	火	晴	700	12/22	火	晴	506	-194	0.7	
12/24	水	晴	244	12/23	水	晴	1,975	1,731	8.0	
12/25	木	晴	272	12/24	木	晴	948	676	3.4	
12/26	金	晴	252	12/25	金	曇	908	656	3.6	
12/27	土	晴	420	12/26	土	晴	1,427	1,007	3.3	※3
休園日				12/27	日	曇	1,171	1,171	-	
			休園日							
1/2	金	晴	908					-908	-	
1/3	土	晴	1,051	1/2	土	曇	1,993	942	1.8	※4
1/4	日	晴	413	1/3	日	晴	2,389	1,976	5.7	※4
1/5	月			1/4	月					休園日
			1/5	火	晴		1,387	1,387		
合計			8,465	合計			27,457	18,992	3.2	
			12/6 分				13,361	13,361		

なお、参考のために1月6日から1月18日の状況は以下のとおりである。

H26 年度				H27 年度				増加	倍率	備考
月 日	曜 日	天 气	入園者計	月 日	曜 日	天 气	入園者計			
1/6	火 曇		384					-384		
1/7	水 雪		106	1/6	水 晴		1,083	977	10.2	一般団体 108 他
1/8	木 曇		88	1/7	木 曇		596	508	6.7	
1/9	金 曇		131	1/8	金 晴		484	353	3.6	
1/10	土 晴		558	1/9	土 晴		1,560	1,002	2.7	※4
1/11	日 晴		1,536	1/10	日 晴		3,569	2,033	2.3	※4
1/12	月 晴		1,064	1/11	月 晴		2,133	1,069	2.0	祝日開園日
1/13	火			1/12	火					休園日
1/14	水 晴		250	1/13	水 晴		342	92	1.3	
1/15	木 曇		92	1/14	木 晴		268	176	2.9	
1/16	金 晴		172	1/15	金 晴		221	49	1.2	
1/17	土 曇		389	1/16	土 雪		620	231	1.5	※4
1/18	日 晴		879	1/17	日 晴		2,121	1,242	2.4	※4

【意見 16】

(入園者増加のための努力について)

待望の地下鉄東西線が開業し、現状では来園者が増加している。しかしながら、これは地下鉄というインフラ整備による効果であって、動物公園そのものの魅力上昇によるものではない。動物公園そのものが、魅力ある施設にならなければ、動物公園そのものの評価にはつながらない。

今回観察した他の動物園と比較して感じるところは、大人同士での来園者が少ないと感じる点である。また、杜の都の動物園であるのに緑が少ないという印象がある。例えば、千葉市動物公園の場合、正門に入った段階では森林公园という印象がある。市の動物公園という事だけでなく、大きな森林公园の中の動物園になっている。

幼児や学生だけでなく、大人もリピーターになるような工夫が望まれる。

東西線の開業は、あくまで、交通手段という面から動物公園を支援したものであり、動物公園独自の魅力向上は、これから動物公園の努力にかかっている。

10. パンダの誘致について

仙台市では、東日本大震災に際して、子供たちに夢や希望を届けたいという視点から、パンダの誘致を依頼して交渉していたが、日中関係等の事情と思われる理由から、本報告書提出日現在では進展していない。

平成 27 年 3 月 26 日の仙台市のホームページでは、パンダ導入の取組み状況について、以下の通り公表している。

(1) ジャイアントパンダ導入の取組みについて

- いま仙台市では、被災地・東北の子供たちに夢と希望を届け・復興のシンボルとなるよう八木山動物公園にジャイアントパンダを導入する取組を進めている。
- ジャイアントパンダは、中国に生息する動物で、野生の生息数は、約 1,600 頭足らずで絶滅の危機に瀕している。
- 絶滅の危機から救うためには、生息環境の保全と飼育施設での繁殖研究を推進する取組が必要。
- 仙台市は、東北の子供たち夢と希望を届けるとともに、中国と共同で繁殖研究を行うため、導入の取組みを始めた。

(2) 経過

	年 月	備 考
1	H23 年 9 月	大震災後の 5 月に、中国首相が名取市や福島市に訪れた際に、子供たちにパンダのぬいぐるみをプレゼントしたことを契機に、市長が中国大使にパンダの貸与の希望を伝達。
2	H23 年 12 月	ジャニーズ事務所の東日本大震災復興支援プロジェクト「MarchingJ」からの支援の申し出。
3	H23 年 12 月	日中首脳会談の場で、中国首相からパンダ貸与に前向きの発言。
4		パンダ受入のための環境整備、その他について、MarchingJ 財団と検討を継続。
5	H24 年 3 月	中国側との具体的な交渉に向け、ジャニーズ事務所と中国外交部へ表敬訪問
6	H24 年 4 月	第 1 回仙台市ジャイアントパンダ導入プロジェクト会議開催
7	H24 年 6 月	MarchingJ 財団から支援表明書受領
8	H24 年 8 月	第 2 回仙台市ジャイアントパンダ導入プロジェクト会議開催
		平成 26 年第 2 回市議会定例会の質疑によれば、以後開催なし。

(3) 費用

費用	摘要
1	ジャイアントパンダ舎の建設費用
2	ジャイアントパンダの輸送費用
3	飼育開始から 5 年間のジャイアントパンダ保護資金、損害賠償保険料、飼料調達に要する費用
財源	以上の費用について、一般財団法人 MarchingJ 財団ならびにジャニーズグループ各社から文書での支援の申し出あり。(H24.6.4 付 佐藤理事長名)

(4) ジャイアントパンダが来る時期

- 具体的な時期などはまだ正式に決まっていない。
- ジャイアントパンダは国際的な保護動物なので、仙台に来るためには、学術研究目的として、中国側と協定などが必要。
- 現時点では両国関係の状況から、正式な協議は開始されていない。

(5) 平成 27 年度は、ジャイアントパンダ導入関連予算の計上は見送っている。

(6) 市議会における主な質疑状況

	年度	市議会
1	H24	平成 24 年第 1 回定例会
2	H24	平成 24 年第 3 回定例会
3	H25	平成 25 年第 1 回定例会
4	H25	平成 25 年第 2 回定例会
5	H26	平成 26 年第 1 回定例会
6	H26	平成 26 年第 2 回定例会

(7) 検討課題

一般財団法人 MarchingJ 財団の支援の申し出は、今後も変わらないのかどうか。

理由 市長の発案は、東日本大震災で被災した子供たちに夢と希望を届けたいという理由であったが、震災後 5 年の月日がたち、被災した子供たちも成長しており、被災したという子供たちへという趣旨は当時とは同じではない。同財団も、当時と同じスタンスで考えているのか、確認が必要と考えるため。

ジャイアントパンダを導入した例では、子供は言うまでもないが、むしろ大人が楽しんだ事実も大きい。

仙台市では、あのパンダの話はどうなったのかというような状況があり、パンダ待望論がどれだけ市民サイドから要望されているか不透明。

パンダのためのコストがどれだけかかるのか、概算でも検討しないと予算計上はできない。仮に中国との状況変化が急展開した場合に、補正予算等で対応するのかどうか検討を要する。仙台市では導入に前向きであるが、今後真剣に導入を検討するのであれば、維持費等について、計算しておく必要がある。

費用内容	備 考
パンダ舎の建設費用	建設費用は支援されるが、冷暖房費等の維持費はどの程度かかるのか。
パンダの輸送費用	
パンダの保護資金	自然保護資金(一般にはレンタル費用と言われる。雌雄の年額) ※参照 自然保護資金の支払いの通貨によっては、変動リスクがある。 財団は子供が生まれた場合の保護資金も支援してくれるのかどうか。
損害賠償保険料	
飼料調達費用	上野動物園等において、動物一頭当たりの飼料代は、ジャイアントパンダが一番高額といわれ、食糧が竹といつても、安定した供給体制の確保が大事。

以上の他、飼育に係る中国からの技術者(飼育員)や、日本の飼育員の増員が何名増員が必要なのか。この部分は、上記財団支援には含まれていない。

※ 平成 27 年 7 月に、神戸市王子動物園が一頭のジャイアントパンダの借受で 5 年間の延長で合意したとの報道があるが、「一頭に払う野生動物保護支援の目的で中国側に支払う寄附金は、これまでの半額となる年間 25 万ドル(約 3 千万円)で交渉する。」との報道がある。

また、「雄の補充についても引き続き要望し、神戸で初の繁殖を目指したい」との園長談話も報道された。(2015.7.8 神戸新聞 NEXT)

王子動物園のケースでは、一ドル 120 円での為替換算であるが、自然保護資金がいくらになるのかも交渉事になる可能性があり、為替レートの変

動にも影響されることになる。

(8) 入園料収入について

ジャイアントパンダの導入時には、入園者数が倍増する可能性がある。1964年の中野動物園の事例は特殊と言えるが、1995年1月の阪神・淡路大震災後の2000年7月に神戸市王子動物園でパンダの展示が始まった際には、1999年度(H11年度)の入園者985千人から、2000年度(H12年度)には1,987千人と1,002千人 101.7%の増加なり、約2倍となつた例がある。

しかしながら、パンダ来園から15年間の累計で入園者20,000千人を達成したとの報道(2015.4.18 神戸新聞 NEXT)からすると 15年間の平均は、1,333千人となり、パンダ来園後の15年間の平均入園者数の増加は35.2%であるが、ここ数年は1,200千人前後で推移していることからすると、パンダによる増加は21.8%ということになる。(本来は、その他の施策も講じられていると考えられるため、実態はこの増加率より低いものと推察される。)

更に、パンダは一頭死亡して唯一頭のみとなつてゐることに加え、2015年7月15日に借受期間期間が終了する間際の7月8日に、5年間延長で合意できたものの、雄のレンタルは認められていない。

同様の事例では、ドイツ・ベルリン動物園でも発生しており、「異例の困難さ」と報道された。

これまでの経緯から、動物の繁殖の日中共同研究目的としてレンタル契約になつてゐるが、現実的には、その「集客力」に期待していることが大きい。導入できれば、当然、入園料収入も増加することになるが、問題も多い。

例えば、上野動物園の場合は、1972年のパンダ来園時には700万人を記録した入園者数も、2014年度では369万人とほぼ半減しているなど、変動が大きく、飼養のためのランニングコストは図りしれない。

【意見17】

(ジャイアントパンダの導入計画について)

絶滅危惧種であるジャイアントパンダを導入するのであれば、純粋に、繁殖を目的とした本格的な取組を仙台市として実施する覚悟がなければ、実施すべきではないと考える。

動物公園では、現在の動物公園内にパンダ舎を建設する計画のようであるが、現状でも動物公園は狭く、その上、多数の動物を飼育している現状を考えるなら、あまりにも雑然とした環境で飼育することになり、他の飼養・展示動物の福祉の側面からも問題がある。

さらには、狭い動物公園に、多くの入園者が押し寄せた場合、入園者の安全

を確保できないと考える。動物公園では、集客施設に関する損害賠償保険に加入はしているが、それ以前の問題である。

ジャイアントパンダの導入については、絶滅危惧種の動物であることや、動物の福祉の視点、入園者の安全性の確保、及び市の財政の面からも慎重になることが望ましい。

IV. 動物公園他の視察と所感

1. 動物公園及びその他の動物園等の視察

包括外部監査の参考のために、動物公園及びその他の動物園等を視察し、動物園の管理運営に関する参考とした。以下は、その記録である。

なお、視察した動物園の概要は、添付資料4にまとめている。

No	視察等年月日	視察時間等	動物園等	摘要	備考
1	平成27年9月13日(日)	AM9:00~PM12:00	動物公園	日曜日の午前	
2	平成27年9月16日(水)	AM9:00~AM11:30	同上	平日の午前	
3	平成27年9月20日(日)	AM9:30~PM12:00	同上	5連休の中の2日目午前	
4	平成27年10月12日(月)	PM13:30~PM16:00	同上	3連休の中の最終日午後	
5	平成27年10月16日(金)	PM14:30~PM16:15	円山 動物園	平日(金曜日)の午後	※1
6	平成27年10月18日(日)	AM11:15~PM13:00	うみの杜 水族館	動物公園50周年式典 開催時の新設水族館	※2
7	平成27年10月18日(日)	PM14:15~PM16:15	動物公園	動物公園50周年式典 開催日の午後	※3
8	平成27年10月23日(金)	PM12:30~PM14:15	大森山 動物園	平日の午後	※4
9	平成27年10月24日(土)	AM11:00~PM14:00	千葉市 動物公園	休日の午前から午後	※5
10	平成27年10月27日(火)	AM9:30~PM17:00	動物公園	包括外部監査の往査	
11	平成27年11月2日(月)	AM9:30~PM17:30	動物公園	包括外部監査の往査	
12	平成27年11月4日(水)	AM9:30~PM17:30	動物公園	包括外部監査の往査	
13	平成27年11月19日(木)	AM9:30~PM17:15	動物公園	包括外部監査の往査	
14	平成27年12月6日(日)	AM9:30~PM12:00	動物公園	地下鉄東西線開業日	※6
15	平成27年12月13日(日)	PM13:40~PM15:00	野毛山 動物園	日曜日の午後	※7
16	平成28年1月9日(土)	AM11:00~PM12:30	動物公園	東西線開業1ヶ月後の 3連休初日	※8
17	平成28年1月11日(月)	PM12:30~PM13:30	動物公園	東西線開業1ヶ月後の 3連休最終日	※9
18	平成28年3月6日(日)	AM9:00~AM10:00	動物公園	東西線開業3ヶ月後の 日曜日	※ 10

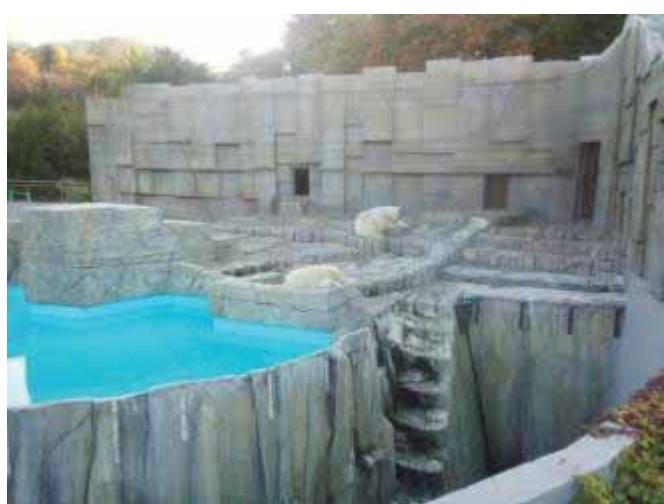
※1	札幌市円山動物園	
		10月の金曜日の午後であるため、入園者は少なかった。
①	アクセスは、地下鉄(東西線 円山公園駅より徒歩約 15 分)やタクシー(札幌駅より約 20 分又は)マイカー等 比較的近い印象	
②	駐車場 第1、第2 計 833 台 有料(1回 普通車 600 円 バス等 1,200 円 他) 第1駐車場は、西門の真ん前に設定されている。	
③	開園時間 2/1~10/31 9:00~17:00 11/1~1/31 9:00~16:00	
④	入園料 大人(高校生以上) 600 円 小人(中学生以下) 無料 30名以上団体 大人料 金の 10%割引 大人年間パスポート 1,000 円	
⑤	<p>入口での待ち時間なし。(平日午後も遅い時間ということもある。)</p> <p>全体的な印象は広く、人が多いとは感じられなかった。</p> <p>小さい子供づれや、アベック、大人の 2~6 人のグループ</p> <p>動物の展示場も広く、山の斜面にゆったりとして配置された印象</p> <p>園内には、セブンイレブンやコカコーラが店を開いていた。</p> <p>セブンイレブンは、酒やたばこも販売している。(一般道からと動物園から入店できるが動物園に戻るには、店員に動物園サイドのドアを開けてもらう必要がある。)</p> <p>喫煙所(3ヶ所)はあり。但し、正面入り口真正面に園内マップに「園内は禁煙です」の立札あり。</p>	
	<p>入園パンフレットは A3 サイズで、園内地図の他、園内での夜の動物園等の主なイベントの紹介や、裏面一面には、近隣の ban.K 札幌ばんけい株のさまざまな施設の広告を印刷してある。</p> <p>園内には、札幌市次世代エネルギーパークのパンフレット(環境局)や「さっぽろ円山動物園だより 2015 秋号 vol143」や、「サポートクラブ(サポクラブ)」の案内チラシ(寄付金の使いみちの説明やメールマガジン購読申込み方法の案内等を記載)等が配布されていた。</p>	

動物の展示等について

正面入り口から入ると、左サイドに次世代エネルギーパーク 動物科学館、右サイドに動物園センターがあり、ゆるやかな広々とした登り斜面が目に入る。その通路をベースに、左サイドに猛獣舎やこども動物園、熱帶動物館、右サイドに、カンガルー館、工事中のアフリカゾーンが並ぶ。園の中央付近の展望レストハウス(当日は開いていなかつた。)を過ぎて、通りはやや左に曲がり、左サイドにモンキーハウス、チンパンジー館、エゾシカ・オオカミ舎、そして、海獣舎、エゾヒグマ館が並び、右サイドには類人猿館、熱帶雨林館、高山館、寒帶館のエリア(わくわくアジアゾーン:動物園の一部のネーミングライツエリアである。)、総合水鳥者、熱帶鳥類館、は虫類・両生類館のエリアが続き、一番奥に世界の熊館が配置されていた。

広々とした自然の中に、メイン・ストリートを中心として両サイドに展示館等が配置されており、ゆったりとした印象である。展示に関する印象としては、一番興味のあるシロクマ等の「世界の熊館」が入口より一番奥に配置され、しかもシロクマだけでも大きく二つの展示館があり、ゆったりと過ごしているシロクマをやや高い位置から見下ろすように見学できるようになっていた。とにかく広いとの印象が強い。寒帶館のユキヒョウとアムールトラ、エゾシカ・オオカミ舎のオオカミの展示も珍しく感じた。また、オオカミの大きさとジャンプ力の迫力には圧倒された。ここには6名の団体旅行者と思われる男性が、ガラスに張り付くように見学していたのも印象深いシーンであった。それから強い印象に残っているのは、は虫類・両生類館の展示方法と、見学者である。館内の展示は、水槽等への照明と説明書が視覚的に美しいということと、当日の見学者に10名程度の美術学校の学生(推測)がカメを中心としては虫類の写生をしていたという点である。

全体的には、時間帯が平日の午後2時過ぎということもあると思われるが、大人の入園者が多い様に感じられた。



シロクマ展示場は、非常に広いだけでなく、他にも二つの展示場がある。その他の展示場もゆったりと配置されている。

※2	仙台市うみの杜水族館	
		動物公園 50 周年式典の開催時(日曜日)の午前中であったが、館内は大勢の来館者があった。大人の来館者が目立った。
①	JR 仙石線の最寄駅(中野栄駅)からは徒歩で 15-20 分で不便の印象(本数少ないもののシャトルバスあり。帰路利用 32 名利用 折り返しのバスにも 36 名乗車)	
②	駐車場隣接(バスや乗車が目立つも、800 台と十分な余裕スペースあり。開業後一定期間は、1,450 台の臨時駐車場を確保) 大型バスは見られず、小型マイクロバス 1 台確認(団体旅行者)。	
③	通常の開園時間は、9:00~18:30(閉館時間 夏期 19:30, 冬期 17:30)	
④	利用料金 個人 大人 2,100 円 中・高生(65 歳以上のシニア)1,600 円 小学生 1,100 円、幼児(4 歳以上)600 円 15 名以上の団体は 10%割引) 年間パスポートは各個人の利用料金の 2 回分	
⑤	<p>入口での待ち時間はほぼゼロ</p> <p>きょうのうみの杜スケジュール(秋期版 8 月 24 日~11 月 3 日)のパンフレットがあり、営業時間内の様々な催しや、オプションプログラム(有料 500 円の定員制バックヤードツアーカー)時間を記載している。</p> <p>7 月の開園後間もない日曜日の昼時ということもあり、子供連れ等の家族(祖父母を含む)、カップル等の大人だけの組が多く、大変混雑していた。小さい子供から、大人まで大勢。大人同士の入館者が多い印象。</p> <p>狭いスペースに大勢の人がいる感じであり、混雑の印象あり。移動には、ベビーカーは大変であるとの印象。</p> <p>売店は民間の西武系店舗で、値段は高めの印象であるが、大勢の客で身動きできないほどの混雑で、レジには行列ができていた。</p> <p>館内は禁煙(パンフレットに館内は禁煙である旨明記)</p> <p>イルカ・アシカのパフォーマンス(1 回約 20 分)には、時間前から観客席に多くの親子連れ等が詰めかけていた。</p> <p>印象的な展示は、三陸の内湾におけるカキ養殖の展示や、カキ殻キャンドル作りのオプションプログラム、潜水夫や海土に関する展示があつたこと。</p> <p>動物園との比較においては、非常に狭いという印象である。</p>	

	<p>水族館の出口付近には、八木山動物園スタッフからの張り紙があり、「仙台うみの杜水族館さん OPEN おめでとうございます。「八木山動物公園」は、開園 50 周年 東北の子供たちに生き物たちの魅力を 一緒に伝えていきましょう。」とのメッセージが伝えられており、良い企画であると感じた。</p>
	<p>入館時間帯は、八木山動物公園で、開園 50 周年式典が開催されている時間帯であるが、影響はないとの印象である。</p>

※3	動物公園	
		
	<p>ビジターセンターにおいて、入園者を前に外部講師によるゾウの骨格に係る説明がなされていた。これまでの入園では初めてのケースであった。</p>	

※4	秋田市大森山動物園	
		<p>10 月の金曜日のお昼であるためか、入園者は少なめであったが、バスによる幼稚園児の来園があった。</p>
①	<p>秋田市からは、バス又は JR 羽越線新屋駅よりタクシー5分 1210 円 市街地からは離れた印象</p>	
②	<p>駐車場 自家用車で訪問したが、山に登る感じで進行するも、初めての訪問者には、正門がどこにあるかわからず、通り過ぎて中腹のキャンプ場入口まで行き過ぎてしまい、戻ることになってしまった。下りながら探すと、小さな看板があり、やっと正門に着く</p>	

	<p>ことができた。</p> <p>駐車場 正門入口より上に 2 つの駐車場 入口より麓よりに 2 つの駐車場 計 430 台 いずれも無料である。駐車場には、乗用車は少ないが、麓よりの駐車場にマイクロバス 3 台が駐車していた。</p> <p>平日の午後のため、入口は全くスムーズに入園できた。</p>
③	開園時間 通常 H27/3/21~11/30 9:30~16:30 期間中無休 冬期 H28/1/4-2/28 土日祝日 10:00~15:00 休園期間があることと、冬期は土日と祝日のみの開園である。
④	入園料 大人 720 円 高校生以下 無料 大人 20 名以上は 200 円引 年間パスポート 1,230 円
⑤	<p>入園直ぐの印象は、正しく山の斜面を利用した動物園で、眼下に様々な園舎が拡がっている印象であり、急斜面も多く、年配者は厳しいレイアウト(パンフレットにも、2カ所に急斜面であることを表示している。)であるとの印象</p> <p>小学校や幼稚園と思われる団体の入園者があり、写生や遊具で遊んでいた。(マイクロバスで来園したものと思われた。)</p>
	 <p>幼稚園児の団体が来園していた。 園内には、「アソヴェの森」と名付けられた大きな遊具がある。</p>
	<p>全体的な配置は、子供のための公園という印象(子供動物園がベース)。しかしながら、全体的な配置は、山のアップダウンや、池や森の関係から分かりづらく、キリンやゾウの展示エリアから移動する際には、ZOO MAP を見ても迷ってしまった。実際の園内は、山の中腹にあり、アップダウンも大きく、森が視界を遮ることも多く、予定以上に時間がかかってしまった。</p> <p>印象的なものは、正面ゲートより園を見渡した際に、大型遊具「アソヴェの森」がトナカイの展示スペースの中にそびえており、子供向けの動物園の印象を強くした。アップダウンが大きいため、車いすの方には厳しいロケーションである。</p> <p>売店はあるものの、積極的な販売戦略は感じられない。例えば、大森山動物園の名前を入れたタオル等の販売はなく、動物の柄を織り込んだタオル等、割安感あり。</p> <p>喫煙場所はあり、禁煙といった表示はない。</p>

	<p>子供たちが遠足等で訪れ、ピクニック広場で遊んだりする際に、弁当等の食糧をカラスから守るために、「カラスよけ荷物置き場」を設置している配慮がされていた。</p> <p>動物の展示方法としては、王者の森、鳥っここの水辺、ふれあいランドといったエリアもあるが、全体的には、展示に統一性は少ない様な印象であった。</p> <p>なお、隣接して遊園地があったが、営業はしていなかった。</p>
	<p>園の奥の端に、資料館があり、「秋田市 大森山動物園 ミルヴェ」のパンフレットがあり、毎日開催する定期イベントと、学校・団体向けイベント(予約制)、及び平成27年度特別イベントが紹介されており、企画力があるという印象をもった。</p> <p>このパンフレットの他にも、「秋田市大森山動物園応援会」の入会募集広告や、協力企業による「アニマル クイズラリー 2015年度 第2弾」の申込書(全国共通図書カード2,000円分 25名)がある他、秋田市大森山動物園 情報誌「コミュニケーションNo88」等が置かれており、飼育日誌や「お客様の声」なども掲載されており、市民とのコミュニケーションを大事にしているような印象を受けた。</p>

※5	千葉市動物公園
	
	<p>正門はモノレールの駅から徒歩2~3分で便利である。 千葉駅から10分程度であることから、動物公園と同様のアクセス条件である。</p>
①	<p>(JR)千葉駅からモノレールで6駅10分程度で着く利便性がある。料金330円 どうぶつこうえん駅からは、徒歩2分程度で正門に着く。(駅からはデッキで通じている。) 正門前には、灰皿が設置されているが、正門入口には「歩行禁煙」の看板が掲げられている。また、園内にも数か所の灰皿が設置されているが、園内案内マップには、喫煙所の印は表示されていない。</p>
②	<p>駐車場 動物園の西口ゲートに乗用車用と身障者用があり、北口ゲートに団体入口があり、大型バス等と乗用車用駐車場が、動物公園を囲むよう設置されている。料金は、普通車500円 大型車2,100円</p>
③	<p>休園日 毎週月曜日と年末年始(12/29~1/1) 開園時間 9:30~16:30</p>
④	<p>入園料 大人(高校生以上)500円 小・中学生100円 小学生未満 無料</p>

	<p>団体割引は 有料人数 30 名以上で 2 割 年間パスポート 大人 2,500 円 小・中学生 500 円</p> <p>注 H28.4.1 より 休園日は毎週水曜日 入園料は大人(高校生以上)700 円 中学生以下は無料 年間パスポートは、2,500 円 駐車料は、普通車 700 円 大型車 2,800 円に値上げされる。</p>
⑤	<p>入口を入ると、広い森林公園の中に行む感じであり、動物園との印象はすぐには出ない。緩やかな登り坂であり、舗装もされているが、車いすで入園した大人の男性の車いすを押す女性は、大変そうであった。</p> <p>上り坂を約 150 メートル行くと、右前方に広い中央広場が視界に入り、正面に展望デッキが配置されている。(園内案内マップには、距離を示す 100m の定規が印刷されており、広大な動物公園を見学するには、非常に参考になり、素晴らしい配慮である。)</p> <p>動物公園は、中心広場を正面にした場合、それを囲んで各種の展示ゾーンがある。分かりやすい配置との印象。まず、後ろにモンキーゾーン、左に動物科学館、子供動物園、小動物ゾーン、その後ろに整備中のライオン展示場、真正面に広大な草原ゾーン、隣接する右側に鳥類・水系ゾーンが手前にレストランがある。中央広場の右側には大池があり、正門から続いている。この他、正門の西側の西口ゲート手前には、子供ゾーンが整備中である。各ゾーンは色分けされており、見やすいマップである。</p> <p>全体として、非常に広い森林公園の中に、広々とした展示施設がゆったりと配置されている印象である。</p> <p>土曜日ということもあり、子供連れや大人同士、大人の団体とみられる入園者。</p> <p>広場にレジャーシートを敷いて、昼食をとっている家族があり、ピクニックに来て、動物を見ながら公園でお弁当という印象であった。</p>
	 <p>正門から入ってすぐの、展示場へ向かう誘導道路。動物園を感じさせる雰囲気はなく、むしろ森林公園の中を散策している感じである。</p> <p>園内案内マップは、シンプルであるが、「困った? 緊急!」では、総合案内、救護所、AED の場所を説明、「小さなお子さまをお連れのお客様へ」では、貸しベビーカー、ベビーシート、授乳室・給湯の場所等も説明しており、分かりやすい配慮がされている。</p>

また、モンキーゾーンを半ば見学したときに起きた、ホエザルの甲高い鳴き声は、大森林の中に響きわたり、私も含めおおくの見学者が展示場に集まってきて、ロープを自由自在に動きまわるホエザルに歓声があがり、印象的なシーンであった。

印象的なものは、やはり名物となったレッサーパンダの展示場の充実と、ひろびろとした草原ゾーンでゆったりと過ごす、ゾウやキリンの姿である。

動物科学館の中には、図書館も設置されていたり(見学時は利用者はいなかった。)、「ちば Zoo フェスタ・2015 30anniversary」のパンフレットや、「ちば ZOO どうぶつこうえんニュース」のバックナンバーもあり、自由に持ち帰ることができた。

※6	動物公園
	<p>入園料が無料ということもあり、多くの入園者が訪れていたが、入園のために行列を作るような状況ではなかった。</p> <p>なお、隣接する遊園地も、入園料無料であるため、更に入口付近は混雑していた。「きりん」の駐車場に駐車していた車両 42 台のナンバープレートを調査したところ、仙台/宮城 32 台、福島・新潟各 2 台、札幌・八戸・岩手・いわき・沼津・神戸各 1 台であった。</p> <p>約 10 分間に「ぞう」の駐車場に入った車両は、仙台/宮城 11 台、福島 2 台、青森・平泉各 1 台の計 15 台であった。</p> <p>当然、宮城県内が圧倒的に多かったが、札幌、沼津、そして神戸といった地域からの来園者があったことに驚かされた。</p>

※7	横浜市立野毛山動物園
	 <p>桜木町駅からは、野毛山の頂上付近が正門であり、展示場は斜面を利用して作られている。</p> <p>小雨の日曜日の午後で、入園者は少なめ。大人の来園者も多い印象である。</p>
①	横浜市 JR 桜木町駅より徒歩約 20 分
②	駐車場ないため、公共交通機関による。自家用車の場合は、市内の有料駐車場に入れて、徒歩又はタクシーによる。
③	開園時間 9:30~16:30(入園は 16:00 まで) 休園日は、毎週月曜日と、年末年始(12/29-1/1)

④	何より特徴的なものは、 入園料が無料 ということである。1951年4月に遊園地として開園したが、遊園地を閉園したことを機に、1964年から無料としている。
⑤	<p>天気は小雨</p> <p>市内の小高い野毛山の地形を利用した公園内の動物園で、33,060 m²と狭く、八木山動物公園の約4分の1しかなく、かつ、野毛山の斜面を巧みに利用した動物展示を行っている。なお、クジャクは放し飼いになっており、園内マップにも明示している。</p> <p>横浜市は、この他、金沢動物園(128,333 m²)と、よこはま動物園(ズーラシア)(423,000 m²)を運営しており、3園の役割分担がある。野毛山動物園は、幼児を中心とした子供との親、そして祖父母を含む家族連れが中心となっている。</p> <p>従って、面積は狭いが、子供たちが触れ合えるような小動物(鳥類・魚類を含む)が多く、その数も多いのが特徴。ライオン、キリン、トラはいるがゾウはない。また、1頭ずつの展示で、子供の教育的な視点からの展示となっている。</p> <p>園内マップも、イラストや動物園名も「のげやまどうぶつえん」とひらかな表示もあり、明らかに子供向けとなっている。</p> <p>また、マップも車いすルートや、急勾配、階段を明示しているなど、細かな配慮がなされている。</p>
	<p>この狭い敷地内に、3ヶ所のベビー別途と、1ヶ授乳室、車いす対応の自販機や、自販機も販売商品ごとに明示されている。</p> <p>1ヶ所にAEDも完備し、万が一の場合に備えて、連絡先電話番号も明示している。</p>
	 <p>授乳室は園内に一か所であるが、新しく、清潔な印象である。園の敷地面積は、動物公園の1/3であることからすれば、十分である。</p>
	<p>全体的に、幼児を連れた家族が多いが、大人二人や、男一人、外国人の家族なども見受けられた。</p> <p>爬虫類館では、飼育員がいろいろ説明しながらワニに餌やりを行っており、人だかりになっていた。</p> <p>残念な点は、こうした幼児向けの動物園でありながら、喫煙場所1ヶ所設けられており、園内マップにも明示されている点である。(実際、年配の男性が喫煙していた。)</p> <p>情報提供としては、A3二つ折り両面単色刷り「のげやま ふおーしーずーん Zoo」平</p>

成 27 年 12 月 1 日 第 70 号(冬号)を、指定管理者である(公益社団法人)横浜市緑の協会が発行し、配布していた。

※8	動物公園
	<p>寒い日であるが、雪はなし。11 時過ぎの地下鉄であるが、人は多くなく、市街中心地や、国際センター駅で降りる人多い。</p> <p>動物公園駅で下車し、エレベーターに乗ったのは、14-15 人。幼児を連れた家族と、祖父母を含めた家族。西門では、孫二人と祖父母という入園者も見かけた。</p> <p>全体的には、未就学児と両親という来園者が多い。来園者が多くはない時期であるが、少ないのでは。</p> <p>「あぶない!」の紙があるのに、南京錠は施錠しないまま、穴に掛けただけ。</p> <p>開園時間帯に、動物公園の車両が園内を走行している。(他の動物園では、工事現場内にある車両は見かけたが、園路を走行したり、駐車している車両は見かけなかった。)</p> <p>また、駐車している車両では、やや緩い傾斜地に駐車している場合でも、車輪ストッパーなどは使用しておらず、安全上リスクがある。</p> <p>森の食堂の外の柵を、昼食時にペンキ塗りしていたが、坂道を通過しただけでも、ペンキの揮発性の臭いが流れてきており、幼児には特に良くないため、休園日に実施する等の配慮が必要である。</p> <p>また、あまりにも鋸の多い展示施設等についても、計画的な補修が望まれる。</p> <p>休憩のためのイスが置いてはあるが、全てバラバラであり、注ぎ足し、注ぎ足しの印象が強く、大人が癒しを求める場所にしては、効果があるとは認められない。</p> <p>現在も、ふれあい動物園の工事中であるが、全体的な印象としては、狭い敷地内にぎゅうぎゅう詰の展示をしているという印象がある。いろいろ詰め込むため、樹木は伐採され、杜の都の動物園にしては、森(樹木)のない動物園となり、夏場の熱い日差しを避ける休憩所もなくなり、幼児や年配者には、過酷な環境になると予想される。</p>

※9	動物公園
	<p>連休最終日の午後で、風もあり寒い日である。</p> <p>地下鉄には、親子連れ、祖父母と孫等が初日より多いような印象。</p> <p>入園者はいつもどおり、就学前の子供連れの親子、祖父母を含めた家族づれが多いが、普段より、若い男女が多い様な印象あり。</p> <p>動物公園駅駐車場とビジターセンターの間の階段から西門へ。これまで認識していなかつたが、エレベーターが混雑している場合には、有効との印象。</p> <p>喫煙所は、東門、西門の入園前の近くに変更確認</p> <p>AED は、東門、西門の入園券売場に備えてある表示あるも、公園案内図には表示なし。</p> <p>救護室の表示はあるも、AED 表示のある東門の売場と救護室は離れており、入園者に万</p>

が一の事態が発生した場合には、適切な対応ができない恐れがある。
千葉動物公園では、AED が設置してある施設名を記載し、野毛山動物園では、AED の設置場所である管理事務所の電話番号を記載しており、緊急対応に配慮した園内案内マップとなつており、参考になつた。

※10	動物公園
	<p>地下鉄東西線開業 3 ヶ月後の日曜日。比較的暖かい朝である。</p> <p>開園時間を目指して地下鉄に乗車した仙台市駅では、立っている乗客も各車両に見かけるほどの混み具合であったが、国際センターと川内で大量に下車し、八木山動物公園駅まで乗車したのは、数えるほどであった。</p> <p>開園直後はガラガラの状態で、10 時近くになってから、西門から小さな子供連れが来園。キリン駐車場に車が駐車しているのが認められ、地下鉄の利用状況に不安を感じた。</p>

2. 所感

今回の動物公園の監査に当たっては、1.動物公園及びその他の動物園等の視察に記載のとおり、複数の動物園等を視察した。そうした動物園の視察を通じて、動物公園の「優れている点」と「改善を望む点」について、参考のために「所感」として報告することとした。

従って、これは、地方自治法にいう、「監査の結果」又は「監査の結果に添えて提出する意見」には該当しない。

(1) 優れている点

①	野生シジュウカラガンの羽数回復事業と環境大臣賞の受賞
	<p>繁殖と放鳥 1,000 羽達成により、平成 27 年 5 月に環境大臣賞を受賞している。 (環境省と日本鳥類保護連盟)</p> <p>動物公園では、動物公園のホームページや、展示等において、シジュウカラガンの羽数回復事業の開示はしているものの、動物公園では余り積極的な開示をしていないように感じた。</p> <p>また、受賞について、動物公園内では開示はしておらず、こうした取組に対する評価を、市民の皆さんに報告し、知ってもらうべきである。</p> <p>なお、遡る平成 19 年にも、同事業の 30 年以上の活動により、環境省自然環境局長賞を受賞している。</p>
②	繁殖賞の受賞
	<p>同様の表彰に關係するが、JAZA では、動物園水族館で飼育している動物で、国内で初めての繁殖に成功した園・館を「繁殖賞」として表彰している。動物公園は、これまでに以下(表IV-2-①)に示す多くの繁殖賞を受賞している。</p> <p>動物園の 4 大目的のひとつである「種の保存」への貢献の「証」であり、広く来園者に知ってもらい、動物園を理解してもらう努力をすべきである。因みに、表彰楯は、倉庫に保管しているとのことである。</p> <p>繁殖賞受賞の状況は、八木山動物公園年報では 1 ページを割いて開示しているものの、同年報は一般入園者には配布されていないため、開示されていないに等しい。市民のための動物公園である。</p> <p>千葉動物公園の場合には、動物科学館の一角にコーナーを設けて開示している。なお、動物公園では、これまで以下の繁殖賞を受賞している。</p>



表IV-2-① 動物公園が受賞した繁殖賞

	受賞年	動物名		受賞年	動物名
1	1968年	インドジヤッカル	13	1985年	ウォータードラゴン
2	1971年	アフリカスイギュウ(人工)	14	々	チョウゲンボウ
3	々	カナダガン	15	々	シジュウカラガン(人工)
4	1972年	アフリカスイギュウ	16	々	シジュウカラガン
5	1973年	マゼランガン(人工)	17	1986年	トウホクアカシカ
6	1980年	マゼランガン	18	1988年	オオタカ
7	1981年	フクロウ(人工)	19	1989年	ニホンイヌワシ(人工)
8	1982年	ハワイガン(人工) 2件	20	々	チョウゲンボウ(人工)
9	1983年	フクロウ	21	々	ノスリ(人工)
10	々	アカダイショウ(人工)	22	1990年	トッケイイヤモリ
11	1984年	ハワイガン	23	1992年	チャイロバシリスク(人工)
12	々	コロンビアクジャクガメ	24	々	チャイロバシリスク

上記の表の網掛け部分が鳥類で、24件中14件、また、1980年代の受賞が24件中16件となっている。1992年の受賞以降、繁殖賞の受賞はない。

現在飼育している動物で、国内初めてという事は、動物園の歴史が長くなるほど、困難になってくるが、今後は、国内初めてではなくとも、「種の保存」のための繁殖の成功が求められる。

ちなみに、2000年代での繁殖例としては、2012、2013年の日本コウノトリ、2013年のジェフロイクモザルとスマトラトラ、2014年のレッサーパンダ他、2015年のホンドフクロウ等がある。

③	動物公園内の完全禁煙の実施
	<p>円山動物園、大森山動物園、千葉市動物公園、及び野毛山動物園のいずれの動物園も禁煙をお願いしているものの、全面禁煙にはなっていない。これに対して、動物公園は、12月1日より、園内全面禁煙になり、東門(旧正門)入口の売店からも「たばこ」が撤去された。</p> <p>仙台市の条例では、公園等の場合、施設内での禁煙とすることになっている。動物公園については、就学前の小児や中学生以下の入園者が多く、両親や祖父母と両親との家族連れが多いことから、受動喫煙を避けるために全面禁煙に踏み切ったことは、大変すばらしいことである。</p> <p>中には、喫煙者の要望もあると思われるが（他の動物園において、園内禁煙との看板があるものの、喫煙所の撤去まで至っていないことからしても、想像される。）、子供連れの家族等の場合は勿論、大多数の理解は得られるものと確信する。</p>

(2) 改善を望む点

①	動物公園の作業車両の通行時の安全対策について
	<p>例えば、12月6日の地下鉄東西線の開業による無料開園日において、多くのベビーカーに乗った幼児や、車いすの方などが入園されている時間帯に、動物公園の作業車両が園内を走行していたが、作業時間等に何等かの配慮が必要ではないか。</p> <p>円山動物園、大森山動物園、千葉市動物公園、及び野毛山動物園を視察した際には、滞在時間が短い等、同一条件ではないものの、柵で囲まれた新しい展示施設の工事現場等では工事関係車両を見かけたものの、その他は見かけることはなかった。</p>
	
②	駐車時の安全対策について
	<p>現在、動物公園内の作業時には、車止めのストッパー等はしていない。</p> <p>仮に、開園日においても車両を使用せざるを得ない状況下であっても、傾斜の</p>

	<p>ある場所等への駐車の場合、車止めストッパーを置くなどの配慮が必要である。事故が起ってしまう前のリスク回避策である。</p>
	
③	<p>立入禁止と南京錠の施錠について</p> <p>立ち入り禁止の柵を設置し、南京錠をかけている場所があるが、いつも南京錠は付いているもの、施錠まではしていない。南京錠をするならば、例えば、汚水処理施設等のように、きちんと施錠まですべきである。</p> <p>場所は異なるが、年配の女性が、敷地内の柵の脇から入ってくるのを目撃したことがある。</p>
	
④	<p>強風時等の安全対策について</p> <p>12月6日の強い風により、旗指物が支えのブロックごと倒れているのを目撃したが、万が一の場合を想定した場合、一定以上の強風の場合に、撤去するなり、転倒防止対策が必要である。</p>

		
⑤	<p>案内図における AED の設置場所の明示について</p> <p>動物公園では、2ヶ所の救護室を公園案内図に載せているが、AED は2ヶ所(東門と西門)に設置しているものの、公園案内図には表示はされていない。円山動物園では4ヶ所、千葉動物公園では6ヶ所、大森山動物園と野毛山動物園でも1ヶ所の AED 設置場所を案内図において明確にしている。生命の危機に対応することであり、来園者に使用をお願いすることにもなるため、明示して欲しい。</p> <p>できれば、案内図の AED 表示に合わせて、連絡先の電話番号を付記してあれば、より緊急対応性が高まることになる。</p> <p>因みに、動物公園では、西門のビジターセンターと東門の売札所の2ヶ所に設置しており、AED の表示は行われているが、東門側の救護室は、売札所から離れた授乳室に置かれている。</p>	
		<p>千葉市動物公園の例であるが、園内案内マップの右上に大きく AED の設置場所を記載しも園内6ヶ所に AED マークが表示されている。</p>
⑥	<p>授乳室について</p> <p>動物公園ではビジターセンターとラクダ舎前の2ヶ所に授乳室を設置している</p>	

	<p>が、ラクダ舎前の授乳室は、プレハブの中に入り、外観的に、案内板も古く消えかかったような状況になっており、大事な赤ちゃんへの授乳をしたいと思うような状況はない。(監査人補助者の女性に部屋を確認してもらったところ、中は悪くはないようである。) せめて、お母さんが使いたくなるような気配りが必要である。</p> <p>また、利用に当たっては、東門(旧正門)の係員に申し出るようになっているが、わざわざ移動しなければならないため(負担になるため)、インターホンのようなもので、授乳室の前から申請できるような気配りが欲しい。又は、東門の担当者の電話番号を明示することも1つの方法と考える。</p>
⑦	<h4>休憩場所の確保と椅子について</h4> <p>動物公園は、全体的には傾斜が多い動物園で、幼児や年配者にとって休憩場所が欲しいところである。休憩場所として、ある程度の椅子は確保されているが、休憩のための椅子は、(中央ひろばを除き)仕様に統一性もなくバラバラで、かつ、雰囲気として座りたいとの気持ちが起きないようなものが多い。幼児や年配者の休憩場所の確保は当然として、大人の入園者を増やすという意味からも、休憩場所の検討が必要と思われる。</p> <p>また、狭い公園内に、多くの施設を増設する計画から、杜の都の動物公園であるにも関わらず、樹木は伐採が進み、夏場の日差しを避けて休憩するスペースは限定的であり、熱射病対策には十分な配慮が必要である。</p>

	
⑧	<p>食堂・売店の冬場の閉店について</p> <p>動物公園内には、森の食堂と、さるやま売店・お山の売店そしてアフリカ園売店の4ヶ所で食事又は軽食が取れるようになっている。但し、森の食堂及びアフリカ園売店以外は、冬期間は閉店しているが、公園案内図やインターネットホームページでの開示はない。利用者への配慮が望まれる。</p> <p>動物公園のホームページの「園内売店・食堂のご案内」からは、経営している公益財団法人仙台市公園緑地協会のホームページに繋がり、「売店・食堂のご案内」を見ることができるが、冬場の閉店についての案内はない。</p>
⑨	<p>施設の補修工事のタイミング等について</p> <p>平成28年1月9日の3連休初日のお昼時間帯において、森の食堂前の鉄柵の錆対策の塗装を行っていたが、お昼時間帯もさることながら、3連休の人が多くなるタイミングで、ペンキの塗装をするスケジュールには検討の余地があると感じた。</p> <p>当然、車いすに乗った幼児や、未就学児、そして高齢者も多いタイミングで、しかもお昼の食堂前でのペンキ塗装は、前坂を下って脇を通過しただけでもペンキの臭いが鼻をついたため、休園日に合わせて実施する等の配慮が望まれる。</p> <p>なお、園内には以下のような飼育場等の施設の錆の強い施設や、子ども向け写真スポットの劣化など、早急に塗装等の修理が必要と思われる施設がある。</p>

	 
⑩	<p>動物公園内で配布されているパンフレット等について</p> <p>動物公園内で配布されているパンフレット等には、公益財団法人仙台市公園緑地協会が編集・発行している「杜 mori げんき」 や「青葉の森から」などがあるが、「八木山動物公園 NEWS」は、閲覧できるものの、自由に持ち帰るものはなかった。なお、配布されていた「杜 mori げんき」vol12号(2015秋冬号 take free)では、～「特集」より身近になった八木山動物公園へ～が掲載されたものである。</p> <p>職員の方にお願いしたところ、「八木山動物公園 NEWS 第 22 号 2015」を頂くことができたが、バックナンバーで在庫がある場合には、持ち帰ることができればと感じた。</p> <p>なお、先の「杜 mori げんき」は、動物公園の入園料徴収業務や食堂・売店を収益事業として行っている公益財団法人仙台市公園緑地協会の PR 誌であり、動物公園からの情報誌ではない。また、「青葉の森から」第 39 号 winter (2016 年 1 月 5 日発行)も、企画・編集:仙台市青葉の森緑地 管理センター、発行:公益財団法人仙台市公園緑地協会である。したがって、内容も、森や樹木等に関するものになっている。</p> <p>市は、平成 10 年 4 月に、動物公園の管理運営を財団法人仙台市公園緑地協会に委託したが、これは、動物公園職員を同財団に派遣することが前提になっていた。その後、平成 13 年の派遣法改正に基づき、市職員が、同財団に転籍はできないことから、平成 14 年 4 月に組織変更して、現在の仙台市建設局八木山動物公園として再開された。その際に、こうした業務だけが緑地協会に残したものと考える。</p> <p>動物公園独自の、A4 サイズの両面程度の情報誌(月刊)があり、入口等で配布すれば、パスポート利用者や豊齢者等のリピーターには、良いサービスの提供になるものと思われた。</p>

⑪	公園案内図について
	<p>今回視察した他の動物園の園内マップと比較して、動物公園の案内図に配慮して欲しい点は以下のとおりである。AED 設置場所の明示等、既述の分を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全体の距離間が分るように、50m又は100mの長さが分るスケールを追加する。 ○ 急な坂道と、階段の場所は、ベビーかーや車椅子の利用者の参考になるため、表示する。 ○ 子供が動物公園内で写真をとる場合で、動物のパネルに顔を入れてとるようなパネル(例えばゾウ舎の前)があるが、あまりにもペンキ等が剥げており、可哀そうな状況にある。他の動物園と比較しても、これだけ多くの幼児が訪れる動物園としては、残念なサービスであり、予算の関係もあると思われるが、早期にペインティングする等の対応が望まれる。 ○ 同様な案件としては、ツキノワグマの金属部分の鏽、ツル舎の合成樹脂の曇りなど、早期に修理や補修が望まれる。
⑫	ボランティア活動について
	<p>案内ボランティア「楽芸員ダッチャ」は現在11名登録しているが、活動については、月1~2回となっていて、いつ会えるのか分らない。ボランティアのため、無理なお願いはできないかと思うが、できれば、月の第1、第3の日曜日といった制度にしてもらえば、該当日に動物公園に行こうというようなスケジュールを立てやすく、より制度の価値と認知度も上がると思慮する。</p> <p>今回視察した他の4園では、活動日(曜日)が開示されているため、参考にされたい。</p> <p>なお、横浜市の場合、ボランティア活動を市民協働として位置づけている。</p>

以上、動物公園が市民にとって、より良い環境のもとに動物と出会えることと、飼養されている動物にとっても、より良い環境(動物の福祉の観点)のもと、共存できることを願ってやまない。

V. 監査の結果と意見(まとめ)

動物公園は、平成 26 年度の年間総入園者数 491 千人の動物園である。平成 26 年度の公益社団法人日本動物園水族館協会(JAZA)に登録している動物園 88 園のうち、民間経営等を除く地方自治体の経営する 70 動物園の平均入園者数は 447 千人である。動物公園は 23 番目の入園者数となっており、日本有数の動物園といえる。

現在の動物公園の経営は、他の殆どの自治体同様、一般会計に含まれているが、その歳入総額 126 百万円に対して、歳出額は、経常支出である運営管理費 647 百万円、及び施設整備事業及び動物園魅力アップ事業である臨時支出 115 百万円となっており、差引 636 百万円の支出超過となっている。(内、運営管理費分としては、521 百万円の超過。)

施設整備事業は、建設局における政策的投資であり、現在進められている「ふれあい広場」の整備等に係るものであるが、運営管理費分は、現状では、動物公園を経営する限り、毎年同程度の金額を、一般会計の中で負担していかなければならない。

各自治体では、受益者負担という側面から、入園料の見直しを行っている動物園もあり、仙台市においても現在検討のための準備が進められている。

こうした動物園であるが、現在の動物園は、博物館法に基づく「博物館相当施設」であると同時に、都市公園法及び仙台市都市公園条例に基づく施設の二面性がある。

このような法体制の中で、動物園には、「環境教育」「レクリエーション」「自然保護(種の保存)」「調査・研究」という 4 つ役割がもとめられている。従来の動物園は、健全で安全なレクリエーション施設(即ち、都市公園法的な視点が強い。)として運営されてきたのが実態である。しかしながら、上記の 4 つの役割が求められる動物園には、今後、動物の福祉の視点も踏まえて、生きている動物をどのように扱っていくか、即ち、博物館相当施設としての役割をどのように果たしていくかが重要になってくると考える。

両者は、相対するような性格があり、市民の健全で安全なレクリエーションとしての役割を主目的とするならば、今後の人口減少が見込まれている状況下に置いては、国は勿論、市の財政面も将来的にますます厳しくなることが予想されるため、相応の受益者負担を入園者にお願いせざるを得ない。極論は、全額入園者、即ち受益者に負担してもらうことになる。

他方、環境教育や、自然保護(種の保存)、及び調査・研究という役割を第一義的な目的に据えて自治体として運営して行くという方針であるならば、採算を全面に出すことは難しいと考える。この場合の極論は、入園料は無料とし、仙台市は、種の保存等と市民の教育と福祉のために財政支出することになる。

従って、現在、環境省自然環境局が進めている「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」の進捗状況に留意するとともに、今回の包括外部監査の結果等を踏まえて、仙台市民(等)に親しまれている「仙台市八木山動物公園」の将来のあるべき姿を検討していくことを望むものである。

添付資料1 動物園裏話

(1) 動物公園の敷地について

現在の八木山の敷地は、明治時代までは越路山と呼ばれていた。大正から昭和初期において、仙台は杜の都と呼ばれながら全国の都市の中で死亡率が第3位となっていた状態であったため、仙台市民の体力増進のためにピクニック道路を造り、運動場や遊園地を作ろうと八木山の開発に取り掛かったのが八木久兵衛氏（1849~1923）であった。

仙台城址から八木山動物公園へ向う道の、青葉区と太白区とを分けている竜の口沢にかかる吊り橋、即ち八木山橋や、八木山という地名は、五代目八木久兵衛氏の八木山開発があったから存在している。

昭和32年に三居沢に復活した動物園が手狭になったことにより、昭和40年に動物園が移転することになったが、移転に当たっては、八木久兵衛氏の経営する紅久株から土地が寄贈されたことにより実現したものである。

八木山動物公園前には、五代目 八木久兵衛氏の胸像が建立されている。また、八木山市民センター裏には、久兵衛氏が開発に先立って完成した越路山神社跡には、歌碑と芳名碑が残っている。

出典: 仙台市ホームページ 太白区>太白漫步>八木山動物公園

太白区長おすすめコース No5 91

出典: 太白区まちづくり推進協議会(情報提供:ディスカバーたいはく5号) より

因みに、現在の八木山動物公園の敷地・太白区八木山本町一丁目43番の地番は、昭和44年11月の土地区画整理法の換地処分による換地の従前の土地は、越路であった。

また、現在の「アフリカ生態園」は、1929年（昭和4年）に完成した八木山球場の跡地であり、形状がそのまま生かされている。

因みに、アフリカ生態園のそばには、1934年（昭和9年）11月の日米野球の際にベーブ・ルースが打ったホームランの着地点に彼の銅像がたっている。

(2) 動物園という名称について

「動物園」ということばは、「博物館」とともに福沢諭吉によるものである。それまでは「禽獸園」と呼ばれていたが、福沢諭吉は『西洋事情』の中で、初めて使用した。動物園は、**Zoological Gardens** の訳であるが、直訳すれば動物学園とすべきものを、動物園と表現した。現在では、中国でも使用されている。

出典: 上野動物園ホームページ 上野動物園の歴史 開園前夜

コラム「動物園という名称」よりの訳であるが、直訳すれば動物学園とすべきものを、動物園と表現した。現在では、中国でも使用されている。

添付資料3 動物園運営形態別明細

No	動物園名称	管理者名称	備考
指定管理者			
1	弥生いこいの広場	一般財団法人弘前市みどりの協会	
2	盛岡市動物公園	公益財団法人盛岡市動物公園公社	
3	さいたま市大崎公園子供動物園	公益財団法人さいたま市公園緑地協会	
4	埼玉県こども動物自然公園管理事務所	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
5	狹山市立智光山公園こども動物園	智光山パークマネジメント JV	
6	東京都恩賜上野動物園	公益財団法人東京動物園協会	
7	東京都多摩動物公園	同上	
8	井の頭自然文化園	同上	
9	羽村市動物公園	株横浜八景島	
10	江戸川区自然動物園	公益財団法人えどがわ環境財団	
11	横浜市立野毛山動物園	公益財団法人横浜市緑の協会	
12	横浜市立金沢動物園	同上	
13	横浜市立よこはま動物園	同上	
14	富山市ファミリーパーク	公益財団法人富山市ファミリーパーク公社	
15	高岡古城公園動物園	公益財団法人高岡市民文化振興事業団	
16	いしかわ動物園	一般財団法人石川県県民ふれあい公社	
17	長野市茶臼山動物園	一般社団法人長野市開発公社	
18	飯田市立動物園	環境文化教育機構(株)	
19	浜松市動物園	公益財団法人浜松市花みどり振興財団	一部業務
20	豊橋総合動植物公園	公益財団法人豊橋みどりの協会	一部業務
21	五月山動物園	一般財団法人池田市公共施設管理公社	
22	淡路ファームパークイングランドの丘動物園	南淡路農業公園(株)	
23	愛媛県立とべ動物園	公益財団法人愛媛県動物園協会	
24	高知県立のいち動物公園	公益財団法人高知県のいち動物公園協会	
25	広島市安佐動物公園	公益財団法人広島市みどり生きもの協会	
26	福山市立動物園	公益社団法人福山觀光コンベンション協会	
27	大牟田市動物園	西日本メンテナンス(株)	
28	宮崎市フェニックス自然動物園	宮崎市フェニックス自然動物園管理(株)	
29	公益財団法人沖縄こどもの国	公益財団法人沖縄こどもの国	
30	ネオ・パーク オキナワ	名護自然動植物園(株)	
31	等津の森公園	公益財団法人北九州市都市整備公社	
32	鹿児島市平川動物公園	公益財団法人鹿児島市公園公社	

委託業務			
1	埼玉県大宮公園小動物園	公益財団法人埼玉県公園緑地協会	
2	海の中道海浜公園動物の森	一般財団法人公園財団	
3	久留米市鳥類センター	公益財団法人久留米市都市公園管理センター	補助事業
直営			
1	札幌市円山動物園	札幌市	
2	旭川市旭山動物園	旭川市	
3	おびひろ動物園	帯広市	
4	釧路市動物園	釧路市	
5	秋田市大森山動物園	秋田市	
6	仙台市八木山動物公園	仙台市	
7	桐生が岡動物園	桐生市	
8	日立市かみね動物園	日立市	
9	東京都立大島公園	東京都	
10	足立区生物園	足立区	
11	千葉市動物公園	千葉市	
12	市川市動植物園	市川市	
13	川崎市夢見ヶ崎動物公園	川崎市	
14	小田原動物園	小田原市	
15	甲府市遊亀公園附属動物園	甲府市	
16	鰐江市西山動物園	鰐江市	
17	小諸市動物園	小諸市	
18	須坂市動物園	須坂市	
19	市立大町山岳博物館	大町市(長野県)	
20	三島市公園楽寿園	三島市	
21	静岡市日本平動物園	静岡市	
22	名古屋市東山動物園	名古屋市	
23	豊田市鞍ヶ池公園	豊田市	
24	岡崎市東公園動物園	岡崎市	
25	京都市動物園	京都市	
26	和歌山公園動物園	和歌山市	
27	大阪市天王寺動物公園事務所	大阪市	
28	神戸市王子動物園	神戸市	
29	姫路市立動物園	姫路市	
30	とくしま動物園	徳島市	

31	わんぱーくこうちアニマルランド	高知市	
32	周南市徳山動物園	周南市	
33	福岡市動物園	福岡市	
34	西海国立公園九十九島動植物園	佐世保市	
35	熊本市動植物園	熊本市	
36	公益財団法人日本モンキーセンター	公益財団法人日本モンキーセンター	
37	公益財団法人宇部市常盤動物園協会	同左	
民間経営			
1	宇都宮動物園	荒井賢治	
2	那須どうぶつ王国	那須高原リゾート開発(株)	
3	群馬サファリパーク	群馬サファリワールド(株)	
4	東武動物公園	東武レジャー企画(株)	
5	市原ぞうの国	(有)市原ぞうの国	
6	富士自然動物公園	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)	
7	伊豆アニマルキングダム	(株)伊豆バイオパーク	
8	伊豆シャボテン公園	(株)サボテンパークアンドリゾート	
9	熱川バナナ・ワニ園	(株)熱川バナナワニ園	
10	アドベンチャーワールド	(株)アワーズ	
11	みさき公園	南海電気鉄道株	
12	姫路セントラルパーク	加森観光(株)	
13	(株)池田動物園	(株)池田動物園	
14	秋吉台自然動物公園	田中金属(株)	
15	長崎バイオパーク	バイオパーク(株)	
16	九州自然動物公園	九州アフリカ・ライオン・サファリ(株)	

添付資料4 視察動物園の概要

視察動物園の概要(1/3)								添付資料4		
施設名称		仙台市 八木山 動物公園		札幌市 円山 動物園		秋田市 大森山 動物園		千葉市 動物公園		横浜市 野毛山 動物園
所在地		仙台市		札幌市		秋田市		千葉市		横浜市
所在地都市人口 人		1,073,765		1,942,356		318,530		966,417		3,712,170
経営者		仙台市		札幌市		秋田市		千葉市		横浜市
所属部課名		建設局		環境局丸山動 物園		商工部		都市局公園 緑地部動物 公園管理課		動物園部野 毛山動物園
H26年度管理者		仙台市		札幌市		秋田市		千葉市		指定 管理者
指定管理者名称		該当なし		該当なし		該当なし		該当なし		公益財団法人 横浜市緑の協 会
会計		一般会計		一般会計		一般会計		特別会計		(委託費)
総面積 (単位: m ²)		125,787		224,780		150,070		339,722		33,060
対八木山面積比		100%		179%		119%		270%		26%
開園時間 通常 冬期		9:00~16:45 9:00~16:00		9:00~17:00 9:00~16:00		9:00~16:30 10:00~15:00		9:30~16:30		9:30~16:30
休園日		毎週月曜日 12/28~1/4		12/29~31無休 土日祝日		3/21~11/30 1/4~2/28		毎週月曜日 年末年始		毎週月曜日 年末年始
入園料	一般	400大人		600大人		720大人		500		入園無料
	団体	320団体		540団体		520団体		2割引		
	小・中	100中学生以下	無料	高校生以下	無料	小・中	100			
	未就学 児	無料	年間バスボーネット	1,000年間バスボーネット	1,230年間バスボーネット	小学生未満	無料			
	年間バス ボート	1,000				年間バス ボート	2,500			
							H28.4.1より値上 げ等が決定して いる。大人は700 円に値上げ。			
入園者数 有料	57%	281,698	34%	451,585	39%	109,477	53%	303,281	0%	0
無料	43%	210,107	66%	871,280	61%	172,399	47%	271,934	100%	1,012,000
計		491,805		1,322,865		281,876		575,215		1,012,000
入園者数／市人口		46%		68%		88%		60%		27%
駐車場と料金	全車	400円大型		1,200円全車		無料大型		2,100		専用なし
		普通		700円		普通		500		
	駐車台数限り	他								
	公共機関推奨	2ヶ所		833台4ヶ所		427台		台数記載なし		公共機関推奨
							マップに開示			
職員数 正規職員		47		45		30		37		19
非正規職員		7		12		20		5		13
計		54		57		50		42		32
対八木山人数比		100%		106%		88%		84%		76%
正規職員の割合		87%		79%		60%		88%		59%
飼育動物 哺乳類	種	点	種	点	種	点	種	点	種	点
	42	223	54	316	50	325	62	530	21	858
鳥類	46	168	52	197	40	189	65	259	37	235
爬虫類	35	88	52	162	11	32	6	29	37	141
両生類	0	0	16	225	2	3	1	2	0	0
魚類	0	0	1	10	3	45	1	1	5	913
無脊椎動物	0	0	0	0	1	16	0	0	0	0
合計	123	479	175	910	107	610	135	821	100	2,147
案内図における動物 等の明示の仕方	案内図に直接展示動物 明示	エリア毎の展示動物種明 示	番号で展示動物明示	展示ゾーン別に動物種 明示	番号で展示動物明示					
		園内案内版で現在地確認 可								

視察動物園の概要(2/3)

添付資料4

施設名称	仙台市 八木山 動物公園	札幌市 円山 動物園	秋田市 大森山 動物園	千葉市 動物公園	横浜市 野毛山 動物園	
HP						
大型哺乳類 象	○	3 ×	0 ○	2 ○	2 ×	0
キリン	○	2 ○	1 ○	2 ○	2 ○	1
ライオン	○	2 ○	2 ○	1 ×	0 ○	1
トラ	○	3 ○	2 ○	1 ×	0 ○	1
北極グマ	○	3 ○	4 ×	×	0 ×	0
サイ	○	2 ×	0 ×	×	0 ×	0
カバ	○	3 ○	2 ×	×	0 ×	0
ゴリラ	○	1 ×	0 ×	○	3 ×	0
※1参照						
※1	種の保存という動物園の役割においてスマトラトラとシジュウカラガムの種別調整園館に認定されている。					
※2	名譽園長 高木美保 環境大臣 種の保					
案内図(マップ)より その他						
方角表示		あり	あり	あり	あり	あり
縮尺表示		なし	あり(100m)	なし	あり(100m)	なし
放し飼い動物		明示なし	明示なし	明示なし	明示なし	クジャク
売店・軽食舗		5ヶ所	4ヶ所	2ヶ所	5ヶ所	1ヶ所
食堂		1ヶ所	4ヶ所	2ヶ所		
コンビニエンス・ストア		なし	1ヶ所	なし	なし	なし
	(なし)	タバコ販売				
	(なし)	アルコール販売				アルコール販売
ランチタイム・エリア等		中央休憩所	園内各エリア	ピクニック広場	中央広場	休憩所3ヶ所
				アソヴェの森		
オフィシャル・ショップ			1店舗			
水飲み場		明示なし	7ヶ所	明示なし	明示なし	5ヶ所
授乳室		2ヶ所	7ヶ所	2ヶ所	2ヶ所(給湯)	1ヶ所
ベビーカー		2ヶ所 (レンタル)	2ヶ所 (レンタル)	明示なし	3ヶ所 (レンタル)	明示なし
車椅子		なし	2ヶ所	同上	3ヶ所(無料)	同上
急勾配・車椅子ルート表示		なし		あり		あり
非常口表示		なし	なし	なし	なし	あり(2ヶ所)
おむつ換えシート		6ヶ所	8ヶ所	4ヶ所	9ヶ所	3ヶ所
喫煙所	12/1より 全面禁煙 案内図に喫煙	3ヶ所 但し、正面入り口 園内は禁煙の表示	3ヶ所	明示なし 喫煙場所有 入口に全面禁煙	1ヶ所	
ボランティア活動	案内ボランティア 11名の「芸能員ダッチャ」	75名の動物解説活動 4班でポイントガイド	27名のガイド「太陽の会」 申込制「MY ZOO ガーディナー」	1種類の動物ガイド イベント手伝い他 毎週日曜日	Zoo野毛山探検隊 動物ガイド クイズ 毎月第2.4日曜日	
月1~2日		ミニは毎週日曜日		毎月第2.4日曜日	毎月第2.4土曜日	
トイレ	7ヶ所	12ヶ所	6ヶ所	10ヶ所	5ヶ所(内子供用)	
内車いす対応	6ヶ所	10ヶ所	3ヶ所	6ヶ所	4ヶ所	
オストメイト対応設備	明示なし	2ヶ所	明示なし	1ヶ所	1ヶ所	
救護室	2ヶ所	1ヶ所	明示なし	1ヶ所	明示なし	
AEDの設置	明示なし	4ヶ所	1ヶ所	6ヶ所	1ヶ所	
公衆電話	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所		
総合案内直通電話		2ヶ所				
Wi-Fiスポット	明示なし	明示なし	2ヶ所	明示なし	明示なし	
コインロッカー	明示なし 該当はあり	2ヶ所 正門・西門	明示なし	2ヶ所		
自動販売機	明示なし 該当はあり	明示なし 該当はあり	9ヶ所	明示なし 該当はあり	5ヶ所 内1車椅子対応	

視察動物園の概要(3/3)								添付資料4		
施設名称		仙台市 八木山 動物公園		札幌市 円山 動物園		秋田市 大森山 動物園		千葉市 動物公園		横浜市 野毛山 動物園
発行紙等の配布		NEWS 閲覧		たより				しばZOO		ふおーしーずん
	※	八木山動物公園NEWS		さっぽろ円山動物園だより		コミュニケーション		どうぶつこうえんニュース		のげやまふおーしーずんZOO
		年3回発行		季刊発行				季刊発行		季刊発行
								バックナンバー		H27.12.1
		第22号 2016winter		2015秋号 Vol143		2014.10月 No88		2014秋号 No91 他		第70号(冬号)
		カラーA4 8ページ		カラーA4両面		カラー12ページ冊子		カラー8ページ冊子		単色4ページ
	※	原則閲覧であるが、依頼すれば配布してもらえた。 その他の配布冊子等 公益財団法人 仙台市公園緑地協会 発行の「杜morigenき」 特集 より身近になった八木山動物公園へ 「どうぶつのくに vol.75 JUN 2015」 特集 祝50年! 仙台市八木山動物公園 達つ人 シジュウカラガ								